

衆議院 農林水産委員会 議録 第九号

昭和五十九年四月十八日(水曜日)

午前十時八分開議

出席委員

委員長 阿部 文男君

理事 上草 義輝君

理事 田名部匡省君

理事 小川 国彦君

理事 吉浦 忠治君

理事 小里 貞利君

近藤 元次君

田邊 國男君

月原 茂晴君

二階 俊博君

羽田 孜君

三池 信君

山崎平八郎君

串原 義直君

新村 源雄君

細谷 昭雄君

駒谷 明君

武田 一夫君

神田 厚君

津川 武一君

出席國務大臣

農林水産大臣

山村新治郎君

出席政府委員

農林水産大臣官

角道 謙一君

農林水産省構造

改善局長

森実 孝郎君

農林水産省農畜

園芸局長

小島 和義君

林野庁長官

秋山 智英君

林野庁次長

後藤 康夫君

水産庁長官

渡邊 文雄君

委員外の出席者

第一類第八号

農林水産委員会議録第九号

昭和五十九年四月十八日

人事院事務総局

任用局企画課長

森園 幸男君

国土庁地方振興

局山村豪雪地帯

振興課長

三上 惣平君

大蔵省主計局主

計官

涌井 洋治君

文部省社会教育

局青少年教育課

長

伊藤 俊夫君

厚生省社会局更

生課長

池堂 政満君

林野庁林政部長

齋 滋君

林野庁職員部長

土屋 國夫君

林野庁指導部長

高野 國夫君

林野庁業務部長

田中 恒寿君

労働省労働基準

局労働管理課長

新村浩一郎君

労働省労働基準

局補償課長

佐藤 正人君

労働省労働基準

局安全衛生部安

全課長

加米 利一君

労働省労働基準

局安全衛生部勞

働衛生課長

福渡 靖君

労働省労働基準

局賃金福祉部福

祉課長

山口 泰夫君

労働省労働基準

局賃金福祉部賃

金課長

征矢 紀臣君

自治省財政局地

方債課長

柿本 善也君

会計検査院事務

総局第四局審議

大木 昭夫君

農林水産委員会

調査室長

矢崎 市朗君

四月十八日

補欠選任

鍵田忠三郎君

二階 俊博君

佐藤 隆君

近藤 元次君

田澤 吉郎君

仲村 正治君

松沢 俊昭君

島田 琢郎君

菅原喜重郎君

藤原哲太郎君

同日

補欠選任

近藤 元次君

佐藤 隆君

仲村 正治君

田澤 吉郎君

二階 俊博君

鍵田忠三郎君

島田 琢郎君

松沢 俊昭君

菅原喜重郎君

藤原哲太郎君

同日

補欠選任

近藤 元次君

佐藤 隆君

仲村 正治君

田澤 吉郎君

二階 俊博君

鍵田忠三郎君

島田 琢郎君

松沢 俊昭君

菅原喜重郎君

藤原哲太郎君

同日

補欠選任

近藤 元次君

佐藤 隆君

仲村 正治君

田澤 吉郎君

四月十八日

農業振興地域の整備に関する法律の一部を改正

する法律案(内閣提出第六四号)

同月十六日

農産物輸入自由化・枠拡大阻止に関する請願

(串原義直君紹介)(第二九〇五号)

農畜産物の輸入規制・畜産経営安定対策等に關

する請願(志賀節君紹介)(第二九〇六号)

は本委員会に付託された。

同日

補欠選任

鍵田忠三郎君

二階 俊博君

佐藤 隆君

近藤 元次君

田澤 吉郎君

仲村 正治君

松沢 俊昭君

島田 琢郎君

菅原喜重郎君

藤原哲太郎君

同日

補欠選任

近藤 元次君

佐藤 隆君

仲村 正治君

田澤 吉郎君

二階 俊博君

鍵田忠三郎君

島田 琢郎君

松沢 俊昭君

菅原喜重郎君

藤原哲太郎君

同日

補欠選任

近藤 元次君

佐藤 隆君

仲村 正治君

田澤 吉郎君

二階 俊博君

鍵田忠三郎君

島田 琢郎君

松沢 俊昭君

菅原喜重郎君

藤原哲太郎君

同日

補欠選任

近藤 元次君

佐藤 隆君

仲村 正治君

田澤 吉郎君

二階 俊博君

措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第三三三号)

○阿部委員長 これより会議を開きます。

内閣提出、保安林整備臨時措置法の一部を改正

する法律案、国有林野法の一部を改正する法律案

及び国有林野事業改善特別措置法の一部を改正す

る法律案の各案を一括して議題とし、審査を進め

ます。

質疑の申し出がありませんので、順次これを許し

ます。上西和郎君。

○上西委員 最近、森林の持つ社会的機能、効能

が再認識をされまして、つい先般、日本国有鉄道

が新幹線のグリーンの乗客に無料で配布をします

「グッデイ」という雑誌が森林の特集をいたしま

した。その中の大きな見出しに、森林は人類の保

護者であるというのがあります。

事ほどさように、農林水産省、林野庁、そうし

た方々の努力とは全然別なところで森林の持つ機

能、効能が再認識をされ、マスコミが社説で相次

いで取り上げる。こういう状況の中で、極めて残

念なことには我が国の国有林の収支の赤字だけが強

調され、そのことに関するキャンペーンあるいは

法改正が行われているということについては若干

異議があるのでありますが、それはさておきまし

て、こうした新しい社会の動きに並行いたしました

て、今次の林野三法に關し、私は幾つかの問題点、

現実の事実を指摘をしながら、大臣、長官あるい

は関係の皆さんから所信なり見解をいただきたい

と思うのであります。

まず、基本的に最初にお尋ねしておきたいの

は、分収育林制度の今次提案に關してでありま

す。

これは、確かに山に緑をとにかくということに關して國

際

際

際

際

際

際

際

際

際

際

民の総参加を求めるといふ意味では極めて画期的な提案であり、私、そのことをつゆいささかも疑うものではありません。ただ、先般来我が党の同僚議員初め幾多の質問がありましたように、一歩誤れば、あえて福島交通とは言いませんけれども、保安林が国民の疑惑の眼の中で処理をされていく、国有林がいつの間にか特定の何とということになっていきかねない危険性がありますので、本間に地域の振興のために、地元の方々の協賛体制、そうしたことに十二分の体制はとられるのかどうか、その辺に關して所信をお伺いしたいと思ひます。

○秋山政府委員 国民の皆さんの森林造成への、森林資源の確保への要請というのは非常に高うございす。私も国有林におきましても、森林造成への国民の参加を通じて国民の方々の御理解をいただくという考えから、今回国有林の分収育林制度を導入したわけでございす。今先生のお話がありましたとおり、国有林野事業と地元との關係というのは極めて深い關係がございまして、地域振興ということは、国有林野事業はこれまでも十分留意してやってきましたつもりでございす。すし、今後ともさらにその点については充実強化していかねばならぬというふうに考えております。

○上西委員 私は、私の出身地鹿兒島県で十有余年、山に縁をという形で、その協議会の議長として

て今度の選挙が済むまでやってみようと思ひました。その間、今長官がお話しのようなことがしばしばあるのであります。後ほど御質問申し上げますが、振動病対策で連絡協議会を持たれる、そうした林業振興でのいろいろなことが出てきます。そういうときに、私ちよつと不思議に思ひます。いろいろな団体が入るのであります。そこで働く労働者の代表がなかなか入れてもらえないのです。その連絡協議会とかそういった調整機関の中に、鹿兒島県では何回か林務部あたりにお願いをしまして、オブザーバーでなら参加を認めるとか、ある委員会は書面で意見を申し出るなら認めるしてまいりました。

○秋山政府委員 私ども、これまでのいろいろな協議会におきましては、やはり地域の皆さんの御意見を伺うということを進めてまいっておるわけでございす。昨年の森林法改正におきましての、先生御承知の間伐等の対策を立てるための整備計画におきましても、地域の皆さんの御意見を伺うということではいろいろの手だてをとっておりますが、今後の検討課題でもございすので、そこは研究させていただきたいと思ひます。

○上西委員 御検討いただくようでありますが、ぜひ実現をされますように重ねて御要望申し上げます。さて次に、私は随分と現場を回っております。その中で、私の感じでは、意外と国有林の中における、あるいは国有林関係の方々の中に、相次いで重大災害が発生しているのではないかと、死亡事故を含む大変大きな災害が発生しているようであ

りますが、林野庁の直接の職員の方のことも含めまして、関連する企業、いわゆる民間の林業労働者の災害の発生状況等についてまず御説明いただきたいと思ひます。

○土屋説明員 私は、直接国有林野事業に従事している者たちの労働災害の問題についてお答えたいと思ひます。労働安全の確保というのは、申し上げるまでもありませんけれども、人命尊重の立場からはもとよりであります。円滑な事業の運営にとつて不可欠な条件でありまして、これまでも労働災害防止対策の徹底に努めてきたところでございす。昭和五十八年度の直用事業、直接行っております事業における労働災害の発生件数は千五百十九件ということになっておりまして、改善計画を策定いたしました五十三年度に比へまして約六五％というところで、三五％ほど減少してまいっております。しかしながら、大変残念なことでありまして、死亡災害等の重大災害が依然として発生している現状でございす。今後さらに私どもとしては労働災害対策の一層の徹底を図ることとしております。

○上西委員 わかりました。それでは、関連する民間林業労働者の関係で大変重大災害が多いようでありまして、特に死亡事故などについて現状を御説明いただきたいと思ひます。

○田中説明員 私からは、国有林にかかわりのある民間の事業体の災害の状況につきまして御説明申し上げます。林業労働一般に重大災害が非常に多いことは、大変残念なことではございす。したがって、国有林野事業といたしましても、これまで立木の販売時期あるいは各種事業の発注の時期等をとらえまして、関係行政機関とも連絡をとりながら労働安全衛生の確保には十分慎重にいろいろと御指導をいたしているところでございす。

○上西委員 大変残念だと部長はおっしゃって、かつ、一つも減っていない、こういうことを見ますと、私、本当に不思議でたまらないのであります。私、まだ新人でありますから、資料収集能力

この数字は、残念なことではございすけれども、大体横ばいと申しますか、余り減少の傾向とはなっておりません。昨年度について見ますと、これまでの報告によりますと、立木の買い受け事業体で二十二件、請負の事業体につきましては十六件、合わせて三十八件となつております。

が大変低いので、わずかしか持っておりませんが、昭和五十六年度のデータを見ますと、亡くなった方が全部で三十六名。大変不思議に思いますのは、青森の局管内などでは十日間で四件死亡事故、四十日余りで結局六人死んでいられる。こういう異常な事態は、私はどうしても納得できないのであります。一体林野庁は何をされているんだ。本当に災害が起きたときに責任を痛感しているのか、人の命をどう思っているのだとまで、私は言いたいのであります。名古屋管林局の神岡管林署管内では、三カ月間で二人死んでいられる。こういうことが放置されていて、極めて残念でありますという答弁で終わるようであれば、長官、私は林野庁の責任を厳しく追及したいのであります。

○秋山政府委員 私ども、国有林野に關連する事業につきましては、安全に作業をするということが極めて重要でございまして、特にこれからの地域の林業事業と申しますのは、国有林、民有林を通じてやはり地域の林業の担い手でございまして、したがって、その健全な発展が望まれます。したがって、これまでも林野庁といたしましては、林業事業体の労働災害防止につきましては、指導監督の権限を持って、関係行政機関と十分連絡をとりまして指導を進めておるところでございまして。

若干具体的に申し上げますと、まず管林署と労働基準監督署の間におきましては、災害防止につきまして定期的に連絡協議による情報交換をすることとか具体的な方策について検討することにして、また請負事業体との間の労働災害連絡体制の整備につきましても十分やるような指導もしております。さらに、立木処分あるいは各種事業の請負をするにおきましては、パンフレットなどももちろん直接手渡しして労働安全対策の指

導を実施しておるわけでございますが、これらにつきましては今後さらに一層徹底しまして、労働災害の防止により一層努めていかなければならぬと思っております。

そこで、重大災害等が多発する事業体に対する措置としましては、もちろんその原因を追究し、あるいはその態様につきまして十分調査いたしまして、場合によりましては請負契約の一定期間の停止ということも含まれて適切に対処してまいりますが、これは先生御指摘のとおり大変重大な問題でございますので、その面ではさらに力を入れて対処してまいりたいと考えております。

○上西委員 直接の国営事業ではありませんが、例えば電電公社あたりは月に一回、日を決めて、午前中半日を全部とって関連企業全員を、俗に言う下請、孫請まで全従業員を集めて、そこに公社側の職員も派遣をし、安全ミーティングを毎月一回やっております。それでも事故はなくなりませんよ、人間のやることですから。

ところが、私見しております、林野庁はそういうことを具体的にやっていないと見られてしまうのではないのです。ですから、お答えは結構です。少なくとも他の国営事業が、そうした公社関係が具体的にどのような安全対策をやっているか、もつと情報を収集し、それに負けないだけの体制を、とりわけこれだけ大きな、重大災害を続発させている責任をもつと痛感をして、きめ細かな災害防止体制をぜひ強く重ねてお願いを申し上げておきたいと思っております。

ところで、大臣、私ちょっとお尋ねしたいのであります。私、職場が電力会社でありますけれども、民間企業であっても収支の問題は国よりもさらに厳しゅうございまして。ですから、パートでございまして、これは赤字だとなる。私は九州電力であります。ある特定の部が大変大きな赤字を連続して出した。そうしたところが、上、社長からとは言いませんけれども、トップ層から末端の一線現場の管理者あたりまで〇〇部は金食い虫だという議論がずっと出るような

つてきた。この風潮が全社に広がった。その部に死亡事故を含む重大災害が歴年連続をしたのであります。

私は大臣にあえてお尋ねしたいのであります。例えば年度末手当が出る。そうすると、どこはいいが赤字の国鉄、林野は、何かあると赤字の国鉄、林野は、今度もそうでしょう。閣僚会議が今週中にあるのか来週あるのか、すべて出てくるのは赤字の国鉄、林野はというマスコミの表現であり、それを肯定しているあなた方じゃありませんか。やめてほしいのです、赤字と言います。森林が持つ機能は、私が先月二十七日、大臣、長官にお尋ねしたとおり、金銭にかえ得ないすばらしい機能を果たしている。そのことを一顧だにせずに林野は赤字だと言います。そうしますと、家族を含めて、父ちゃん、手当どうなるの、ベースアップどうなるのとなったらどうなるのか。子供の進学を控えている、子供の就職がある、娘が嫁入りしようとしている、そういうとき、家族ぐるみ、おれたちの資金どうなるんだ、手当どうなるんだという不安を与え、動揺を与えて、災害防止ができませんか。国有林内の災害、関連企業の災害を防止する最大の近道は、まずく、関連企業の赤字論を抹消し、国有林を含む日本の山が持っている機能を全国民に理解をさせる、その中で働く者に誇りを与える、誇りを持たせる、このことではないかと思っております。

そのことに関して、大臣の所信を承りたいと思っております。

○山村国務大臣 先生今御指摘のように、国有林野というものが国土の保全、水資源の涵養、これらを含めて公益的部分を多く有しており、これらのPR不足も確かにあります。今後はそれらについても十分PRをしていきたいと思います。また、職員が高い意欲を持って職務に当たることが何と云っても最重要であろうと思っております。これによって労働安全の確保ということができると思っております。このため、職員が意欲的に職務に取り組める職場づくり、いわゆる適

切な人事管理や、また職員研修の充実などを図ってまいるとともに、各般の労働災害防止対策の徹底に努めてまいりたいと思っております。

大いなる情勢下にある国有林野ではございまして、士気の高い安全な職場づくりのために今後とも一層努めてまいりたいと思っております。

○上西委員 大臣のお答えはそれなりにわかるのですが、現在の政府・自民党の姿勢の中では、それ以上出ないでしょう。しかし、厳しい林野事業とおっしゃるから問題なんですよ。林野は厳しいのが当たり前でしょう。

大臣にあえてお尋ねしますが、警察は赤字ですか、黒字ですか。消防署は赤字ですか、黒字ですか。だれが議論しますか。いざというときに働いてもらえる、国民の生命と財産を守ってくれるから警察や消防の赤字、黒字が議論されぬのでしよう。赤字ですか、黒字ですか、どんな大臣だってお答えできますか。国有林だつて同じじゃありませんか。そういうことで、私、この前胸を張って申し上げました。男山村新治郎、今最も厳しいときに農林水産大臣、名前からして山村を守る方です。それから、そうした意味合いで、大臣が、あなたがみずから先頭に立って、くだらない赤字論を消せ、やめろ、そして伸び伸びと働ける環境づくりをやりたい、こういうことを総理大臣初め閣議の中でもつともつと主張してほしいのです。そうして、何かおれたちがサボっているから、悪いことをしているから赤字になったのではないかと思わせないで、ちなマスコミの論議なども厳しく注文をつけてほしいのです。そして、やはり山を大事にしよう、緑を大事にしよう、ということ、それが後世に残る名大臣として歴史に名をとどめられると思っておりますので、このことを強く御要望申し上げます。

この問題について、長官、民間林業労働者の災害問題についてひとつ具体的なお願いがあるのです。それは、私も何人も体験したのですが、一番ひどかったのは、熊本管林局下屋久管林署管内で民

林労働者が集材中にワイヤーにはねられて死にました。即死でした。そうしましたら、その御親族の方から連続六夜、私のところに電話があったのであります。遠く屋久島から。何の電話か。主人が亡くなったときに後どうなるのかということから始まって、私も少し社会保障をかじっておりますので、いろいろ御説明する。例えば役場に行つて労災保険のことを聞いたら、それはいかぬか、たと思つたのですけれど、さっぱりわからぬ、どうしたらいいか、厚生年金のことはどこへ行つていいかわからぬということで、きめ細かな答えを六日間やっであげて、ようやく御遺族の方は落ちつかれました。

そのとき私は思つたのです。管林署は今権力人を減らせ、赤字だときゅうぎゅうやつて、管林署もつぶされようとしている。そういう中でありますが、やはり管林署の職員の方々の中に、せめて民林労働者に重大災害が起きたときには、労働者災害補償保険はこうなりますよ、厚年はこういうことがあります、国年はこういうことがあります、そうしたことに、例えば労働基準監督署に管林署の方で少しパトナタッチしてあげましょう、社会保険事務所に手続をとってあげましょう、こういう窓口がない、機能を持たせてないことを私は非常に残念に思つたのです。地域林業あるいは分収育林などをお進めされようとなさるならば、やはり管林署の中に一人か二人、全部詳しくなくても、少なくとも監督署や社会保険事務所に対するいわゆる口添え、手続の窓口的な機能を持つような方を設置されることが地域林業の振興につながると思つていますが、その辺についてはいかがお考えでしょうか。

○秋山政府委員 国有林の関連します立木販売あるいは請負事業をなされる民間事業体に対します安全対策につきましては、私も国有林野事業としましては、発注者としての立場から、関係機関と連携をとりながら今までも指導してまいつておられるわけですが、御指摘の労働災害発生時における事務手続につきましては、これらの立場

に立ちまして、その事業を発注する際にこれはまず十分に指導していかなければならないと思つております。これは進めてまいりたいと思つております。

それから、万が一不幸にして死亡災害が発生しました場合の補償手続等の事務手続でございますが、これにつきましては、前もって発注の際には十分指導していくつもりでございますけれども、相談を受けるような場合には、関係機関と連絡をとりながら、この事業体に対して適切な指導を進めてまいりたいと考えております。

○上西委員 林業労働者がたくさん働いている、いわゆる俗に言う過疎地帯の実態をおわかりいただきたいと思うのです。一家の大黒柱が年平均三十六、七人も現実には殺されているのです。それ以外でもたくさん重大災害が起きている。大げがをして担ぎ込まれている。こういうときに、後に残された家族は一体何ができますか。そういうときに、やはり業者とかなんとか言う前に、請負させた指導監督をしている管林署が遅滞なく業者を督促し、そして手続をとり、家族を、時によつては遺族になつた方々を一刻も早く安心をさせる。こういうことを管林署が機能を發揮してこそ地域林業の発展につながる、こう思いますので、よりきめ細かな体制づくりを、長官、重ねて私はお願い申し上げます。

次に、振動障害問題について少しくお尋ねをしたいのであります。御承知のように、レイノ現象が起きる、白ろ病だ。そうして現在では、何も林業労働者だけではない、こういうことで大変幅広く発生しておりますので、振動病、こう総称されておりますが、私、このことについて、民間林業労働者のことを主としてきょうはお尋ねをしたいと思つておりますが、健診の実施状況は具体的にどうなっているかをまず最初にお尋ねをしたいと思つております。

○補遺説明員 答えをいたします。

チェーンソーを使用する労働者の健康診断につきましては、これは基本的に行政指導の範囲の中ではございますけれども、昭和四十五年度から実施を進めてきております。

内容としては、雇入れのとき、当該業務への配置がえのとき、それから定期に医師による特殊健康診断、こういうようなことを実施をしております。この健診を一層促進させる目的で、昭和四十五年度から林業労働災害防止協会に委託することによりまして、巡回方式による特殊健康診断制度を創設いたしました。その受診の向上に努めてきておるところでございます。

最近のこの委託巡回健診の実施状況を見ますと、昭和五十八年度では全国で一万七千五百六人の方が受診をしておられるという状況でございます。

○上西委員 実施状況はわかりました。

ただ、私、先ほど申し上げましたように、十数年、鹿児島県で林政関係の責任者をしておりまして、ざくばらんに具体的なことを申し上げますと、鹿屋の労働基準監督署長、四代ほど前の方でしたが、私、どうしてこんなに受診が進まないのかと言つて署長と直談判したことがあります。定年でおやめになつておられますが、そのときにその方が一言おっしゃいました。幾ら働きかけても、最も理解がないのは林業の経営者、会社社長だ。口を酸っぱくして言つても受診に応じしてくれない。悔しい、残念だとおっしゃる。そのとき、では管林署はどうしていかすかと聞いたら、口を閉ざして語りませんでした。黙つていたところを見ると、管林署当局は非協力的ではなかつたかと私は推察するのであります。いやいや、管林署もやってくれましたというなら、返事が出たのであります。沈黙を守つたのは同じ横目の署長同士、他をそしつてはいけません、こういうことで沈黙を守つておつたと思つておりますが、民間林業労働者の振動病健診について、林野庁、局、署に至るまで果たしてそうしたことについて積極的な働きかけを、応援協力をやっておりますの

か。全国的なことはよくわかりませんが、ローカルなことを少し申し上げて恐縮ですが、長官、いかがなんでしょうか。

○秋山政府委員 私ども、国有林野事業の直用についての振動障害対策はもちろんであります。さらに国有林野事業にかかわります民間林業事業体の振動災害につきましては、これは一般林政の施策と相まちまして、国有林としましては関係行政機関と連携をとりながら努力をしておるわけでございます。

特に、具体的に若干申し上げますと、契約時におきまして、この振動障害の防止のためのチェーンソーの使用の時間規制であるとか、いろいろとその規制にかかわる問題については十分法令に基づいて遵守すべきことを徹底を図つておるわけがあります。

それから、製品生産事業であるとか造林事業の請負契約に当たりまして、請負契約書の中に労働安全衛生に関する諸法令及び諸通達の遵守という項目を入れました徹底を図つておるわけがあります。それから、請負事業体には、チェーンソーを使用する場合、二時間規制のための具体的な手段方法を盛り込んだ作業計画書というものを提出させまして、その内容をよくチェックいたしました。その内容に基づきまして指導をすると同時に、また、チェーンソーの使用状況を把握するための報告書も出させておるわけでございます。

先ほどもちよつと触れましたが、管林署と労働基準監督署の間におきましては定期的な連絡協議の場を設けまして、振動障害に関する情報の交換であるとかあるいは対策等の検討を行つておるわけでございます。私どもはこれに付きましては徹底してやっておりますつもりでございますけれども、今先生の御指摘のようなことがあつたとしても、今後とも十分徹底を図りますと同時に、関係事業体につきましても、その内容を十分理解、徹底させまして、その防止を図つていくようにこれか

らも努めてまいりたいと思います。

○上西委員 長官、私はあなたがこのころ長官だ
ったと思いませんけれども、少なくとも振動病障
害の患者百名以上の方々と私は直接接触をしてい
ます。国有林の中で現に振動病にかかり、治療を
受けている方のところに、私每晚お訪ねをして話
をしていただきたいと思います。

それで非常に印象に残ったのは、私の管轄管内
でチェーンソーの第一号の使用者は私でありま
す。私は戦時中兵隊にとられて、復員してきて山
に戻った。そして一生懸命働いて、ある日、署に
呼ばれて署長みずから、君、これは我が管轄管内
に配置されたチェーンソー第一号である。君が技能
優秀であるから君にこれの使用を認める。彼は感
激をし、おれは一番優秀な伐倒手だ、こういうこ
とで喜び勇んでチェーンソーを使った結果が、無
残にも今振動病患者になっていたのであります。

林野庁が奨励したから、民間の業者もチェー
ンソーをどんどん取り入れた。言うならば間接的
に、林業労働者の振動病患者は林野庁がつくった
と言っても過言ではないと私は思っております。
そういうことはもちろん予測できなかったのだ
が、結果としてはそうなっている。ところが、そ
の振動病患者の健診その他について、必ずしも末
端では十二分に対応していない、ここに問題があ
ると思うのです。ですから、長官、現在の長官と
して秋山長官はその胸の痛みをやはり持ってほし
いと私は思うのであります。民間、国有林を合わ
せて一万人を超える林業労働者の振動病患者の発
生の大もとは、林野庁が安易にチェーンソーを大
量に使用させた結果だ。このことは、長官以下林
野庁あるいは農水省の皆さん方も厳しく受けとめ
ていただきたい。

その上に立って言いますならば、労働省からお
答えがありました。民間林業労働者の健診を林
業防に一任しているということも果たしてい
いのですかと私はお尋ねしたのであります。林
業防に一任している、そして全部通知をしました
ら結構ですというやり方では、振動病で泣いてい

る民間林業労働者の救済は永遠に不可能だと思
うのであります。

あわせて、少しきめ細かにお尋ねします
が、健診当日の賃金や交通費の補償はどうなっ
ているのか。健診の受診料は本人負担なのか公費負
担なのか。こうしたことなどについてもあわせて
して、林業防一任の現状を含めて少しくお答えい
ただきたいと思うのです。

○福渡説明員 この振動障害関係の特殊健康診断
の実施の責任は基本的には事業者にあるというふ
うに私もは考えており、そのように指導してき
ております。

まず、健診の費用の負担がどのようになってい
るのかということですが、このようなか
とでございまして、本来は事業者が負担をする
ということになるかと思いますが、林業の実態
から見まして、作業現場が固定されていないこ
と、また山間僻地にあること、こういうような特
殊な事情がありその履行が十分に担保できない、
こういうことを考慮いたしまして、先ほど申し上げ
ましたような委託巡回方式による健康診断を実
施をしてきておるわけでございます。

この委託巡回方式による健康診断は、国が健康
診断費用のうちの一部を負担して実施をするこ
ういう形で、事業者と国が負担をするという形にな
っております。

それから、健診当日の賃金あるいは交通費の取
り扱いでございますけれども、これは振動障害の
予防に資するという健康診断でございますので、
行政指導に基づいて行われておるものであるとい
う関連もございしますが、その業務に労働者を従事
させる上で必要なものである。これは事業者側
とてそういう立場になるかと思えます。そう
いうことで、事業者において当日の賃金、交通費
を負担することが望ましいというふうにお尋ねして
おります。

それから、こういうような性格の健康診断で
ございますので、先ほど申し上げました昭和四十五
年にチェーンソーによる振動障害の防止に対する

基本的な考え方を行政指導をした際には、事業者
がみずからこういう健康診断を実施するように
という指導をしております。したがいまし
て、私どもは当初は事業者の自主的な判断に基づ
く健康診断の促進ということで指導をしてまいり
ましたけれども、この健診が十分に進まないとい
うことで、昭和四十八年度から林業労働災害防止
協会に委託する方式を取り入れたわけでござい
ます。したがいまして、この林業防に健診を一任
しているということではなくて、この林業防へ委
託をしておる健診は事業者が自主的に行う健康診
断を一層促進をさせるという考え方で現在も行っ
ているところでございます。

○上西委員 現状については理解できます。

ただ、ここで、この委員会に御参会の皆さん方
に御理解いただきたいのでありますが、振動病患
者は重症になると夫婦間の性行為が不可能になる
という、悲惨な病気の病気であります。私は何人か
の患者の方に、おたくどうかと聞くと、顔色を変
えて、だれから聞きましたか、私ためですと言
う。自殺が多いのも、妻が泣く泣く夫を捨てて家
族を捨てて実家に帰っていくのも、すべてはそこ
に尽きるものであります。ところが、その振動病の
本当の恐ろしさ、悲惨さが出ないために、ある週
刊誌などは、休業補償をもらいながら遊んでいる
振動病患者、こう書いてしまふ。

ですから、私は、大臣以下並みいる皆さん方、
与野党の先生方にも、ぜひ振動病患者の陥ってい
る悲惨な現実をびしっととらえていただいて、だ
から一刻も早い健診を、一日も早い認定を、そし
て長期にわたる治療をということを進めていた
きたいと思っております。でなければ、今お答えがあ
りましたけれども、こうこうやっているから万全
ですと言っても、仏つくって魂入れずになるので
あります。振動病の恐ろしさを本心に理解をし、
本心に誠意を持って事の処理に当たっていただき
たい。労働省にはこのことを重ねてお願いしてお
きたいと思っております。

さて、認定の問題であります。

民間林業における最近の認定患者の発生状況を
まず簡単に御尋ねをしておきます。

それを含めて、私は鹿兒島の実態を少し申し上
げておきたいのであります。例えば、名前を具体
的に挙げますが、熊本大学医学部、久留米大学医
学部、こういうところで認定を受けてきますと、
鹿兒島の労働基準局は霧島の労災病院で認定を受
けないとだめだ、こうなるのです。

ざっくりばらんに申し上げます。三、四年前に、
ある患者の方が受けに行ったら、霧島労災病院の
ある院長、これは今おやめになって独立されてお
りますけれども、その患者の振動病は梅毒による
原因だ、こういう診断書を出したのであります。
全然本人は身に覚えがない。一家は悲嘆のどん底
です。家庭は壊滅寸前までいきました。慌てて
我々が、これは屋久島の人でしたから屋久島の保
健所に行つてやたら、屋久島の保健所長さん、
もちろんお医者さんですが、この方が検査の結果、
梅毒については全く真つ白だ、だがそんな診断
をしたか。労働省の指定をした霧島労災病院の医
者がやったのであります。一步誤れば自殺寸前ま
で追い込む、こういう病院にしゃにむに受けに行
かないと振動病の認定を認めない。これが労働省
の基本的な方針なのかどうか。私はこのことにつ
いては直接タッチをしましたから、怒りを持って
お尋ねしたのであります。この認定の病院の
指定についてはどうお考えなのか、どういふ基
準、通達をお出しなのか、お尋ねをしたいと思います。

○佐藤説明員 お答えいたします。

まず、前段の民間林業労働者の振動障害の認定
状況でございますが、過去三年度にわたる時系列
に追った数字がございまして、御説明申し上げ
たいと思っております。

一番新しいのが五十七年度末の数字でございま
して、振動障害により現在療養を継続しておる数
を申し上げますと、五十五年度末で全国計で五千
三百七十六人、これは対前年度で申し上げますと
一・八割の増ということになっております。そ

ということではないか、かように考えております。

ただ、現在私どもは、身体障害者福祉法に定める法別表の障害の程度に該当する方であつてまだ身体障害者福祉法に基づき手帳を受けておられない方々、こういう方々につきましては、申請があれば積極的に身体障害者手帳を交付し、それぞれの対応を図っていくという考えでございます。

○上西委員 現状はわかりました。

私は、厚生省並びに林野庁長官にお願いをしたのであります。ちよつと専門外のことではありますが、厚生省、おわかりいただけると思う。

IQ、知能指数の測定をした結果、その区分によつて療育手帳はA1、A2、B1、B2と四ランク出ますね。それと同じように、振動病患者も症度がI、II、IIIと分かれていきますね。これについて、知能指数によつて療育手帳の区分を設けたと同じように、振動病患者もその症度の区分によつて身体障害の等級を決めて身障者手帳を交付する、こういうことを具体的に林野庁から、おたくも中に三千数百名抱えているわけだから、そうした方々を救済する方法を林野庁あるいは山村大臣が厚生省に働きかける、厚生省もそれにきめ細かに対応する、こういうことをこの場でお願いを申し上げておきたいと思つております。

この民間林業労働者の災害あるいは振動病問題を含めて、大臣にここでお尋ねをしておきたいと思つております。

それは、民間林業労働者にこれ以上重大な災害を発生させてはならぬ。今お答えがあつたように、振動病患者はほとんど出でてきているわけですね。これは新規発生なのか、わからぬでおつたのを改めて掘り起こしたのかは別として、現に居ることは事実であります。これ以上この悲惨な振動病患者をふやしてはならない。そのことがまたひいては災害を減らし、振動病患者を予防していただく。このことが大きな意味で日本の林業を振興し、山に緑をとることが守られていくことじゃないでしょうか。

そうしたことに關し、大臣としてはどのような見解、所信をお持ちなのか、ここで總括的にお答えいただきたいと思つております。

○山村國務大臣 振動障害の防止ということは、我が国林業振興の上からも重要なことであると認識いたしております。このような観点に立ちまして、今後とも関係省庁と連絡を密にしなから、各種の振動障害防止対策の一層の推進に力を入れてまいりたいと思つております。

○上西委員 大変強いお答えであります。私は現実をきちつと押さえて、大臣はもろん長官にぜひお願いをしておきたいのは、例えば国有林の山の中にちよつと入つていきます。そうすると、請負の方々が働いている。見ると、真夏だと全部ヘルメットを脱いでしまつています。ヘルメットを外しているんですよ。もちろん菅林署の方はだれもいない。ヘルメットを外すことがどんな災害につながるかということがわかつていてもついでやつてしまふ。こういうことがやはり現実の姿としてあるわけですね。

だから、チェーンソーの一日二時間規制だつて、果たしてどれだけ守られているのか、やはり疑問に思つてます。そうしたことについて、よりきめ細かな、そして本当にだれでも納得でき、守られるような予防対策ということについてぜひ御苦心をいただきたい、このことを最後にお願ひ申し上げておきたいと思つてます。

ここでちよつと話がかわりますけれども、職員採用の問題についてお尋ねをしたのであります。

人事院が林業関係で初級採用をした。ところが、採用予定者と著しく差がある。全国のトータルでいきますと、今年四月一日、きりぎり半分しか採用していない。この現実について、なぜこういう結果が生じたのか、お答えいただきたいと思つてます。

○秋山政府委員 林野庁におきます林業初級職の採用についてでございますが、これは先生も御承知のとおり、人事院の採用候補者名簿に記載され

た中から選考することとしておるわけでございます。従来からも必ずしも記載者全員が採用になつていくわけじゃございませんが、今年度は名簿に記載されながら採用にならなかつた者の数が例年より多い結果になつております。

本年度の新規採用につきましては、年度の途中におきまして、林政審議会からも新規採用の現探抑制を求められておりますし、またその後の検討過程におきまして、国有林野事業の経営改善におきましての要員規模の縮減が特に重要な課題というところで位置づけられた関係もございまして、抑制幅が大きくなつたわけでありまして、採用希望者の期待に十分沿えなかつた面はございます。これは、国有林野事業の厳しい経営事情を反映するものとして御理解を賜りたいわけでございます。

今後の問題としましては、当分の間、新規採用につきましてはやはり厳しい状況が続くものと考えられますが、私どもは、今後将来に向けて国有林野事業を維持発展させるために必要な採用者数につきましては確保してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○上西委員 私、今長官のお答えになつた事実を否定しようとは思いません。ただ、少なくとも人事院の採用予定者数に入つた二百九十六名中、本年は百四十七名しか採用していない。昨年は三百八名中二百八十八名採用している。こういうことが、現実にはその採用予定者名簿に記載された家庭にどういふ悲劇を起しているかを考えたいと思つております。

尾頭つきでお祝ひをした。ああこれで菅林署に入る、ほかから採用が来て、いやうちは菅林署にやるから、こういうことでみんなキャンセルをしておつたら奈落の底にたき落とされる。それを恨む。日本政府であります。人事院を恨む。林野庁を恨む。このことが、ローカルであつても全国津々浦々に現象として出てくる。このことに関しましては、大臣、あなたも道義的責任をお考へいただきたいと思つてます。そして、せつかく林業労働者として頑張らうとした青年の希望を無残に打ち

ち砕いた、このことについて厳しく反省をしながら、二度と再びこういうことが起きないように、また、ことし不幸にして積み残した方々を何らかの形で救済することについて具体的な対策をお立てになることを、この場をかりて私は強くお願いをいたしたいと思つております。

私、自分自身片田舎におりますから、公務員試験に通つてどんなにうれしかつたということは、痛いほどわかるのであります。とりわけ熊本菅林局管内がひどいのであります。四十九名中二十一。二十八名も採用を取りやめた。これは何か九州を目的かたきにしたのか。林野庁長官、自分が局長をやつたところだけ採つたのかとまで言いたい。局によつて物すごいアンバランスがある。何か林野庁の中でえこひいきをしたのじゃないかとまで思いたくなるのですよ、この数字を見ますと。ですから、恨みは深い林野庁。人事院一緒であります。こういうことが今後起きないように、将来の林業振興のために、この若人たちの希望の芽をそれこそ消すようなことのないように、私は心から重ねて強くお願いを申し上げ、質問を終わらせていただきます。

ありがとうございました。

○阿部委員長 神田厚君。

○神田委員 林野三法に關連をいたしまして、林業白書、五十八年度も出されましたので、その關係で御質問をさせていただきます。

まず、我が国の人工林面積は九百九十万ヘクタール、全森林面積の三九%を占めるに至つております。そのうち、三十五年生以下に保育、間伐を必要とする生育途上のものが全体の八八%を占めている状況であります。

そこで、林業経営費の増高によりまして森林所有者の経営意欲が著しく減退している、こういう状況の中で健全な森林の育成が一体できるのかどうか、その点につきましてどういふふうにお考へになりますか。

○秋山政府委員 我が国の森林、林業の現況を見ますと、木材需要の低迷あるいは林業経営諸経費

の増高ということで、林業生産活動が大変停滞しておるわけでございます。また、木材関連産業も深刻な状況にあるわけでございまして、これが対策が大変重要になっておるわけであります。

また一方におきましては、この森林の持つております各機能の高度発揮に對します国民的要請も高いわけでございまして、そのためには、私ども、何と申しましてもやはり造林、林道というふうな林業生産基盤の整備、それから林業地域の活性化という問題に大事でございまして、したがって、そういう問題に積極的に取り組むと同時に、保安林の機能強化、治山事業の積極的な推進というふうな国土保全対策にも意を用いながら、さらには森林造成の結果として生産される木材の有効な利活用が必要でございまして、木材産業の体制整備あるいは木材需要の増進という問題については、これまでもやってまいりましたが、さらに一層これらの問題を中心として林業の振興、林業地域の活性化、さらには森林資源の維持造成に努めてまいりたい、かように考えておるところでございまして。

○神田委員 特には、私あるいは公有林、私有公有のどちらにおきましても、緊急に初回間伐を必要とする森林面積は約百九十万ヘクタールと見込まれておるわけでありますが、間伐の実施は年間二十数万ヘクタールであります。

間伐がおくれる原因は一体どういうことなのか、そしてそれについてこれから先どういふふうな対応をとろうとしているのか、その辺の答えをいただきたいと思っております。

○秋山政府委員 ただいま先生お話しされましたように、初回間伐を必要とする、緊急にしなければならぬ森林面積は約百九十万ヘクタールあるわけでございまして、これらの間伐がおくれています原因としましては、まず第一は林道、作業道等の基盤整備がまだ十分でないというのが一点でございます。

不振、間伐経費の増高というふうなことから、やはり間伐材の採算性が低いために間伐意欲が低下をしておるというところがございます。

それからもう一点、戦後、拡大造林が積極的になされたわけでございまして、農家、林家の方々は初めて造林をした方々でございまして、間伐に關しましては未経験で知識が乏しい。したがって、これらのことがやはりおくれおる原因と思っております。

それからもう一つは、小径材の新しい利用開発に鋭意努力しておりますが、これはまだ十分でなく、また流通加工体制につきましても鋭意努力しておりますが、まだこれが十分でないというふうなところが、今後私どもこれを進めるための対策としていろいろ手を打っておるわけでございまして。

間伐促進総合対策であるところあるいは森林総合整備事業、さらには間伐林道の作設というふうないろいろな方法を講じてきておるわけでございまして、さらに五十九年におきましては林業地域活性化総合対策の事業も進めることによりまして、各種の対策が関連を持ちながら総合的に間伐促進に寄与し得るようにつなげてまいりたい、かように考えているところでございまして。

○神田委員 また、間伐材のうち全体の四七％に当たります百五十万立方メートルが未利用のまま林内に放置をされている、こういう状況でありまして、資源の有効利用の観点から非常に問題があると思っております。これらについての利用促進の対策はどういうふうにおとりになりますか。

○秋山政府委員 間伐材の利用促進につきましては、これまでも鋭意努力しているわけでございまして、それらを若干具体的に申し上げますと、まず第一に、間伐材の利用技術、新製品の開発という問題が一つございまして、それからもう一つは、間伐材を生産して供給するということになりまして、やはり間伐材の需要情報を的確に押さえることが必要でございまして、また流通加工施設というところを進めておりますし、また流通加工施設の設定、それから国産材産業振興資金制度におきますところの間伐等の促進資金の創設というふうなことを今までも具体的に進めておるわけでございまして、やはり地域の実態に合った形で需要開発あるいは流通加工体制の整備をしてきたところでございまして、最近いろいろとセブンイレブンと申しますか、間伐材を中心とした住宅部材の開発の問題であるとか、あるいは単板の積層材、普通LVLと呼んでおりますが、そういうものの開発、集材材の開発、さらには丸太のまま畜舎、牧場、ログハウスとかいうようなもの、また原材料としましては畳床とか、あるいはパレットのようなああいう固型燃料への利用とか、いろいろそういうふうな需要開発を進めております。

これらにつきまして、さらに今後積極的にこれを拡大強化しまして一層の利用促進に努めてまいりたい、かように考えているところであります。

○神田委員 次に、天然林の育成整備につきましか、具体的にどのような対策をおとりになりますか。

○秋山政府委員 私ども、森林の育成整備に当たっては、地域の立地条件に十分合った形で天然力の活用を図ることが非常に重要だというふうな考え方を持っておるわけでございまして、私どもが現在森林資源につきましても、整備育成の基本計画でございまして「森林資源に関する基本計画」におきましても、そういう考え方をベースにいたしまして、将来の志向すべき森林資源の状態として、人工林と天然林がほぼ半々程度になるような長期目標を立てまして、鋭意その内容の充実に努力しているわけでございまして。

具体的には、造林の補助事業におきましては、まず自然条件から見まして稚樹あるいは幼樹というものが発生が非常に活発、良好なところにつきましては天然下種更新という形で天然林施策を入れておられますし、またシイタケの原木あるいは広葉樹の用材生産をするものにつきましては、広葉樹林改良事業ということで補助事業の対象にしておるわけでございまして。

また五十四年からは、先生御承知の森林総合整備事業を創設しておるわけでございまして、その中で天然林施策の実質補助率の引き上げも図っておるわけでございまして、私どもやはりこの天然林施策というものを相当重視してやっておるわけでございまして。

五十九年度から、さらに新たに複層林造成パイロット事業というものを導入しておりますが、これもやはり天然林施策と十分関係を取りながらその育成に努力しようという考え方でございまして、これら申し上げました諸施策を効果的に活用いたしまして、天然林の育成整備に努めてまいりたい、かように考えておるところであります。

○神田委員 林業就業者の問題であります、五十七年度で五十五歳以上の全就業者数に対する構成比は三一％、四十歳以上では八四％を占める。つまり、高齢化が著しく進んでおるわけであります。こうした状況の中におきまして、林業への新規の就業者は、このところ数年、毎年四百人程度、こういうことで極めて少ないわけであります。

そこで、林業事業体の育成をどういふふうな今後つくり上げていくのか、その点はいかがでございますか。

○秋山政府委員 林業振興を図る上で、林業事業体の育成とあわせて林業の担い手を確保育成することは極めて重要でございまして、私どもこれまでもこの林業振興施策を通じて、林業に従事する方々の就業機会の増大を図るということが何と申しましても基本になるわけでございまして、それを基本といたしまして、定住要件を整備するための定住化促進対策であるとかあるいは就労条件の改善対策とあるいは若年労働者確保とあるいはグリーンマイスターの制度を導入するとか、いろいろ進めておるわけでございまして。

特に本年からは、新たにこれらの施策の上に林業地域活性化の総合対策事業ということで、林業

地域の就業機会を確保しましてその活性化を図つていこうという新しい施策、さらには林業事業体の経営基盤の強化、あるいは雇用体制の整備を図るための林業事業体雇用体制整備振興対策事業というふうな新しい事業も導入しまして、その対策をさらに一層充実してまいりたい、かように考えておるところであります。

○神田委員 高齢化が進んでいるわけでありまして、労働の強度、労働が大変激しいというふうなもの、軽減を図っていかねばならないわけでありまして、同時に、これは生産性の問題と関連がありますから、省力化、機械化の問題についてはどういふふうにお考えになりますか。

○高野説明員 お答えいたします。

林業就業者の高齢化傾向などに対処いたしまして、林業の生産性の維持向上と労働安全の確保を図りますためには、適切な林業機械の開発改良とその普及が大変重要であるという考えを持っておりまして、林野庁といたしましては、そのために、先導的な機械でございませうか、あるいは緊急を要する機械の開発改良等につきまして積極的に取り組んできたところでございます。これまでに小型の林内作業車等でございますとか集材用チェーンソーを初め間伐木等の搬出に適した小型の林内作業車等でございますとか集材用チェーンソー、こういったものを開発してきていますところでございます。また、林業機械技術者に対しまして研修等の実施を通じて林業技術の向上に努めておりますほか、林業構造改善事業等各種施策の活用によりまして、地域における林業機械の積極的な導入と機械化の推進をあわせて図っているところでございます。

今後とも、林業機械の開発改良とその普及につきまして、引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

○神田委員 労働条件の改善については、どういふふうにお考えになりますか。

○秋山政府委員 労働力の確保を図る上におきまして労働条件の改善を図ることはもちろん重要でございまして、私ども、先ほどもちよっと申し上げ

ました各種の林業振興施策を通じて、林業に従事する方々の雇用機会を増大し、就労の安定を図るといふことを進めてきておるわけでございまして、特に、雇用関係を明確化するということなど、就労条件の改善の問題、労働安全衛生の確保の問題について取り組んできておるわけでござい

ますが、五十九年におきましては、林業の持つています特殊事情と申しますか、林業の作業の间断性であるとか零細性であるとか、いろいろな問題がございまして、そこで、これらの問題も踏まえた形でいろいろな対策を練らなければならぬ、こういうことで、さつきちよっと申し上げました林業事業体の雇用体制整備振興対策事業を実施しまして、これらの問題についてはより一層改善を図れるように進めてまいりたいと考えておるところであります。

○神田委員 労働災害の撲滅など、労働安全衛生の確保はどういふふうにお考えになりますか。

○秋山政府委員 労働安全衛生の確保の問題は林業政策に極めて重要な問題でございまして、私ども、労働安全衛生管理改善事業あるいは振動障害の対策促進事業というものを中心といたしまして、これまでも林業労働災害の防止に努めてまいりましたところでございます。それらの努力の成果もだんだんと出てまいっております。振動障害新規認定者の減少であるとかあるいは労働災害の減少、さらには林業事業体の安全意識がだんだん高まってきているというふうなそれなりの成果は上げつつあるわけでございまして、今後、さらに林業労働災害防止の一層の徹底を図るといふことが非常に大事なことでございまして、事業主に対して十分理解をさせる。また、林業事業体の経営基盤を強化する、確立するということがやはり労働災害防止の基本でございまして、そういうことに十分対処しながら、五十九年度では、先ほど触れました雇用体制の整備振興対策等、この問題につきましてはさらに一層万全を期してまいりたいと思っております。

それから、これに関連しまして考えますのは、やはり雇用をよくなるということと同時に、地域の皆さんの御理解をいただくことも大事でございまして、あわせてこの振興事業対策の一環として十分対処してまいりたいと思っております。

○神田委員 次に、林道問題であります。

○秋山政府委員 林道の整備状況は、「森林資源に關する基本計画」で目標としている開墾量に對しましては四割程度でございまして、また、五十七年度の実績結果は、全国森林計画で計画している年平均計画量の五五％となつておるわけでござい

ますが、何と申しましたも、林道は適正な森林資源を確保する上におきまして基幹となる施設でございまして、地域林業の上からも大変大きな役割を担うものでございまして、私ども、非常に国家財政厳しい中でございまして、私ども、この林道の計画的また効率的な整備に努めているところであります。

特に、五十八年度から創設いたしました国産材の安定供給基地形成を目指しております林道網重点総合整備事業であるとか、あるいは間伐が現在非常に大きな問題になっているわけでございまして、間伐を積極的に進めるための間伐林道であるとか、こういうふうないろいろの施策をさらに進めてまいりまして、林道整備の効果が早期に発現し得るようにならして進めてまいりたい、かように考えているところであります。

○神田委員 林道を骨格として作業道などと一体化となりまして林内路網、これを体系的に整備することが大変重要だという指摘がありますが、この点はどういふふうにお考えでありますか。

○秋山政府委員 森林資源の適正化を図り、また林産物の合理的、効率的な搬出を図るといふことになりまして、これは林道とともにやはり作業道も十分連携をとって進めていかねばならぬわけでございます。特に作業道につきましては、造林、保育、さらには間伐というふうな事業をする上におきまして極めて大きな役割を果たしているわけでございまして、私も森林総合整備事業の中におきまして、あるいは間伐促進総合対策事業におきまして、林道と関連を持った作業道につきまして整備充実を図っているわけでござい

ます。

やはり今後とも林道と作業道というのとは十分連携をとりながら、一体的にその整備ができるような方法にさらに積極的に取り組んで森林事業の確保に努めてまいりたい、かように考えているところであります。

○神田委員 林道網の整備は、森林、林業の管理、経営にとつても大変重要であります。同時に、山村振興あるいは国土を守るという意味でも極めて重要な問題だと思っておりますが、その点どうでありますか。

○秋山政府委員 林道と申しますのは、先生今御指摘のとおり、林業の合理的な経営と同時に、森林の管理にとりまして大変基幹的な施設でございます。したがって、これにつきましては、これからの森林事業をする上にも大事でございまして、山村振興あるいは生活環境改善と、いろいろそういう面の機能も持っておりますので、そういうことにも十分配慮しながら総合的な整備を進めていくことが大事であるというふうに考えております。

○神田委員 市町村の役割と森林組合の役割の問題であります。地域林業の形成、推進にとりまして、地域全体の生産活動を相互に関連づけて活発化を図る、こういう意味におきまして、オルガナイザーとして行政上の企画調整機能を有する市町村に対する期待、あるいは活動の中核的な担い手としての森林組合の果たす役割、これが非常に重

要になってきております。

ところで、この市町村の役割は一体どういふところにあるのか、また政府としてこれからどういふ指導をしていくのか、その点を伺いたいと思います。

○秋山政府委員 林業をこれから積極的に進めていくに当たりましては、林業をめぐる情勢が非常に厳しい中では、特に山村地域におきましては市町村の果たす役割というのは極めて大きいと私は理解しておるわけでございます。私ども、林業振興への取り組みの中心に市町村を位置づけておるわけでございまして、地域林業あるいは山村振興という場合におきまして、やはり市町村を中心としたいろいろな施策を総合的に進めてまいらなければならぬと考えておるわけでございます。

地域林業振興ということになりますと、川上の森林造成生産地帯、それから川下の木材の流通加工地帯も含めまして、川上から川下までを包含する地域林業振興という面からそれらのマスタープランを作成しまして、これに基づきましていろいろの林業施策を推進する、そういう考え方を、現在地域林業整備育成対策事業というところを実施しておりますが、これもやはり市町村が中心でございます。したがって、今後これらの事業を通じまして地域林業の整備育成が図られますように市町村を十分指導してまいりたい、かように考えているところであります。

○神田委員 それでは、森林組合の今後果たすべき役割、これはどういふことなのか、また、その推進のために政府はどういふような指導をしていくのか、この点いかがでありますか。

○秋山政府委員 森林組合は、御承知のとおり、森林所有者の経営指導、造林事業あるいは間伐実施、そういうもののいわゆる施業の受託、さらには林産物の販売、森林共済事業というふうなものを実施しているわけでございますが、そういう事業を通じて、地域林業の振興、林業経営の安定を図るといふ面ではその地域の林業の中核

的な役割を果たしているわけでございまして、今後林業政策推進上非常に大きな役割を果たすわけでございます。それだけに、その育成強化というのは大きな課題であると私は思います。

そこで、これまでも森林総合整備事業とか間伐促進総合対策事業あるいは林業構造改善事業、これらの事業を実施することによりまして、森林組合の生産活動の活性化ということを図っております。森林組合は作業班を設置いたしまして、これを拡充強化してこの林業の振興、活性化にいろいろと努力をされておるわけでございまして、我々はそれに対するいろいろな助成を考えているわけでございまして、特に最近の林業生産地帯の停滞に対処いたしまして、五十九年から林業地域活性化総合対策事業というのをやるわけでございまして、その一環といたしまして、森林組合の生産販売事業の一層の拡充強化とか、組織体制の整備を行うために森林組合活動強化対策というものを実施しようとしております。これらの事業を通じて、さらにこの森林組合の育成強化を図りたい、かように考えているところでございます。

○神田委員 次に、住宅問題であります。木材需要の大宗を占める住宅の着工戸数は、五十八年度で百十三万七千戸でありまして、その中における木造率は全体の五二％というようになっております。ところで、木造住宅の建設促進に政府としてはどういふふうに対応するのか、この点についてはいかがでありますか。

○山村國務大臣 我が国の林業、林産物の健全な発展を図る上から、木材需要の大宗を占めます木造住宅の建設促進を図っていくのが極めて重要なことであると考えております。このため、農林水産省といたしましては関係各省と密接な連絡のもとに木造公営住宅の建設促進のための働きかけ、そして木材利用技術の開発や普及啓蒙の推進、また木造建築物に対する制限等の緩和、これらに努めているところであり、今後ともこれら

通じて木造住宅の建設の促進を図ってまいりたいというぐあいに考えております。

○神田委員 住宅問題は我が国経済の景気回復にとりまして極めて密接な関係を持っておりまして、その意味では、これを具体的に進めていかなければならぬわけであります。住宅政策は建設省あるいは国土庁、農林水産省、通産省、各省にまたがっている問題でありまして、その取り組みをやはりどこかで一つに取りまとめなければならぬ、こういうふうな考え方をしておりますが、どんなふうな形を考えておられますか。

○秋山政府委員 これからの木材需要を増大をさせるということになると、何と申しましては木造住宅の建設促進を図ることが大事でございまして、現在不況に低迷している木材関連産業の景気回復、振興にも非常に大事だと私どもも考えておるところでございまして、

それと、従来から私どもと建設省と密接な連携のもとにおきまして、木造の公営住宅の建設促進の働きかけであるとか、あるいは三階建ての木造住宅の建設促進のための簡易構造設計基準の制定、それから日本住宅・木材技術センターというものがございまして、ここにおきまして木材の利用開発等をいろいろとやっております。調査あるいは技術開発研究等をいろいろと進めているわけでございまして、これらの成果に基づいて、大工、工務店へこういう技術開発の成果を指導、普及するということも大事でございまして、これらの問題についても積極的助成をやっていくわけでございまして、

さらに、今先生から御指摘ございまして、住宅政策推進に当たりましては関係省庁が十分連携を深め取り組んでいくことが大事でございまして、先ほど触れましたようにいろいろとやっています。〔委員長退席、玉沢委員長代理着席〕木材につきましてのよきというものが必ずしも

一般の方々に理解されない面もございまして。そこで、木材の持つべき特徴につきまして十分御理解をいただき、先ほど触れましたように建設省と連携を持ちながらいろいろと需要開発に、例えばさっき触れました三階建ての木造住宅の建設促進のための簡易な構造設計基準の制定などに努めているわけでございまして、

また、学校の体育館等に木造をさらに積極的に使ってもらいたいことを言いますと、最近は大断面の構造用集材材というのがございまして、これを用いますと木造の大規模な体育館等もできるようなになっておりますので、これらの施策等を通じて文部省にも働きかけをすとか、これからはいろいろと進めていかなければならぬと思っておりますが、木材需要開発と申しますと、やはり木造住宅あるいは建物等がより一層積極的に各分野で開発されなければならぬわけでございまして、関係省庁とは十分に連絡をとりながら進めてまいりたい、かように私どもも考えておるところでございまして、

○神田委員 森林被害の問題であります。近年、森林の雪害、風害あるいは火災等の事故が非常に多く発生をしております。これらを未然に防がなければならぬわけであります。その防止策と、さらに、火災、気象災害が発生した場合にその損害を軽減する森林国営保険、全国森林組合連合会の森林共済等がありますが、人工林のこれらへの加入率が三二％しかない、こういう問題がございまして、これらについてどういふような対策をお持ちでありますか。

○高野説明員 まず、最初の御質問からお答え申し上げます。雪害、風害など自然災害から森林を守りますためには、抵抗力のある健全な森林をつくるのが基本でありますので、林野庁といたしましては、森林施業の適切な実施、造林補助事業や間伐促進総合対策事業の推進を図ってきたところでございまして、今後とも、地域の実態に即した造林方法の選択

でございますとか、森林整備計画制度の活用によります保育、間伐の適切な実施、さらに気象害抵抗性育種事業の推進等を図りますとともに、五十九年度から新たに導入されました復元林造成パイロット事業の効果的な実施などによりまして、活力のある健全な森林の造成を図って、森林被害の未然防止にさらに努めてまいりたいと考えております。

なお、林野火災対策につきましては、従来から消防庁などの関係機関とも密接な連携をとりながら、保全巡視、林野火災予防資機材の配備等の対策を進めてきたところでございますけれども、五十九年度予算におきましては、特に火災危険度の高い地域を対象としますところの空中からの広報、指導、監視、こういった施策でございます。さらには防火帯道の設置などの対策を新たに実施するなどによりまして、一層の火災の予防、それから起こった場合の対策の強化を図ってまいりたい、このように考えておるところでございます。

それから、お尋ねの二番目の保険の問題でございますが、お話しのように、年齢が高くなるに従いまして加入率が低くなっているという実態がございますので、今後は、継続契約の確保などによりまして中高年齢の加入拡大を図っていききたいと考えております。

具体的には、森林国営保険につきましては、従来からのパンフレット、ポスターの掲示等の普及活動に加えまして、いろいろ地域の実情がございますので、そういった実情に即した工夫、努力をいたしまして森林所有者の理解を一層深め、積極的に加入の拡大を図ってまいりたいと考えております。

加入促進活動に努めておるところでございます。今後ともこういった諸制度の推進を総合的に図りまして、加入促進を図ってまいりたいと考えております。

○神田委員 山崩れ、土石流等の山地災害の問題であります。国土開発の進展からこういう災害が多発しているという現状であります。まず、この災害を防止するため保安林の配備が必要である、こういうふうな考えますが、その機能の維持強化、これをどういうふうに行うかというのか。

さらに、林野庁が五十三年、五十四年に実施をしました山地災害危険地調査によりまして、全国に約十三万カ所の山地災害危険地が存在している、こういうことではあります。こうした危険地に対する対策はどういうふうになるのか。

○秋山政府委員 先生御承知のとおり、我が国は地形が大変急峻でございます。また地質的にも大変脆弱な地域が多々ございまして、毎年のように台風、集中豪雨等に見舞われまして、洪水あるいは山崩れなどの災害が発生しておるわけでございます。特に最近では都市化の進展に伴いまして山地山ろく地帯での開発が進められまして、この山地災害に直接的に被害を受けるおそれのある保全対象というのが増加してきているわけでございまして、一昨年の長輪災害あるいは昨年の島根災害に見られますように、最近山地災害の被害が増加している傾向にあるわけでございます。

そこで、私もこの対策をいたしまして、現在の保安林の指定施業要件に基づく伐採制限あるいは治山事業の実施あるいは造林事業の推進というような措置を講じまして、この保安林の機能の維持強化措置を一層的確に実施することにしておりますが、さらに、御審議いただいておりますように、保安林の配備を地域の実態に即しまして、きめ細かく緊急な箇所を指定してまいり。同時に、保安林の一部につきまして、疎林等になりまして機能の低下な森林等がございまして、これらの機能を開発する措置を講ずることによりまして、保

安林の整備を推進しまして災害の防止に努めてまいりたい、かように考えておるわけでございます。そこで、今先生のお話にございまして山地災害の危険地域の問題でございますが、私も五十三、五十四年に実施した調査で判明しました危険地区と申しますのは、先生お話しございましたように、十三万一千カ所に及んでおるわけでございまして、この危険地区につきましては、五十七年度末までにその約三〇％に当たりまして三万九千カ所につきまして整備に着手しているところでございまして。

先ほど申し上げましたとおり、最近激甚な山地災害があらちちらで出ておりますので、私も第六次の治山事業五カ年計画、現在これに基づいて治山事業を実施しているわけでございまして、緊急にかつまた計画的にこの計画に基づきまして治山事業を実施してまいりまして、災害の防止にさらに一層努力してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○神田委員 最後に、大臣に森林振興についての決意を一言お聞かせをいたしまして、終わりたいと思っております。

○山村国務大臣 我が国の森林というものはただ単に木材生産ということだけではございせん。国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保護など重要な役割を果たしているものでございまして、今後いろいろな意味で、ただ単に例えれば国有林の場合赤字だということだけではなく、大きな社会的機能も果たしているということも含め、PRをしながら、そしてまた我々でできるものは、これは農林水産省、林野庁だけではなくて、政府にも広く呼びかけまして、政府一体となって今後の森林というものに対する取り組み方に力を入れてまいりつものでございまして。

○神田委員 終わります。

○玉沢委員長代理 武田一夫君。

○武田委員 林野三法につきまして御質問いたします。

私たちは、この法案を審議するに当たりました。

て、愛知県、岐阜県、群馬県等々の山あるいは製材その他の関係者にいろいろとお会いいたしました。勉強もしてまいりました。非常に問題もたくさんあるし、またいろいろと勉強し、お話を聞くに従いまして、山の重要性というものにひとしお心に打たれるものがあつたわけでございまして。そういう意味で、その視察を通しいろいろと気がついたこと、感じた点を中心にまず御質問をしたいと思っております。

最初に、大臣にお尋ねをします。幸いにも秋山長官、山村農林水産大臣と、このお二人が林野三法を取り扱うというふうになったことも、私は非常にこれは意義があるんだと思っております。山村と秋山なんていい名前だったなんて、しみじみと思っております。この際しかと林野行政の、健全な山を守る担い手になつてもらいたいという意味で、いろいろと細かい点まで御質問いたしますので、御了解いただきたいと思っております。

大臣、山や木あるいは森林の持つ効用というものについての大臣の御認識はどうであろうか、お尋ねをし、今後そういう森林、山を担う林野行政のあり方についてどう取り組んでいかれるか、この点につきましてまず御所見をお聞きしたい、こう思っています。

○山村国務大臣 森林はただ単に木材の供給のみならず、国土の保全、水資源の涵養、そして良好な自然環境の保全形成というような公益的な機能も多く有しておるわけでございまして。これらを通じて国民生活に重要な役割を果たしておる、これが森林であるというぐあいには私は考えております。

しかしながら、我が国森林、林業の現状を見ますと、木材需要の低迷、林業経営経費の増高等から、林業生産活動が停滞するとともに木材産業が深刻な不況にあるなど、極めて厳しい状況にあります。このまま推移しますと、森林の有する諸機能の発揮に支障を及ぼすということも懸念されるような状態でございます。

このために、造林、林道等の林業生産基盤の整備と林業地域の活性化、保安林の機能強化、治山事業の推進等国土保全対策の充実、また木材産業の体制整備と木材需要の確保増大、これらの施策を積極的に推進して我が国林産業の振興を図っていくと考えています。

○武田委員 いろいろと本を読みますと、やはり山というのは、木というのは生活に物すごく密接に関係のあるものだと思ひました。漢字を分析してみますと、親という字は立ち木を見て親を思う、これから親という字ができたというのです。木が一本の太木に成長するまでの苦労というのはどんなにあったのか。それを育ててくれた山林労働者の皆さん、山持の皆さんは、親が子供を育てるような思いではなからうか。そういう意味で、この親という字が、立ち木を見て親という字になったと思うのです。

昔から宝の山などと言いますね。それからまた、山高きがゆえにとりかざす、木あるをもつてたつととなすということ考えますと、木というものは、山というものが備えている非常に幅広い効用と木の持つすばらしい機能というものを林野行政の中で生かしていったら、こういう赤字で責められ、いじめられるといったようなことはこれからは間違いない解消できるのではなからうか。

そういうことで、いろいろと森林の効用というのを調べてみますと、今大臣もおっしゃったようにいろいろございませうけれども、約四十種類ほどあるんだ。気象の緩和にもなっている。それからよく言われるのは、水資源の涵養、自然災害防止あるいは煙滅のための働き、防災、騒音阻止、大気浄化、環境の指標、鳥獣保護、それから教育的なあるいは教養の場としての活用、それから最近では森林浴とかいうように、あらゆるところで国民の生活に密着している。

ところが、残念なことには、これは静岡県のある市長さんが言っている言葉なんです、自然がいっぱいあるところは寂しいところ、緑豊かなところ

は不便なところ、水がきれいなところは住みにくいところ、確かですね、これは。改善されているところもあるけれども、これは一つの悲しい矛盾です。ですから、山や森やそういうものの魅力が語られて、環境の保全の意味からも非常に重要な役割を占めるそういうところに住む方々、それを大事に育て、守られる方々が安心して住んでいける、寂しさや貧しさや不便さというものを解消するような努力が、これからの林野行政の中でも、これは林野庁だけではないと思ひます、自治省もあるいは国土庁も、あらゆる省庁が総力を挙げてなさなければならぬ大事な問題だ、こういうふうには思ひます。そして、この点で、各省庁等に山に対する、そして自然に対する働きかけというものを、もつととしていかなければいけない。私、予算委員会でも質問したわけでありまして、山や木の持つ効用、働きは案外余り知られていない、誤解されている面がある。こういうことで、私は、そういうものの、障害となるもの、誤解されているものをこの際取り払い、そしてしかと新しい体制の中で林野を、山を、木を守っていきける日本にしていきたい、こういうふう

に思ひますが、大臣、このような働きをひとつ各省庁の関係機関に働きかけていただきたいと思うのです。どうでしょうか。

○山村国務大臣 人間生活に欠くことのできない貴重な緑資源でございます。これを守っていくことで環境庁、国土庁、そしてまた建設省、これらへ働きかけて、これらの森林に対するPRというものをもっと広げていきたいと思います。

○武田委員 それでは、次に質問いたします。国有林野事業の使命というものは、大きく言うと三つ挙げられていて、持続的な供給という点、二つ目は、国土の保全等の公益的機能の発揮を目指す、三番目は、農山村地域振興への寄与という三点が挙げられているようにございます。

この面につきまして、現在の国有林野事業が十

分にその使命を果たしているかという点につきまして、長官からお尋ねをし、今後の中で特に林野行政を健全に進めていくための努力をしていかなければならぬと考へ、そこ入れをしていこうという分野につきましての林野庁のお考えをひとつ聞かせていただきたいと思います。

○秋山政府委員 国有林野の使命につきまして、ただいま先生からお話のありましたように三つの使命があるわけでございます。これは、私も、その森林資源の充実整備を図りまして、内容を充実整備することによって国民経済的あるいは国民生活上の役割を果たしていかなければならない、そういうふうな認識をしております。

したがって、現在国有林野事業をめぐる情勢というのは非常に厳しいわけでございますけれども、財務事情が悪いというゆえをもつて国有林野の管理運営をゆるがせにすることはできないわけでございます。今後、業務運営の簡素化、合理化、さらには自己収入の確保増大というふうな面での自主的努力の一層の徹底を図るとともに、また所要の財政措置を講ずることによりまして、国有林の経営の健全性を確保して、先ほど申し上げましたような国有林野事業の使命の発揮に遺憾のないようにしていくことが一番大事である、かように考へております。

○武田委員 今の三つの使命と申しますが、これは国有林業でも同じなわけでありまして、こうしたものをしなかと行っていくためにはやはり国が先頭に立つて行うことが非常に重要だと思ひます。林野庁の懸命なる頑張りを私は期待していきたいと思ひます。

そこで、林野庁は累積赤字約一兆円、五十八年度でそのくらいあるようにございますが、このままいくとこれよりなるかという心配がある。ここで、赤字の起つてきた原因とその内訳、どの点にどういふ赤字が出てくるのか、その解消策にどういふふうに取り組んでいくか、この三つをお

答えたいと思います。

○秋山政府委員 国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定の五十七年度末における累積欠損額は四千四百六十九億円でございます。この累積欠損額が出た原因をいろいろ分析いたしますと、まず収入面におきましては、自己収入の大宗を占めます林産物の販売収入に関連しまして、特に最近では資源上の制約によりまして伐採量を縮減せざるを得ないという状況がございます。第二に、先生御承知のとおり、現在、木材価格は自由市場のもとで形成されるものでございまして、最近の住宅需要の不振などから木材需要が減退し、価格が下落、低迷しているという状況がございまして。

それから支出面におきましては、戦後伐採量が大幅増加したに伴いまして当時要員規模を相当拡大したわけでございますが、その後、伐採量の減少に対応しまして要員の縮減に努力しているわけでございますけれども、まだ調整過程にあるということ、それから事業運営の効率化につきましても十分であるというところがございますが、まだ不十分であるというところがございます。人員費を初めとしますところの諸経費が過大になっているというふうなことで、それから造林、林道等の投資資金につきましては、最近、自己資金が減少傾向にあるために借入金に依存を高めている、これに伴う支払い利子が増高している、こういうことが大きな原因だと思ひますので、私どもは、現在御審議いただいております国有林野事業改善特別措置法の改正案あるいは国有林野法の改正案の成立を待ちまして、経営改善に積極的な努力をしていかなければならない、かように考へております。

○武田委員 各局を通して毎年何十億、何百億という損失を出している。高知は五十七年度を見るとプラスのようですが、いずれにしましても、北海道にしても五十七年度五百十六億、東北の青森が百七億、秋田にしても百二十二億、かなりの損失を出している。長官が今その赤字の理由という

のを四つほど言ったと私は思うのですが、これは各局、下にいけば各管林署が責任を担っていくわけです。

これは後で質問しますけれども、赤字解消に財産を処分するとか、そういう話も出てきているわけですが、各局各署ともにおの努力目標を掲げて、そういう赤字から脱却する計画といくのはきちんとして、全体としてこうしていくんだというものは出てくるもので、出しているものでしょうか。どうですか。

○秋山政府委員 赤字解消のためには、林野庁のみならず、今先生からお話が出てまいりました管林局一丸となって収支改善に努力をしていかなければならぬわけでございます。私も、各管林局の森林資源の内容あるいは立地条件等の特徴をいろいろ十分分析しながら、それに応じた対策をとっておるわけでございます。

例えて申しますと、事業量の多い局署におきましては総合的な生産性の向上を進めるとか、あるいは消費地に近い局署におきましては林産物を初めとする販売宣伝活動を積極的に進めるとか、あるいは森林レクリエーションの場として利用できる景勝地の多い局署におきましては土地の利活用の高度化というふうな、それぞれその特徴、特性に合った経営目標を定めまして、経営の収支改善に努力していかねばならぬと思っておるわけでございます。事業の進行状況につきまして、各局署において的確に把握して分析しまして指導体制をとるよう、経営改善のこれまでの過程でもやってまいりましたが、さらに今後はもっときめ細かい具体策につきまして検討していかなければならぬ、かように考えておるところであります。

○武田委員 林政審が答申の中で国有林野事業の経営改善について指摘していることが何点かありますね。

その一つに、自己収入の確保増大を図るため新たな視点に立った販売戦略の展開と資産の売り払い等を行う、こういう指摘をしている。ですから、

林政審のこうした指摘というのは林野庁としては忠実に守って、そのとおりやっています、こういうことなんでしょう。その点どうですか。

○秋山政府委員 私どもはやはり林政審の答申を踏まえてこれから積極的に取り組んでいかなければならぬ、かように考えております。

○武田委員 そうしますと、まずここで考えられることは、収入を確実に上げていく、ふやしていくということ、赤字の要因を削っていくということ、両面から考えられる、こういうことだと思われませんか。

そこで、私はあちこち歩きますと、林野庁も大変な庁だなど同情するやら、少しはみんなパッパアップしてやらなければいけないということ、がどんどん出てくるわけですね。

例えば、今各地方自治体、市町村においても緑地保全というところで、もう林野庁の山までも、市の中にありますとそれは緑地保全地域とかいって指定しているわけなんです。それから農耕地帯の山なんかに行ってみますと、余り林野庁の計画ののっけられて切られますと、治水治山の上あるいは後災害等のおそれがあるから、それはちょっと考え直してくれとかという注文があるわけですね。やはり地域住民にとって非常に重大な関心事ですから、そういうことで、林野庁としてあるいは管林署で立てた計画が、途中でそういうものをのまざるを得なくなつて変更しなくてはいけなくなる。

例えばある地域の例を申し上げますと、標高約八百メートル以下、これをいわゆる皆伐対象区域にしていただけでも、それを今度七百メートル以下に引き下げる、要するに百メートル下から切る。それから、皆伐を減らして択伐をふやす方針を決めるとか、あるいは一部地域では天然更新の方法を初めて取り入れてそういう地域住民の期待にこたえとか、それが結局は県の何次計画という地域計画の中に盛り込まれていってしまいう、それを管林署が受けざるを得なくなる、こういう一つのケースがあるわけですね。

それから、今土地あるいは山を売っていますね。処分しています。ところが、地方自治体の皆さん方は、お金がないのですから、買いたいんだけれどもなかなか買えない。そうなりますと、入札で一般の方々に売り払ってありますね。その売り払った林野の土地の中にまたまた緑地帯がある。要するに、これがその市あるいは町にとっての緑地保全地域として指定されている区域である。ところが、私の知っているところでは、それは五年か何年かの協定でありまして、協定なものですから、五年なら五年たつとそれはまた協定をし直してもらうために、所有者にこれをまた何とか緑地として保存してくれとお願いに行くわけですね。だけれども、それが企業であつて、土地が高くなりまして、いい場所になると、そんなことおれは知らぬよ、そういうことは約束できませんということになる。あるいは販売なんかされませんということになる。あるいは販売なんかされませんということになる。あるいは販売なんかされませんということになる。

それで、私はここで聞きたいのですが、まず、自己収入の確保増大を図るためにそういう資産を処分する場合は、一つの基本的な行き方としては地方自治体優先ということなんです。ところが、地方自治体金が無いということを買えないという場合に、林野庁として、買えないのか、それじゃ一般の企業、業者に競争入札しようというところはいくまでか、何かもっと努力をしなくてはいけないのではないかと、これは自治省なんかにも、きょう来ていただいているので、お願いをしたいと思つていますが、そうでないと、特に市内あるいは周辺の緑というものが非常に危険な状況になるのではないかと、この点についてお考えはございますか。

○秋山政府委員 国有林の管理経営、事業の実行の基本になっておりますものは、先生御承知のとおり地域の施策計画というものでございまして、これはただいまお話に出てまいりましたように、

に、国土の保全あるいは風致あるいは水資源の涵養とかいう各種の機能の高位とつらつきましてはいわゆる第一種林地ということとそれぞれの制限を設け、また木材生産を中心とするところにつきましては第二種林地ということと林業生産を中心とするところと、それぞれ国有林の立地条件あるいは地域の要請に見合った形で森林の施策をするということ、これは計画的に実施をしておるところでございます。今先生御指摘の都市の周辺の国有林におきましては、これは禁伐という方法をとつたりあるいは択伐という方法をとつたりして、風致あるいは環境保全のための森林施策をとつておるわけでございます。これらの問題につきましては、やはりそういう考え方で今後とも地域の要請に見合った形で計画を立て、施策を進めていくということに相なるわけでございます。

そこで、地域の緑地保全に必要な土地について地方公共団体が買うというような場合がありまして、私も、やはりそういう地域の都市部の方々の強い要請でそういうものが出てまいりまして、緑地保全が今後とも維持されるというふうな考えられた場合には、地方公共団体の要請にこたえて利用計画に合った形で売り払うことはいいたしませんが、それ以外の問題につきましては、私どもは売り払わないで、あくまでも地域の要請にこたえた形でやりましますけれども、それ以外の地域は私どもがやはり国有林野事業として進めていかなければならぬというふうな考え方をしております。

○武田委員 私は、この財産処理はもつと話し合いをしておかなければならぬと思つて、それから、計画性をもう少し持たなければいかぬと私は思つて、

例えは管林署、おたくはこれからいわゆる林野の赤字解消の一翼を担って、皆さん方がお持ちの土地や山等々で処分するもので、いつどの土地を、どの地域を処分するのだというところについて計画がありましかつ聞いたら、これは正直言つて、ないんだよね。やるということはあるけれど、

例えは管林署、おたくはこれからいわゆる林野の赤字解消の一翼を担って、皆さん方がお持ちの土地や山等々で処分するもので、いつどの土地を、どの地域を処分するのだというところについて計画がありましかつ聞いたら、これは正直言つて、ないんだよね。やるということはあるけれど、

例えは管林署、おたくはこれからいわゆる林野の赤字解消の一翼を担って、皆さん方がお持ちの土地や山等々で処分するもので、いつどの土地を、どの地域を処分するのだというところについて計画がありましかつ聞いたら、これは正直言つて、ないんだよね。やるということはあるけれど、

例えは管林署、おたくはこれからいわゆる林野の赤字解消の一翼を担って、皆さん方がお持ちの土地や山等々で処分するもので、いつどの土地を、どの地域を処分するのだというところについて計画がありましかつ聞いたら、これは正直言つて、ないんだよね。やるということはあるけれど、

例えは管林署、おたくはこれからいわゆる林野の赤字解消の一翼を担って、皆さん方がお持ちの土地や山等々で処分するもので、いつどの土地を、どの地域を処分するのだというところについて計画がありましかつ聞いたら、これは正直言つて、ないんだよね。やるということはあるけれど、

例えは管林署、おたくはこれからいわゆる林野の赤字解消の一翼を担って、皆さん方がお持ちの土地や山等々で処分するもので、いつどの土地を、どの地域を処分するのだというところについて計画がありましかつ聞いたら、これは正直言つて、ないんだよね。やるということはあるけれど、

ども、いつやるという事は決めていないんですよ。思いつきのあるところがあるわけです。市町村でも、例えば五カ年計画で一つの事業をやるときに、この地域には集会所をつくりたい、そのためには土地取得をしたいという計画を立てる。林野庁さんの場合には、正直言って、それは売りますよと言っている、いついかなるときにというようなことが前もって出てこないという一つのうらみがあります。急に出てくるという場合もある。しかも、面積かあるいは金額かわかりませんが、営林局でやるものと営林署でやるものと違いますね、規模によって。署長さんと局長さんで処分するときの扱い物件は違うわけですね。これさえも、正直に言います、責任者の署長さんが知らないというの、これは問題でしょう。どこは私は言わない。あちこち歩いているところで聞いてきた。わからぬと言います。何ヘクター以上は我々の責任で処分するのだというようにもわからないという事は、もってのほかだと私は思うのです。

現実には、それはお金ですか、面積ですかと言ったら、いや両方でしょう、そのうちに、面積だかわかりませんが、どのくらいかと聞くと、一ヘクターかなんかというように、はっきりと物が言えないようなところがあるとすれば、林野庁が中心で一生懸命やろうとしても、そういう地域の事情であれば、赤字解消の努力なんというものは非常に困難ではないか。こういう意味で、長官、これはやはりしっかりと指示を与えて計画をつくらせる。例えば東京だつてたくさんあるでしょう。六本木なんかには随分あるでしょう。

〔玉沢委員長代理退席、衛藤委員長代理着席〕

ホテルオークラのあたりに一万五千平米ぐらいあるのじゃないですか。あれはどうなんだということと聞きたいぐらいなんですが、そのうち何とかというだけじゃだめなんです。この間、国は、国有地の財産を公正適正に処分する、再開発

に利用するための方向を探るということで、民間の活力などを導入しまして、これはそういうむだをなくして、きちっと適正に活用するか、あるいはまた処分するという方向での話し合いができていくわけでしょう。それで、国鉄の用地なんかはその一つの対象として具体的には出ていますね。

林野庁さんも、一山何ばという感じでなくて、各局署ごとにはやはりそういう計画をつくっておくべきではないか。その計画を市町村に提示しておけば、市町村でも、ある市町村では、五年後にあれを取得するために、大変だけれども少し金をためながら頑張っていく、こういう一つの計画的な行動もできるのではないか。この点、もう少しきちんと各署、局に徹底をしてほしい、こういうふうに思うのですが、いかがでしょうか。

○秋山政府委員 今後やはり計画的に売り払いを進めるに当たりましては、一つのそういうものがなければならぬという御指摘がございました。私も、毎年度地元各市町村長さん方とは地域の協議会というのを設けておりまして、その年におきます事業実行についての要請をいただくというような制度もございまして、そういうところでは今先生御指摘のような問題について十分踏まえながら、地域の要請を踏まえながらやっておりますが、全体的にこのことをどうするかという、そういうものは私もやはり企業内としては持っているけれども、部外にそういうものを示すのはいかかという問題が実はございまして、現在はいましておりません。

しかしながら、今後その売り払い等の問題についてはいろいろと相手方の要請等もございまして、研究課題として少し検討させていただきたいと思っております。

○武田委員 いや、私は何も企業に出せなんて言っていない。市町村、自治体等々の場合は、やはりそのうちの一つのものを見せておくということとは必要ではないか、打診しておくということとは必要ではないか、こういうことです。

そこで、自治省さん来ていると思うので、ちょっとお願いしたいのですが、先ほどお話しした中で、やはり国の援助がなければ地方自治体はかなりきつうございまして、そういうような、欲しいんだけど企業に取られてしまふ、買われてしまふというケースを何とか未然に防ぐ、特にそういう緑地保全とかの環境保全のような場合は、やはり自治省としても何か特別の配慮をしながら、そういうものをその市や県や市町村の一つの都市計画の中で大事に自分たちの持ち物として活用できるような配慮はしていただけないものか、検討はできないものか、この点お尋ねしたいのです。

○柿本説明員 御存じのように、地方団体が地方債を起しますには、その起せる場合は、通常、適債事業とされておりまして、そういうある限定された事業に該当する場合には限られております。用地の話でございまして、公用あるいは公共の場合には起債の許可が、あるいは起債をする事ができるわけでございます。今のお話の中にございまして、何か都市計画事業とか公園用地にするとか、そういう用地として特定の行政目的のために充てられる予定の用地でございすれば、事情によりまして起債の対象にするという事はできますが、一般的に緑地保全という機能があるからという事で用地を確保するというのは起債措置にはちょっとなじまないという事でございまして、やはり特定の行政目的がある場合に限られる事でございまして、御理解いただきたいと思います。

○武田委員 それはわかりました。そういう市の対応あるいは町村の対応のまずいがあるのは私もわかります。もう少し研究しなければならぬ。

この間、私の地域で折衝があった場合は、話し合いがよくできなかったという事で、林野庁さんは少し先走ったけれども、市の方も余り無関心だったという事でやられてしまったということ、頭を抱えているのです。これは、私は市の

方にはそれなりに言っておきました、今後こういうケースが出てこないという事は保証がない。市街の中にたくさん緑地のあるところがある。そこに林野庁の持ち物があるというのは、東北各地には、特に大きな市の周辺には多うございまして、これはやはりそれなりの一つの乱開発の歯どめをしていかなければいかぬと私は思っております。林野庁としてもそういう方向への対応を考えていただきたい、こう思います。

○秋山政府委員 最近の木材価格の動向あるいは債務残高の累増という状況を見ますと、七十二年度に収支均衡を達成することは容易な目標ではないと私も理解をしております。しかしながら、長期的に見てまいりますと、海外資源の減少ということが見通されておりますし、木材も不足物資になるというふうに見通されていいる面もございまして。その中で、国有林の伐採量は、戦後植えられた人工林が伐採の対象となる六十年代の末からは上昇に転ずることが十分見通されるわけでございます。

この間におきまして、業務運営の簡素化、合理化あるいは要員規模の縮減、組織機構の簡素化、合理化、それから自己収入の確保あるいは増大というふうな自主的努力を鋭意しながら、一方におきまして所要の財政措置を講ずることによりまして、私どもは七十二年度までに収支均衡を達成するように不遺餘の決意で努力してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○武田委員 一生懸命努力してほしいのですが、そういう努力をしながら、森林機能の持つ効用は、先ほど大臣からもいろいろお話をあつたように大変多い。そういうことを考えますと、森林の場合、治山治水の役割とか環境保全とか洪水調節機能というのは金額的に計算するとべらぼうな金になる。そういうことはたくさんあるわけですね。

きょう文部省に来てもらっているものですから、ちなみに文部省として具体的に山に關係しているいろいろと教育的な立場から御利用なさっているような事業等々、どういふものがあるか。文部省さん一つの例に挙げて申しわけないのですが、お話を聞いていただきたい。

○伊藤説明員 武田先生御指摘のように、山だとかあるいは森林が持つております教育的な効果と云うのは大変高いと私は認識しております。特に青少年が自然との触れ合いを通じて自然の美しさとか厳しさ、こういうことを知ったり、動物や植物に対する愛情を培ったり、あるいは生命だとか自然に対する畏敬の念を育てる、さらには自然と調和して生きていくことの大切さを知る、こういう意味から教育的に大変価値が高いものだ、こういうふうな考えをしております。

具体的には、例えば社会教育活動の面で申し上げますと、ボーイスカウト等の青少年団体がキャンプだとか登山だとかオリエンテーリングだとか、いろいろな形で山や森林に親しんでおりますし、あるいはある団体では植物の名前を知ったり植物に親しむという意味でグリーンアドベンチャーというふうなプログラムを組んでおりますし、青少年団体がそういういろいろな形で自然と親しみ、森林を理解していく、こういうふうな活動があるわけでございます。

それから第二番目としましては、青年教室だとかいろいろな形で社会教育の学習活動をやっておりますけれども、その中で特に身近な課題として林業だとか森林だとか山だとか、そういう生活課題を取り上げて学習している例もございまして、さらには、青少年を大自然の中に連れ出して、そこで仲間たちと切磋琢磨したり情操を培ったり、あるいはたくましい体をつくっていくという意味で、少年自然の家とか青年の家というふうな施設もつくっております。

さらに申し上げますと、特に大自然の中での生活は大変効果がありますので、林野庁あるいは宮城県あるいは白石市の協力を得まして、宮城県の

白石市、南蔵王山ろくでございますけれども、ここに初めての大形のキャンプ場をつくらう、こういう形で五十九年度は基本設計費を計上した、こういう状況でございます、それぞれの方々がいろいろな形で知恵を絞って活動していらっしゃる。文部省としてもそういう点をいろいろな形で奨励してまいりたい、こういうふうな考えをしております。

○武田委員 今、文部省の具体例を申し上げます。それで、環境庁や文化庁、建設省もその他のいろいろな目的に従って国有林野における山あるいはそういう森林等を非常に活用しているわけですね。環境庁なんか随分御厄介になっております。原生自然環境保全地域とか国立公園全域等々の面積を見ますと、べらぼうにお世話になってるわけでありまして、それに先ほど申し上げました治山治水、環境保全、いろいろな役割を考えたときに、やはり国は国有林野事業の赤字について、その何%かは一般会計導入という形で処理をしてあげなければ、一生懸命努力していても、こういう点のいろいろな御苦労というものを林野庁がもろにかぶってくださるというのを考えるときに、理解を示してほしいと大蔵省にお願いしたいのですが、大蔵省来ておりませんか。

○浦井説明員 国有林野事業につきましては、これは財政当局の立場から申しますと、本来独立採算に基づきまして、一般会計から独立して企業的に経営されるべきものと考へておるわけでございまして、そういうことで従来からも公益的機能をも含めて管理運営されてきているわけでございまして、しかしながら、国有林野事業の状況にかんがみまして、先生御案内のとおり、一般会計からは五十二年以来、五十三年には造林、林道開設に関する事業施設費の財源の繰り入れを行うことといたしております、五十八年度からは林道の災害復旧に要する経費を一般会計からの繰り入れ対象としておりますほか、国有林野内の治山事業につきましても国土保全上必要なものについてはすべて一般会計の負担により治山勘定で実施することと

しているわけでございます。

こういうことで、今までも一般会計の負担というところで努力してきているわけでございまして、これも、五十九年度におきましては、この厳しい財政事情、マイナスイテリングの中でございまして、改善期間の延長を図ることのほか、例の退職手当の利子財源の一般会計からの繰り入れを行うことといたしておるわけでございまして。

○武田委員 そういう努力は私も存じておりますが、これから七十二年度という長期の中で、やはりそうした公的機能というものの重要性と森林資源を守る、その中で活動だということを理解して、一層の御協力をお願いしたい、大臣や長官に成りかわってお願いする、こういうわけでございまして。

それじゃ次に問題は、木の使い方、木材の使い方、ことに価値ある使い方というものがどういう状況か。そこで、時間が余りないので、きょうは木造住宅の問題一つお聞きしますが、大体二十代からずっと統計をとって見ますと、やはり木造住宅に住みたいという希望は予想以上に高い。二十代でさえも六二%ある、こういうことであります。上に行けば行くほど八〇%近くなるというところでございますから、やはり市町村なんかでも一生懸命苦勞しながら新設住宅を木造でつくっているケースも出てくるわけであります。しかしながら、最近の財政的な事情を反映しまして、あるいは地価の問題等々もございまして、年々歳々その木造住宅の建設が落ち込んで、全体の住宅建設も落ち込んでいます。そういうことであります。先ほど、先ほども神田先生が、林野庁だけでなく各省庁協力してこの問題に取り組むと言われましたが、私も同感です。

研究開発にしたいところか窓口を一つにしなごら、例えば建設省は八五何とかモデル住宅云々とかいふものがあるでしょう。今度林野庁さんにはJ・ウッド・ライフ、ジャパン・ウッド・ライフ、これから出てくるわけですね。ですから、一本の窓口の中で一つの住宅政策として国有林野を

有効に活用するという、これは経企庁が窓口になるといいと思うのですが、それで仕事もきちっとやる。大工さんが今五十万人いると言われておりますが、本場に仕事ができる大工さんというのは四十代後半の方々であらう。後継者が育つてこない、こういう心配もありますから、そういう雇用の問題、それからまた山から切ったものは、都会に大きな土地を持った材木屋さんで処理するよりは、地元山村で部材として乾燥して運んでくるとかというふうなやり方でそこで仕事も与え、またそこでお金も落とす、こういうふうな総合的に住宅建設を考へるときでないか。

これについてはいかがお考えでしょうか。

○秋山政府委員 林業振興の最も基本になりますのは木材需要の拡大という問題でございまして、木材の拡大は、今先生お話しがございましたとおり、何と申しましたも木造住宅の建設促進を図ることが重要でございまして。私ども、木材そのものによる住宅のよき、木材のよきということも十分国民の皆さんに御理解をいたさんとともに、これまでも公営住宅の建設促進は建設省とも十分連携をとりながら、また関係省庁とも連携をとりながら進めておるわけでございまして、さらに木材の利用拡大や加工技術の向上という問題も極めて重要でございまして、これらの問題を関係する省庁と連携をとりながら実は進めておるわけでござい

ます。

特に五十九年におきましては、木材利用の促進を図るために、先生もお話ございましたが、木材の普及啓発、展示というふうなことを中心としました、一般の消費者の方にも木造住宅のよき、木材のよさを理解していただくために、木材利用促進体制整備事業というふうなものに積極的に取り組んでいくつもりでございまして、また流通加工段階での近代化、体制整備をするということが極めて重要でございまして。関係する工場を一カ所に集中させまして生産方式を合理化する、木材産業の合理的な発展を進めるために拠点整備緊急対策事業というものを進めておるわけでござい

が、それと同時に、先生もお話ございましたが、住宅材のプレカット方式によりまして木材生産地帯と消費地帯を直結することによって合理的な木材を生産する、そういう木造住宅を生産する体制をつくるということも極めて重要でございます。

そういうことをしながらも、一方におきましてやはり体育館その他、木造でつくった方が望ましいという要素も相当出ております。これは例えば、大断面の構造用集成材を用いた場合には今の高さ制限十三メートルを緩和して大規模な体育館もできるというようなこともございますし、それから三階建ての木造住宅を建設促進するための簡易構造設計基準の制定とか、いろいろそういう手だてを講じながら考えていくことが必要でございますので、これはやはり生産と需要を直結しながら、しかも今度は関係省庁と十分連携をとりながら私もこれから進めていかなければならない、かように考えておるところでございます。

○武田委員 それでは、林野庁さんはこの国有林材供給ネットワークモデル事業ですか、これをお始めになるわけですね。これで私はいろいろ注文をつけておきたいと思うのです。

これが一つのモデルハウスですね、ウッドライフ、建設中のところを見ました。なかなか結構でございます。非常にいい設計であるし、一緒に行った方も非常にいいと言われるし、私個人の見解からいいますと、欲しいなと思えました。ただちょっと高いな、そういうことです。これを始めるわけですが、聞いたら、これは東京中心になつていふんですね、ところが、東京中心でも、木造住宅というのは防災上から東京都の二十三区では余り御活用できない。そうすると郊外型。というところは、どうしても少し地方に、仙台、札幌等々の拠点地域で同時に、いろいろお金もかかるし大変だと思われども、そこに展示室を開くなりPRをしなから大工さんや材木屋さん、関係者等を集めることを考えなかつたのか。これをつくるために優秀な設計屋さん参加していい作品を出したというわけですから、設計をなさる方々

にとつても一つは非常に勉強になるわけでございます。そして、この点でそういう配慮が今回なかったのが残念なんです、今回はきておきまして、第二弾として、そういう対応をなされた方が木材の消費の面で非常にいい方向に向くんではないかという点。

それから二つ目は、もしこれが当たってしまつて、国産材を提供するわけですが、十分提供できるものか、年に何戸くらい建てればそれ以上はだめなんだという、そういうきちつとした見通しというか、そういうものが出てくるのかどうかという点。

三番目は、これは見ましたらくぎなんか使っていませんでしたね。全部昔式の従来工法の腕のいい大工さんがつくつていて、そういう大工さんの人手が間に合うのかと心配した。ある建設会社の社長さんに聞いたら、ちよつと心配だと言う人もいました。だから、林野庁がそういう方々を、何か養成所みたいなものをつくつて、理論と実際を同時にさせながら、つくる大工さんの養成をしなければならぬんじゃないかという話もありました。この点の対応は大丈夫か。

四つ目は、中央と地方との連携がありますね。林野庁はコンピューターを持っているのでしょね。営林署はコンピューターをお持ちでしょうね。やはり今の時代ですから、仕事が早く効率的に上がるためにはコンピューターを備えるとかしまして、どこでどういう材料が必要である、このくらいの規模のものが必要であるということが逐一わかるような体制が必要ではないかという点が逐一わかつていふわけですが、この点大丈夫か。

最後にもう一つ。山から木を切ります。先ほど申し上げましたが、それをもう建てるだけに加工する。都会に持ってきて加工する必要なく、山元で、山村で、一つの仕事としてそういう仕事を加える人育てておいて、その素材に加工を加え、乾燥をさせながらきちつと要求に従つて送つてやるというふうなことをしながら、過疎対策や地域の産業の振興ということの対応をするなら

ば、私はその地域の活性化にも役立つと思つてほしい。それで、そのための対応をしっかりとししてほしいというふうな思ふわけでありまして、

国土庁さん、来ておると思ふのですが、要するに山村振興という角度から林野庁がこういうことをこれからしていく上において、国土庁さんとしてもこれから各地方における国土開発、特に三全総から四全総に移っていくの中にはそういう地域がたくさん入っているわけでありまして、そういうところに、安心して仕事ができ、安心してその地域の活性化に役立つような何らかの力強い対応というものをお願いできないものか、こういう問題、あわせて簡潔にお答えいただきたい。

そして最後にもう一つ、時間がないのでお願いしておきますが、プロ野球が始まりまして、最近バットが折れ過ぎるというわけですね。そういう下田というコミッションナーが、北海道にバットにいい材料があるので林野庁さんから買って、それを使うんだ、こういう話を聞いて、山全体を見たときに、四十年、五十年たなければ木を切らぬというのでなくて、十五年か二十年くらいでそういうふうに使え、いわゆる用途別木材といふんです、その開発研究、販売促進というものをこの際あわせてやっていったら、赤字解消だけでなく、かなり楽しく希望のある、商売と言つておかしいのですが、林野事業というのが展開されるような気がしてならぬということで、その点の取り組みもあわせて簡潔に答弁をお願いしたい、こういうふうな思ひます。

〔衛藤委員長代理退席、委員長着席〕
○田中説明員 先生、木造住宅を見ていただきまして、ありがとうございます。

私も、首都圏での事業を始めましたのは、やはり一番の宣伝効果を考えて、随分と中央各紙にも取り上げられたわけでございますけれども、まずは首都圏の反響をよく見きわめまして、これの経験を踏まえましてだんだんと全国的に各主要都市にもこれを広げていきたいというふうな考えているところでございます。

二番目に、注文がたくさん出てというふうな御心配でございますけれども、それにつきましましては、うれしい悲鳴と申しますか、国有林材が牽引役になって、ひいては国産材全般にこれが広がりますことを期待しておりますので、それはありがたいこととして受けとめて進めたいと思つております。

それから、山村振興に寄与するというところでございますが、お話しのとおり、これが山村地域の定住の促進、人の働く場所に役立つことを大いに期待しているところでございまして、私も積極的に協力をいたしてまいりたいと思つております。

それから、バットの原材料についても申し上げますが、バットの原材料、これは今の長官が北海道におりますときに創設をしたのでございましてけれども、こういうふうな直接の需要に結びつきますことは、営林局の職員にとりましても大変に士気が奮い立つということもございまして、こういうものについては、今丸太、製品の処分の際にましても、あるいは立木の適材を処分する際におきましても、大変積極的に協力をいたしてございまして、そういう森をつくるということで、バットの森という名前をつけたらどうかと思つて協力をいたしたい。なお、これとかその他特産につきましても、地元の特産品に對しましては協力をしたいということで行つていられるところでございます。

○三上説明員 お答え申し上げます。

先生が先ほど来御指摘のありますように、山村地域は非常に重要な機能、役割を担つておられるわけでございまして、私も国土庁といたしまして、このような役割を高度に発揮するため、また国土の均衡ある発展を図るためにも山村地域の住民の定住を促進いたしまして、活力ある山村づくりを進めることが極めて重要である、こう考えております。

して、関係各省市との緊密な連携のもとに、山村地域における生産基盤と生活環境の整備のために各般の施策の推進に努めてまいっておるところであります。最近特に若者層の流出、高齢化の進行ということがありまして、山村地域の住民の定住というものは極めて重要でありまして、このためには、何とかして就業機会の確保とか所得の向上ということが極めて重要な課題であります。そのためには、特に山村におきましては農業、林業が中心の産業でございますが、特に先生から先ほど御指摘ありました木材加工などによります新しい産業の創出ということで、就業機会の確保、創出を図っていくということが非常に重要であると考えております。

こうした観点からいたしまして、国土庁としましては、山村振興の観点から、地域の特性や立地条件に応じまして地場産業の育成に資するよう、関係各省市と連携をとりまして今後適切に対処していきたくと考えております。

○武田委員 時間が来ましたので、文部省の方、大蔵省も一つほど質問があったのですが、できなくなつたこと、勘弁してください。

全体的に、私はあらゆる省庁の力を結集して、お願いをしながら林野行政は進める必要があるという一例を申し上げたわけですが、特に最後にパットの問題を出したのは、何もパット云々ではなくて、用途別の木材生産ということで、どの地域ではどういふものをつくって、それを加工、販売に持っていくという計画、研究はなさっているようですけれども、もっとオープンにしてその論議を高めていって、その中で林業の見直しをするような方向が必要になってきたのじゃないか。調べてみたら十何種類ありますよ。家庭に行つたて、例えばこういうものだっていろいろなのがありますね。前にどなたかの長官のときにちょっとそういう話が出たようではありますが、余り話題にならなかつたのは残念ですけれども、この際総合的に林野行政の健全化を目指して取り組

んでいってほしい、こういうことを申し添えまして、質問を終わります。
○阿部委員 午後一時三十分から再開することとし、この際、休憩いたします。
午後零時五十分休憩

午後一時三十分開議
○阿部委員 休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行いたします。細谷昭雄君。

○細谷(昭)委員 林野三法も大詰めに参りまして、今まで多くの委員の皆さん方から問題点が指摘をされておるわけでございます。私は、主としてこの中の国有林野事業改善特別措置法の一部改正案につきまして、最初に大臣に若干お伺いしたい、こういうふうに思います。

第一に、国有林野事業の使命は、今までも何回か恐らく大臣は表明されたと思うのですが、これについてお聞かせ願いたいと思つております。

○山村国務大臣 国有林野事業は、国土の面積の約二割、全森林面積の約三割を占める国有林野を一体的に管理、経営し、林産物の計画的、持続的な供給、国土保全、水資源の涵養等の森林の有する公益的機能の発揮、そしてまた農山村地域振興への寄与等、国民経済及び国民生活の上で重要な使命を担つております。

このような国有林野事業の重要な使命につきましては、私としても十分認識しておるところでございます。今後の経営の改善の実施過程におきましても、この使命の達成に遺憾のないよう努めてまいりたいというぐあいに考えております。

○細谷(昭)委員 戦前、戦中、戦後を通じまして、国有林野の経営形態は大きく変化をしながら現在に至つたと思つております。財務形式等も、現行法までの間に当然いろいろな形式を経ておるわけでありまして、その中で、昭和二十二年、いわゆる林政統一ということによりまして新しい林野行政と林野特別会計が発足をしたわけでございます。

が、戦後の復興期から高度経済成長期に当たりまして、この林野事業が国政というか、国の経済、国民生活に与えた影響には非常に大きなものがあるかと思つております。

大臣はこれをどう評価されておるのか、この点をお伺いしたいと思います。

○山村国務大臣 国有林野事業は、特に戦後の復興期におきまして、復興用材の供給要請にもこたえてまいりました。また、三十年代初めにかけては、戦中、戦後の造林未済地の解消、保安林の整備統合を進めてまいりました。また、我が国高度成長期におきましては、奥地林の開発等により、増大する木材需要に対し価格の安定と供給の増加を図る上で中心的な役割を果たすとともに、一般林政面にも貢献してまいりました。

さらに、昭和四十年代半ば以降は、生活環境の悪化や産業公害の深刻化等に対応いたしました。森林の持つ公益的機能の発揮にも配慮した事業実施を行つてきたところでございます。

このような国有林野事業は、それぞれの時代の要請にこたえて事業運営を行つてきたところでございまして、国民経済及び国民生活の上で重要な役割を果たしてまいりました。

○細谷(昭)委員 大臣は触れられなかったのですが、例えば戦後、林野特別会計は一般会計にまで繰り入れをしておつた、この点の財政的な評価を大臣はどうお考えでしょうか。

○山村国務大臣 戦後の国の苦しい財政のもとに、国有林野事業で得た利益というものを国の方に回してきて、本当にありがたかつたと思つております。

○細谷(昭)委員 戦後から経済成長期に至るまでの国有林野事業というのは、国の経済にも国民生活の上にも大変寄与をしてきたというふうに我々も評価するわけでございます。しかし、例えばこの一月十日付の林政審の答申にありますが、うに、林野財務の赤字、これはもう抜き差しならないところに来ておるといふことを指摘されながら、主として林野事業の自助努力を求めておるわけでございます。

私が考えるに、時代の変遷というものがさまざまに国民ないしは国家のニーズを変えておるわけでございまして、先ほど大臣がお話ししました使命の中の、例えば公共的な面の使命というものがこの時代には非常に大きくなってきておる。第一の木材資源の供給という点では確かに低下しておるけれども、林政審の言ういわゆる改善計画というものは、単なる業務運営の合理化、縮小、そして人員の削減、資産の売却、このような自助努力によつて林野特別会計の財務建て直しを図るといふ方向を示しておるわけでありまして、これがもしもこのまま行われるとすれば、大臣が先ほど申されましたような林野事業の三大使命もついに確立できないのではないかと、このように危惧するわけでございます。したがって、自助努力だけではこの財務の好転というのには困難ではないかと、私はこのような見通しを持っておりまして、大臣の所見をお伺いしたいと思います。

○山村国務大臣 先生おっしゃるように、自助努力のみではと、まさにそのとおりであると思つております。これまでも保安林の造成、幹線林道の開設等に要する経費の一部を一般会計から入れておるほか、治山事業につきましてはすべて一般会計負担として実施しておるところでございます。また、現在御審議をいただいております国有林野事業改善特別措置法改正案におきましては、保安林造成等についての一般会計繰り入れを六十八年度まで延長して実施するほか、急増する退職手当について新たに借入金及びその利子の一般会計負担の道を開くこととしており、厳しい財政下ではあります。この拡充に努めてまいりたいと思つております。

○細谷(昭)委員 このような財政措置と自主的改善努力の一層の徹底によりまして、国有林野事業の経営の健全性が確立されるよう努力してまいりたいと思つております。

この改正案では、五十九年より

六十八年まで今後十年間は、国有林野にとりまして木材資源の減少、退職者の激増という最も苦しい十年を送るんだというふうな想定をしておるわけでありまして、それならば、今度の特措法改正案に財政投融資の借入れとか、今大臣がお話をされました利子補給といった財務対策だけではなく、抜本的な事業の改善といったものを織り込む必要があるというふうな思われたいと思っております。林野庁長官、この改正案にそういう技術的な点を加えなかったというふうな理由は何かございますでしょうか。私は財務計画だけではできないだろうというふうな思っておるわけでございます。

○秋山政府委員 国有林野事業は、先ほど大臣が御説明申し上げましたような重要な使命を担っておるわけでございます。この使命を達成するためにも、財務の改善は不可欠の前提であると私ども考えておるわけでございます。このために、今後十年間におきまして自主的改善努力の一層の徹底を図るわけでありまして、もちろん森林資源の整備拡充ということを通じて使命を達成するわけでございます。その中で、そういう中で森林造成にも努力してまいるのでございますが、所要の財政措置を講ずることによりまして国有林野事業の経営の健全性を確立しまして、今申し上げましたような使命の達成に遺憾のないように期してまいりたい、かように考えておるところでございます。

○細谷(昭)委員 林政審の答申を拝見しますと、事業運営の改善合理化の必要性というのを主張しながら、直用事業の作業効率の向上というものを要求しておるわけでありまして、林野庁のこれに対する対策というのはいかかおありでしょうか。単なる直用部門の人減らしという形だけでは、本当の意味の直用部門の充実強化策にはならないのではないかとこのように思いますが。

○秋山政府委員 直用事業の改善につきまして、これまでも作業仕組みの改善であるとか要員配置の適正化というふうなことにによりまして能率性の向上に努めてまいりまして、相当の成果をお

さめてきたところでございますが、請負と比較した場合に、労働生産性、生産コスト等におきましてなお低位にあることから社会的な批判を受けているところでございます。林政審の答申におきましても「民間並みの生産性を確保するよう努める必要がある」というふうな提言をされておるわけでございます。私も林野庁といたしましては、今後具体的な改善措置をいたしまして、林業技術の開発、改良によりまして作業仕組もあるいは作業方法の改善合理化を図るとか、現場作業従事者の適正配置、さらには職場内の研修などによりまして職務意欲を向上していく、それから事業間の組み合わせの促進によりまして総合的に生産性が向上するように努めるなどいたしまして、直用事業の能率性の改善には一層努めてまいらなければならぬ、かように考えておるところでございます。

○細谷(昭)委員 今長官がお答えになったわけですが、林政審で言うところの直用部門を削っていくという考え方は、要するに民間の方が安上がりだということの方ではないか、この点はむしろ危険だということには私は思っております。技術を集積しておる者、長い経験を持ちます。技術的な山村、山地といったものを見ておるの具体的には、やはり何と云っても長い経験を持った直用部門の皆さんだと思っております。したがって、この林政審の答申そのものの物の見方ということについてむしろ問題があるというふうには私は指摘したいわけでありまして、単に林政審に安上がりものをやらせたいと言われたからといって、どんでん返しの方にはいかんことについて私は批判しておるという意味でございます。どうか長官の方でも、その点を十分に理解をいただきたいというふうな思われたいと思っております。

また次に、請負化の促進というのをうたっております。請負化の促進というものを求めておりますが、現在の山村過疎地帯の劣悪な雇用労働条件のもとでここに言う請負化を進めるならば、山地、山村の林業労働者の労働条件とい

うのはますます低下をしながら、山村振興にはむしろ逆行していく可能性というのが強いのではないかというふうな私に思われたいと思っております。この点、請負化の促進という点について私は極めて大きな疑問を持っておるわけでありまして、長官はどうかというふうな受けとめておられるでしょうか。

○秋山政府委員 現在の国有林野事業の財務は、残念ながら業務収入をもちまして人件費を賄い得ないような状況にあるわけでございます。このような状況下におきましては、やはり組織機構の簡素化、合理化あるいは事業規模に見合った要員規模の縮小は避けて通れない課題であると私は考えておるわけでございます。作業能率の向上を図るためには、今後もちろん機動的あるいは弾力的な事業実行に努めてまいることが基本であると私は思いますが、その中におきまして、伐採事業あるいは造林事業といろいろな事業がございますが、そういう事業間の組み合わせをしていくということも当然積極的に進めてまいらなければなりません。また、現場におきましてそれぞれ従事する職員の発想を生かしました能率的な、効率的な作業仕組みの改善の問題もありません。それから、それから効率性の機械等の使用を推進してまいりまして、それから長年にわたって培ってまいりました技術的な蓄積というものを生かして積極的に技術開発を進めてまいらなければならぬと思っております。

そこで、先生請負化との関係につきましてお触れになったわけでございますが、請負化の促進と申しますのは山村におきましてその雇用の創出にも貢献しておるわけでございます。林業事業体の整備充実をましまして山村定住条件の改善にもこれは資するものであるというふうには考えておるところでございます。

そのような観点から、国有林野事業といたしましても、林業労働者の労働条件の向上を図るために請負事業体につきまして一般の林政施策で内容を整備充実し、経営基盤を整備しているわけ

でございます。また、国有林野事業としましても登録の整備、計画的な事業の発注などによりまして経営の安定強化対策をさらに一層講じていかなければならないと思っておるわけでございます。請負事業の発注に当たりまして、地域の実態を踏まえまして適切な賃金に配慮すると同時に、安全衛生確保のための遵守事項につきまして指導するなどいたしまして、林業に従事する方々の労働条件の向上に資するように努めておるわけでございますが、さらに今後そういう面につきましては一層推進してまいらなければならぬ、かように考えておるところでございます。

○細谷(昭)委員 私、この雇用の促進という点ではメリットはあると思うのですが、問題は、今のようないわゆる山村の全くの過疎地、したがって余剰労働力がうんとあるところに持っていくわけでありまして、そのままの形でいままます賃金は低くなり、条件はさっぱり改善されないままに進んでいくのではないかとこのように懸念を持っておるわけでございます。

したがって、次の問題に進みたいと思っておりますが、昭和五十三年十二月二十七日の長官通達がここにあるわけですが、これは「国有林野事業の素材生産及び造林の請負実行に係る林業事業体の育成整備について」という通達でございます。この通達に従っていわゆる登録事業体ができ上がったと思っておりますが、現在、皆さんの資料によりましてこの登録事業体は千三百七十九事業体あります。そうしてその内訳を見ると、会社の形態が七百十社、それから森林組合が三百六十六組合、個人が五百四十四、その他の組合が百四十九事業体というふうになっておるわけでありまして、

さらに、これを雇用規模から見ても、五十人以下のところは全体の七六%を占めております。二十人以上をとりまして四六%。いかにも請負の登録事業体というのには零細事業体が多いわけでありまして、この通達の趣旨や事業推進上の点についてお尋ねをしたいと思います。まずその第一点は、この通達によりまして契約

をするわけでありませんが、これを見ますと「一定の要件を具備した優良な林業事業者による事業実行体制」をとるといふふうにしておりませんが、一定の条件の中身は一体何なのか、優良事業者というのとはどういふ条件の事業者を言うのか、これを具体的に示していただきたいと思ひます。

○田中説明員 お話のございました登録制度は、国有林野事業といたしまして優良な林業事業者を確保するために実施しているものでございます。登録制をとっておるわけでございますが、この登録に当たりまして、まず当該事業者の既往の契約実績それから事業の履行結果でございます。二つ目に、資本金とか保有機械の内訳等資本整備の内容でございます。それから三番目に、専門的知識経験の程度でございます。四番目に、雇用労務の内容状況、臨時とか常用とかの雇用労務の内容等につきまして提出を求めまして、これらを総合的に判断いたしておるわけでございます。

○細谷(昭)委員 これによりますと、登録を願ひ出た業者の審査があるわけですね。この審査は営林局長にゆだねられておるようでございます。審査基準というのが具体的に示されておるのかどうか、それから賃金、安全対策、福利厚生、こういった労働条件は登録の際の選定基準といひますか、指導要綱といひますか、こういったものに入っておるのかどうか、このことをお尋ねしたいと思ひます。

○田中説明員 審査基準の概要につきまして御説明申し上げます。

その概要は、一つといたしまして、資本金が五十万円以上で原則として法人格を有する者であること。二つ、原則として国有林野事業の請負実績を有し、かつ、生産、造林事業ごとに一定規模の事業実績があること。三つとしまして、申請の日以前二年間において労働基準監督機関から安全衛生の勧告を受けたにもかかわらず改善をしていない者でないこと。四つ目としまして、事業の実行に關して専門的知識を有する者及び労働者を指揮監督する者を確保しているものであること。五番

目としまして、当該契約の施行期間中、常時五人以上の労働者を確保することが見込まれる者であることなどとなつておるわけでございます。登録に当たりまして申請書を提出させ、これに基づきまして審査を行っているところでございます。

なお、御質問にありました賃金、福利厚生等につきましては、審査基準そのものには直接的な形では入れてございませんけれども、請負事業者の労働改善は非常に大事なことでございます。それに資するといふ観点から、労働者名簿それから賃金台帳等の法定帳簿の整備をチェックすることはもちろんでございます。さらに、労災保険等の社会保険への加入状況あるいは就業規則の作成、事業体として定款または規約の整備状況あるいは安全衛生対策をどのようになして従業員に周知徹底させておるか等につきましても、これは所管の關係行政機関との連絡も行うわけでございますけれども、そういう連携を図りまして適切な指導を行つておるところでございます。

○細谷(昭)委員 今部長のお話の中に、そういう労働条件については特にこの審査基準には明記はしておらない、しかしいろいろ指導しているんだというふうなお話でございますので、大変結構なんですが、皆さん方からいただきました資料だけを見てみましても、登録事業者の社会保険への加入状況は極めて不十分だといふふうに思われまゝです。例えば健康保険の加入は三十一%の加入で未加入が六十九%、雇用保険は六十五%の加入で未加入が三十五%、労災保険は九十九%の加入、一%の未加入、厚生年金保険に至りましては二三%しか加入しておらない、七十七%は未加入。これは何を意味するかと申しますと、いかに臨時的雇用が多いかといふことを物語つておると思ひます。

皆さん方の審査基準なりには長官通達の中でこういうふうになつておるのです。今部長がお話になりました資本整備等についての三条件、この三条件については、当分の間、これは個人経営の事業者及び任意組合についても条件を満たしておるならばよろしいということになつておるわけ

ありまして、これは日が浅いということもありまして指導監督その他はかなり不十分な点が多いといふことをあらわしておるのじやないかと思つておるわけでございます。

私は、こういう意味で、部長にさらにこの徹底方をぜひお願いしたい、必要であれば審査基準の中にこれを加えるとか、そういう強化策をぜひとっていただきたいと思つたのですが、その点いかがでしょうか。

○田中説明員 先生御案内のように、林業事業者は、発生の形が愛林組合でございますとか製炭組合等の非常に零細な集落の事業者から発足いたしておりますので、なかなか内容の整備は、私どもの力及ばざるころもございまして、十分でないといふことは承知しております。ただし、山村に人が住むために大事な事業者でございますので、お話の趣を体しましてさらに徹底を図つてまいりたいと思ひます。

○細谷(昭)委員 ここに昭和五十八年度の年間林業労働者の賃金実態調査がございまして、この賃金実態調査を見ますと、大分いろいろな特徴がございまして、その特徴の第一は、実際の我々の地域、私は秋田でございますが、しかも私は森林組合の組合員の一人になつておりました、私の森林もほとんど森林組合に委託をして管理をしていただいております。このことよく経験するわけでございますが、年間の林業労働者は賃金をこれだけなかなかもらつておらないといふのが実情なわけですね。したがつて、実際に地域によってかなり差があるんじゃないか。例えば昭和五十七年に林野庁で調査されました職種、地域別一日当たりの賃金及び賃金格差表が私の手元にありますけれども、これを見ますと、北海道が一番高いといひますか、北海道を一〇〇としますと、東北が、例えばチェーンソーの伐採作業者を比べますと六四、中国、四国が六三、六七、九州が五五といふふうには、大体右へ傾いていふんです。九州は北海道の半分近い、むしろ半分以下といふところが多いわけでございます。

このように賃金でも非常に格差が多いということと、それから実際に他の産業と比べてもこれは低いんじゃないか、私はそう思ひます。例えば建設省関係の賃金問題については今までも建設省関係、労働省の皆さん方といろいろ話し合つておるわけですが、建設省関係の賃金実態調査があります。これは労働省からいただいたのでありますけれども、この賃金実態調査によりまして、五十八年の林野庁の年間労働者賃金を比べてみますとかなり安いという実態にございまして、これだけでも賃金格差が非常に大きい。

北海道と九州はほぼ一対二という状態と、もう一つは、他の職種と比べてみますと年間林業労働者の賃金状況といふものはかなり水準が低い、この二つのことがこの表によつても分析されるわけでございます。

お聞きしたい点は、このような他の産業と比べても、それから、こういうふうな地域格差という点からしましても、皆さん方がどのようにしてこの賃金の格差をなくしていくおつもりなのか、指導監督の立場にありまます林野庁の措置をお聞きしたいといふふうに思ひます。

○土屋説明員 お答えいたします。先生ただいま御指摘のございましたように、林業労働者の賃金につきまして大変地域性があるといふことは、私もそのように承知しております。何分にも企業規模の違いあるいは地場賃金の違い、そういったこともございまして、かなり地域性がございます。果たしてこの賃金が高いか低いかという御議論でございますけれども、これはいろいろな見方があるわけでありまして、私も先生のお手元に御提出した資料でお話ございましたが、この調査自体が若干方法等について問題がありまして、果たしてこれがどの程度全体を正確に表明しているかどうかといふことについては、問題なしといひません。といひますのは、抽出率が大変低いといふ問題と、それから調査の方法自体いわゆる聞き取りという方法をとつておりますので、ど

の程度それが信憑性があるかどうかという問題、それからいわゆる基準外の問題、いわゆるボーナスでございすけれども、こういうものを基準内賃金の上に平均的に乗せてございすので、実際の感じと実際とは若干違いがあるという問題もございまして、そういうことをいろいろ考えますと、果たしてこのような状況であるかどうかということについては、もう少し詳細な分析が必要ではないかというふうに思っております。

我々としては、賃金、労働条件を向上させるにはその産業自体が発展していくということが何よりも大事だというように考えておりますので、まず林業振興に重点を置いて対処していくべきではないかというふうに考えておるところでございす。

○細谷(昭)委員 私もおっしゃることの点ではかなり同感の部分がございます。私も実際はこんなに高くはない、こういうふうなふうなです。ここに労働者調査の職種別調査額一覧表というのがございます。これは去年の六月一日から六月三十日までの調査です。毎月調査するわけでありませう。しかし、ここにあらわれておる賃金の実態も、実際に建設業関係で受け取っておる金額とは大分感覚的にも違うわけです。これは否めない事実だと思っております。したがって、今おっしゃるとおり、年間の林業労働者の賃金もこういうふうにあるのだけれども、実際は私も低いと思うのです。したがって、低い同士でいろいろ比べておるわけでありませう。

この点で皆さん方のお考えをお聞きしたいと思っております。一般公共事業の場合、三省協定賃金というのがございます。その三省協定の賃金という言い方でそれぞれの一般の公共事業の労働単価、予算単価が決められておるわけでありませう。林野庁の事業を予算化する場合は、今言ったような実際の労働賃金をお調べになつた上で労働単価を決められておるのではないかと思いますが、その点どういふふうに行われておるのか。いわゆる予算単価の出し方、これは三省賃金との関係におい

てどのようにされておるのか、この点をお伺いしたいと思ひます。

○土屋説明員 お答えいたします。

三省協定の定められております賃金単価というのは、先生御承知と思ひますけれども、公共事業の設計などに必要な工事関係の労働単価の基準額を定めておるものでございまして、林業労働者とは対象職種との対応関係もございせんので、直接的な関係にはないという実態でございませう。そこで、私どもの方の予算、あるいは現実の事業運営において採用しております算定の基礎にしております賃金につきましては、各管林局におきまして地場賃金を調査いたし、それをもとに地域における林業の賃金水準などを総合的に判断をして決めておるわけでございます。そういうことで、三省協定とは直接関係がないということでございます。

○細谷(昭)委員 先ほど申し上げましたとおり、私も身近においで見聞しておる点では、民間賃金はかなり低い水準にあるというふうな思ひます。林業はどうか、例えば伐採部門という点を考えましてもかなり老齢化しておる。育苗、育林というふうな、下駄いだとかないしは苗を植えるとかいふような部門では、婦人労働者がもう大部分を占めておるわけでありませう。

そういう点からしても、単価が大変低い水準にあるというところは否めない事実だと私は思ひますが、林野事業分野でも、建設業関係と同様に、皆さん方がせっかく配慮した賃金そのものが、途中で一括下請をやられたり、ないしはトンネル事業体によられまして、いわゆるピンはねが行われておるのではないかと、私はこんなふうな懸念をされるわけでございます。元請・下請関係という関係を建設省ではかなり規制をしておるわけでありませう。林野庁では、このように不当な重層構造ないし一括下請を禁止するための元請・下請の合理化要綱なり、そういったものをつくつておいでになるのかどうか。もしありましたら、私の方までひとつお届け願ひたいというふうな思ひます。

○秋山政府委員 国有林野事業におきます請負事業につきましては、その事業規模、専門技術の必要性等から見まして、今先生御指摘のような実態が発生しにくいものとは考えておるわけでございます。また、この請負契約の約款におきまして、請負者は「事業の全部又は大部分を一括して第三者に委任し又は請負せしめなければならない」ということを定めておるわけでございます。私ども、その徹底に努めて事業の適正な実施に留意努力していきたいというのが実態でございます。

○細谷(昭)委員 次に、これは建設省で出しております「元請・下請関係合理化指導要綱」でございます。昭和五十三年十一月に我々の要望に従ひまして新たにつくつた要綱でございます。林野庁でもこの要綱が参考になると思ひます。林野庁には、先ほど私、登録の際に基準を入れたらだきたいというふうな言ひましたが、いろいろな点が書かれておるわけでありませう。

細かい点ではございますが、例えば就業規則を必ずつくらせるとか、それから賃金は、労働基準法に書いてあることなんでしょうが、「賃金は毎月一回以上一定日に通貨でその全額を直接労働者に支払ふこと。」とか、労働基準法の条項なんかも御丁寧に入れておられるわけです。さらに、災害が発生した場合には元請に必ず報告することとか、「雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の保険料を適正に納付すること。」とか、後から私お聞きしますが、「建設業退職金共済組合」に加入する等退職金制度を確立するよう努めること。」とか、建設省の場合、こんなふうなところまでかなり細かく指導しておるわけでありませう。これを出したからといって、それじゃ建設業関係の事業体が全部うまくいっているかというところ、決してそうではありません。ありませうが、やはり監督行政、監督官庁としてはこれだけのことはやらなければならぬということなんです。長官、建設省にこういうふうなサンプルがありますので、こういうものをさらに強化するといふ点でどうお考えでしょう。

○秋山政府委員 私ども、今後の研究課題として取り組んでまいりたいと思ひます。

○細谷(昭)委員 労働省にお尋ねしたいと思ひます。

今までお話をしてきました林業労働者のこうした賃金の実態、これを労働省は一体どう見られるか。例えば就業規則や労働者名簿ないし賃金台帳、こういったものがないという事業体はかなりあるというふうな言われております。私はその資料を持っておられますけれども、こういうふうな実態はもう零細企業が多いということからして十分うなずかれるわけでありませう。しかも、先ほどの林野庁のいわゆる登録要綱によりまして、法人だけに限らず登録されておりますから、これはむしろ当然だと思われるわけです。こういうふうな問題に対しまして、労働省はどういう対処をされるのか。

また、労働災害の実態を見ますと、かなりの労働災害がまだに発生しているわけでありませう。これは林野庁から見せていただいた資料でございますが、五十三年から五十八年までのいわゆる林野事業における職員の労働災害でございますが、災害件数は五十七年千五百五十七件、もちろん毎年少なくなつておるのです。この努力は認めませう。しかし、死亡事故は五十八年八人から五十八年八人まで、いまだに後を絶たない。民間労働者に至りましては、災害死亡事故が五十六年、五十七年とも五件五人ずつあるわけでありませう。そしてそこには、立木処分事業体の死亡災害、先ほど上西委員が質問しておつたのによりますと、このほかに二十四人ないし二十五人の死亡者が一年間にいるというところなんです。こういう労働災害が大変につきまといつておるといふ現状でございますが、労働省は林野庁並びにこのような民間企業に一体どういふふうな指導監督をしておられるのか。また、林野庁は直用部門におけるこういう労働災害に対してどれだけの対策を立てておられるのか。この点を労働省並びに林野庁にお伺いしたいと思ひます。

○征矢説明員 お答えいたします。

ただいま労働条件をめぐるお話があったわけですが、御指摘の点につきましては、大なり小なりそういうような実態があることは事実でございます。

まず、第一点の賃金の問題でございますが、高いか低いかという点についてはいろんな問題がございますけれども、林業の場合は日額とそれから稼働日数の問題での月額の問題がございまして、日額で見ますと必ずしも低いとは言えない実態でございますが、中には例えば最低賃金に反するような例も散見されるというような問題がござい

それから、ただいまの就業規則あるいは賃金台帳等を備えておられないというようのもろもろの御指摘につきまして、おっしゃるような実態があることは事実でございます。私どもとしては年間計画を立てまして労働基準監督官が定期監督というようなことを実施しまして、その中でそういう是正の監督指導等を行っているわけでございますが、なかなか十分な状況にないわけでございます。

いずれにいたしましても、今後ともそういう点を含めましてさらに積極的に監督指導を行ってまいりますというふうに考えております。

○加来説明員 労働災害の点に關して申し上げます。

災害の発生状況につきましては大体先生御指摘のとおりでございます。休業災害は減少しているけれども死亡災害は遺憾ながら減少して

いない、こういう状況にあるわけでございます。これらの現状にかんがみまして、私どもも監督指導を中心として各種の施策をやっておりますが、そのほかに林業・木材製造業労働災害防止協会によりまして現場パトロールや安全衛生教育その他の活動を展開することについて援助をすること、林野庁さんがいろいろやっておられます安全関係の事業がございまして、これらについて林野庁さんと連携をとりつつ推進している

○土屋説明員 国有林野事業の労働安全対策についてお答えいたします。

今後ともやはり同じように林野庁と十分連絡をとりながらこれらの施策を進めてまいりたい、このように考えております。

申請するまでもありませんけれども、林業労働というものは一般的に申し上げましてその作業現場が急傾斜地などであるということ、それから非常に気象条件にも大きく影響を受けること、作業環境というものが大変厳しいということからいたしまして、全産業の中では労働災害が多いという実態にあることは申し上げるまでもありません。

そこで、国有林野事業におきましては、労働安全の確保ということには人命尊重の立場からはもとよりでありますけれども、円滑な事業の運営に与って不可欠な条件であるという認識に立ちまして、これまでも労働災害の防止対策の徹底に努めてきたところであります。そういうことの成果もございまして、最近における労働災害の発生件数は、先生御指摘のように減少傾向にあることは事実でございますけれども、大変残念なことではあります。死亡災害等の重大災害というものは依然として絶滅を期すというわけにはまいりません、発生している状況にございまして、したがって、今後とも次のような事項を重点として取り組んでまいりたいというふうに考えております。大きくは三つの事項について重点として取り組んでまい

る覚悟でございます。一つは、何といたしましても安全管理体制の活性化というものが大事でありまして、安全管理者を中心とした安全管理体制の活性化と安全意識の高揚ということを図ってまいりたいというのが一つでございます。

もう一つは、行動災害が非常に多いわけでありまして、これは技能訓練の充実というものを徹底して行いまして、この行動災害をなくすということに努力してまいりたいというふうに考えております。

○細谷(昭)委員 労働省からはいろいろやりたいということなんですが、実際問題としましては監督官の数が少ない、しかも山地で、地形上もなかなか大変だというふうに考えますので、労働省は労働省でもちろん努力をしますが、その分を監督官庁であります林野庁がやはりカバーするということがぜひとも必要だと思っております。

例えば飲料水の水质検査だとか、休憩所がない、保護具の備えつけがない、こういったところが多いというふうに言われておりますので、これを労働省が全部やるということとはなかなか不可能だ。ぜひ林野庁がこういう面まで、民間の請負業者の面まで安全管理といったものを広げていただきたい、この点は要望したいと思っております。林野庁は監督官庁と発注者という二重性格を持つておるわけでありまして、登録事業体に対しては、直用職員はもちろんのこと、今言ったような労働者の健康、安全対策、こういったことに十二分に取り組んでいただくことを要望したいと思

います。時間が大変なくなりました。労働省に最後にお聞きしたいと思っております。林業労働者の長い懸案でありました、しかも待望しておりました林業退職金共済制度、これが発足を見たわけでありまして、大変喜ばしいことだと思っております。その普及の実施ないしは恩典を受けておるといふ実態を見ますと、五万人しか入ってこないという話であります。労働省は今後このような林退共の加入促進をどうやっておやりになるつもりなのか。それから林野庁にお聞きしたいことは、予算上の配慮をしておられるのかどうかということでございます。

この共済制度は任意加入であります。当分の間、一般公共事業については特別な予算上の配慮をしておりまして、強制加入と同様でございます。同じ国の事業であります関係で、林野事業の予算にこの点の配慮がなされておられるのかどうか、これは林野庁にお聞きしたいと思います。

○山口説明員 林退共についてお尋ねでございますが、ただいま先生御指摘のように、昭和五十七年一月からこの制度を発足いたしました。ただいま制度発足後二年を経過しておるわけでございますが、本年の三月末の状況でございます。共済契約者数約三千百、それから雇用者でございます。被共済者の数が、御指摘のように五万四千と

いうところに至っているわけでございます。これが全体のどのくらいの割合になるかというものは、非常に難しいところがあるわけでございますけれども、私どもとしては、共済契約者数につきましては、おおむね六割程度、被共済者につきましては、おおむね六割程度というふうに見ております。

林退共制度は、通常の退職金制度になじみがない林業の期間雇用の人たちを対象とした業界退職金制度でございます。任意加入という前提にはなっておりますけれども、期間雇用者の福祉の向上を図るためには、ぜひともより多くの事業主の方に入っていただくことが必要だと思っております。そのために、私どももいたしましては、この制度の運営主体となつてやっております建設業、清酒製造業、林業退職金共済組合あるいは林野庁、そういうところとの密接な連携を図りながら、関係の市町村、団体、都道府県、そういったところに制度の周知を今後とも一生懸命にやしていきたいというふうに考えている次第でございます。

○田中説明員 林退共の制度は、林業労働者の就業実態に大変適した制度といたしまして、非常に望まれたことでございます。国有林の関係いたします企業、事業体につきましては、この制度の趣旨を踏まえまして、私ども強力に加入を推進してまいりました。準備期間から通算いたしまして日

はまだ浅いわけでございますけれども、大変加入率が高まっているというふうにも承知しております。今後につきましても、この制度の適切な運用を図りながら、加入を指導してまいりたいと考えておるところでございます。

○細谷(昭)委員 予算はどうですか。

○田中説明員 予算につきましては、加入の妨げとならないように適正に見込んでおるところでございます。

○細谷(昭)委員 最後に、大臣にお願いしたいと思うのです。

今さらつと、私、主として林業労働者の状況、そして実際の請負問題、こういうことを中心にお話ししましたが、やはり何といたしましては林野事業を推進するのは人の問題だと思っております。ですから、林野庁の直用の部門はもちろんのこと、民間の労働者の皆さん方、こういった皆さん方の福祉向上のためにこれは格段の御配慮をお願いしなければならぬというふうに思うのです。単に人減らしをするのではなくて、山村振興という観点から何ともしも人聞づくり。山村にお嫁さんが来るような、そんな施策。やはり私は中心は人間だと思っております。

人づくり山づくり、これについて大臣の決意を最後にお聞かせ願ひまして、私の質問を終わりたいと思ひます。

○山村國務大臣 山村に働く方々が希望を持って林業に取り組んでいくためには、地域林業に活性化、これを与えなければならぬと思ひます。林業を魅力あるものにする、そしてともにまた林業従事者の労働条件、この改善を行っていかねばならないと思ひます。そしてまた、山村における生活環境、この整備等を図っていくことが肝要であると考えております。このために、林業生産基盤の整備を初めといたしまして、各般の施策を強力に推進してまいります。

○細谷(昭)委員 終わります。

○阿部委員長 高田琢郎君。

○島田委員 私、前回、保安林整備法の質疑に当たりまして、極めて不本意ながら質問を保留いたしました。私が同日質疑をいたしました中で、大事な保安林整備法の改正に当たって重視しなければならぬこととして次の点を指摘したのであります。それは、法律の単純延長を幾ら繰り返してみてもそれだけでは意味がない。既に三十年、今回も含めて三度目の延長であります。保安林の機能は向上するどころか、ますます低下していると指摘されている。したがって、この機能の回復と向上は、今最も急がれる重要な保安林に対する課題でありましょうし、今度こそ本当に大きな決意のもとで、実効が上がるような改正であってほしい、こういう願いを込めて実は問題の指摘をしたのであります。

ところが、残念ながら、私はその際、新潟県の関川村の国有林の実態を実は例示して挙げながら、こういう実態の中で保安林整備法がどのように改正されていくのかの政府側のいわゆる正確なるお話を承りたい、こう思ったのであります。私の願ひはかなえられなかった。しかも、事前にこうした問題の私なりの本法改正に当たっての意見をぜひまとめたかと思つて幾つかの資料要求をいたしましたにもかかわらず、時にはないと言ひ、次には探さなければならぬか御期待にこたえられないと言ひ、それじゃ本当にないのかと言ひば、あるけれども実は出せないのだと言ひ。これでは私はまじめな審議ができないではないか、こういうことであったわけでありませう。

特にその際指摘をいたしましたのは、新潟県関川村の交換された国有林は、交換理由の中で述べられておりますのは、一般林であり経済林であるというふう言われておりますけれども、実態はそうではなくて保安林である。それをなぜ隠しにするのか、その辺が私にとってはどうしても納得できない。保安林というのは、そもそも隠すべきものではないはずでありますし、そうした保安林を今審議するに当たって、あのような実態が単に関川村だけにどまらず全国にあるとしたら、これは重大問題である、こういうことの指摘をしたのであります。

しかも、その後いろいろ議論をしまして、私も、当該保安林の施設が必ずしも正確に行われていないとは言えない。厳しく言えば、かなりでたらめな施設である、こういうふうには私は感じました。特に森林法によって保安林施設が義務づけられているにもかかわらず、指定施設要件が正確に指定されていないばかりか、とりわけ大山山づくりの基本であります伐採の限度あるいは植栽と云うのがこの指定施設要件から欠落しているといふのは、まさに手抜きの状態にあるといつてもいいのではないかと、こう思っているのであります。

そもそも法を改正して特定保安林施設を取り込んでみても、前段申し上げましたように、幾ら法律を整備してみたって、その裏からしり抜けになつたり、単なるつじつま合わせでその場しのぎを繰り返しているようでは、法律の持つ効力も發揮できないばかりか、改正の意味も全くないではないか、こんな疑問点を私は当日持つて質疑を繰り返しましたが、誠意ある姿勢と回答を得ることができなかつた。したがって、今日まで長官初め林野当局とは数度にわたりまして資料問題あるいは考え方の交換を行い、今日を迎えたわけでありませう。

その間の経緯については大臣もよく御承知のことと思ひますが、改めてここで、私は資料の提供について十分満足しておりませぬし、それからまた意見の交換を通じましても、林野庁が考えております本当のいわゆる決意のほどが私の肌にも伝わってこないというのには極めて遺憾であり、残念であります。しかしながら、党の方針もこれであり、本日をもって三法の審議が終了するというところでございますから、ここに一定の区切りをつけざるを得ませぬ。しかし、私は、決してこれですべてを免罪に付したのではないと思ひます。事あるごとに私の厳しい目が常に注がれているということを御自覚願ひたい。

そういう意味で、前回御答弁をいただきました中で、改めてまず見解を冒頭伺ひたい、こう思ひます。

○秋山政府委員 先生ただいまお話の交換問題に係る資料の取り扱いにつきましては、二十年前の案件とありましても、資料の提出がおくれたり種々御迷惑をおかけしたことにつきましておわびを申し上げる次第でございます。また、その受け入れ財産でございます新潟県関川村の水源地養保安林の指定施設要件につきましては、前回お答えした内容が一部正確でない点がございましたので、訂正させていただきますと思ひます。

指定施設要件の内容につきましては、その後新潟県並びに前橋官林局に係官を派遣いたしました。保安林は三筆から成つておりましたところ、本件の保安林は二月四日に指定施設要件の変更を行つておりましたが、この変更につきましては、そのうち一筆であります宇田ミナ口二百四十三の一についてのみ行われたものでありまして、残りの二筆につきましては従前の指定施設要件のままであることが判明いたしました。

この結果、現在の指定施設要件の内容を具体的に申し上げますと、以下のとおりになるわけでありませう。

まず第一に、宇田ミナ口二百四十三の一、これは約三十七ヘクタールでございますが、これにつきましては、立木の伐採の方法は、まず主伐に係る伐採種を定め、それから二つ目として、主伐に係る伐採をすることができ、立木は岩船地域森林計画で定める標準伐期齢以上のものとすると定められております。次に、伐採の限度としまして、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができ、一カ所当たりの面積の限度は十ヘクタールとすると定められております。

その他の区域につきましては、まず第一に立木の伐採方法であります、主伐に係る伐採種を定め、それから二つ目として、主伐に係る伐採をすることができ、立木は岩船地域森林計画に定められております。

める標準伐期齢以上のものとする定められてお
ります。それから植栽の要件としましては、伐採
が終了した翌年度の初日から二年以内に杉または
アカマツの満一年生以上の苗をヘクタール当たり
おおむね三千本以上植栽すると定められておりま
す。

御指摘の受け財産の保安林に係る指定施業要件
は以上のとおりであります。指定施業要件の重
要性は御指摘のとおりでございます。保安林の機
能を維持確保するため、今後とも指定施業要件の
適切な設定及び運用をしまいに思っております。

○島田委員 訂正ございました点については、今
後嚴重に、権威ある委員会におきます発言、慎ん
でいただきたい。

ところで、今お話しございました当該保安林の指
定施業要件の設定に当たりまして、植栽を一部に
せよ落とした、それは天然林の活用や天然下種更
新によつて施業を行おうとするやり方なのであり
ますけれども、それはともすると手抜きされてい
く危険性を伴う。しかも、その地形とか土壌とい
うものを十分条件の中に入れて、属地主義だそう
であります。出先において判断をされる場合に
は、林野庁としては的確なる指導を行つていくべ
きではないか、私はこう思ふのです。

したがしまして、単に上木だけを切りさすれ
ば、またその切り方を工夫さすれば跡地の植栽
は二の次だとする考え方が先行するようであつて
はならぬ、森林法第三十四条の二に規定されてお
ります「保安林における植栽の義務」を空洞化す
るようなことがあつては私は断じて容認できな
い、こう思ふのです。しかし、一面では規制を強
化すれば林業生産活動に支障を来す、影響を及ぼ
すという点については、私も理解をしないわけでは
ありません。ですから、その点については重厚
な補助政策を並行して進めていくという施策が行
政上必要になることは言うまでもないわけであり
ます。その点については、当時会計検査院におい
てもこの山については植栽をすべきだと示唆して

おりまして、そのためには相当のお金もかかるよ
うなことは指導しているのではありません。さつぱり言
うことを聞いてないのです。

そこで、私は最後の質問になりますが、関川村
国有保安林に見られるような事例は、先ほど申し
上げましたように全国的に広まっているとしたら
大変なことだ。指摘した当該林分は、かつて栃木
県那須の元国有林との交換分合によつて莫大に不
当な利益が小針齋二氏個人の懐に入った、国はそ
のために大損をしたという、いわくつきの一大事
件であります。国有林であり、問題の山である、
そういう関川村における大切な水資源確保のため
の保安林施業は、私はこれからでも非常に急がれ
ると思ひます。繰り返しますが、指定施業要件を
正確に発動して、立派なサンプルとなり得るよう
な保安林施業が直ちに実行されるように私は期待
したいのであります。その考え方を述べていた
だきたいと思ひます。

○秋山政府委員 この当該地の森林施業につきま
しては、これまで必ずしも計画どおりに実行され
ていない面もございますが、今後の施業の実施に
当たりましては、まず第一といたしましては、人
工林につきましては間伐等所要の施業の実施、二
つ目としまして林地生産力の高い箇所における林
相改良による人工林への転換、三つ目としまして
優良広葉樹林分の維持造成、以上の三つ、現地の
実情に応じた適切な施業を推進してまいり、健
全な森林の造成に努めてまいりる考えでございます。

○島田委員 最後と申し上げましたが、もう一つ
林野庁長官にお答えをいただきますが、指定施業
要件で、別表第二の三つの条件のほかに、括弧外
に注書きがございます。注というのは、先ほどか
ら指摘しましたように、ともすれば手抜きになつ
たりあるいは天然下種更新あるいは天然林活用等
の安上がりな保安林づくりに逃げていく心配がご
ざいます。私は、むしろこういう紛らわしいもの
はこの際取っ払うべきだと思います。お考えがあ
れば聞かしてほしいと思ひます。

○秋山政府委員 保安林が指定の目的に即して十
分に機能を発揮するためには、伐採が行われまし
た場合に、その跡地が適切に更新がなされる必要
があるわけでありまして、植栽によらなければ的確
な更新が困難であると認められます箇所につきま
しては、指定施業要件として具体的に植栽の方
法、期間さらには樹種を定めることとされておる
ところでございます。

保安林の機能を確保する上で、植栽に係
る指定施業要件が重要な役割を果たしていること
にかんがみまして、今御指摘の点につきましては
なお今後研究課題として検討してまいりたい、か
ように考えているところであります。

○島田委員 さて、大臣、私を含めて各委員から
林業三法にかかわります審議が行われる中で幾つ
かの問題点も浮き彫りになり、今後の林政のあり
方についての示唆に富んだ御発言が繰り返されま
した。この際、私自身は特に保安林に絞つて問題
の提起をいたしました。大臣も終始私の質疑をお
聞きになりましたが、大臣の所見を伺いたいと思
ひます。

○山村国務大臣 我が国の森林、林業をめぐる状
況にはまことに厳しいものがござります。また、
このような状況が国有林野事業の経営悪化を招く
一つの要因となつておるものと考えております。
これら森林、林業の諸問題に対する島田委員の御
関心と御熱意は、予算委員会以来よく承知してお
るところでございます。

私といたしまして、今回の林野三法とあわ
せ、林業振興のための諸施策の展開に一層努めて
まいらなければならぬと考えております。した
がつて、国有林野事業につきましても、御指摘の
あつた保安林の整備充実はもとより、財政問題等
にも引き続き真剣に取り組んでまいりますことも
に、我が国林業全体を取り巻く構造的課題の改
善、打開を図るために、林政審答申でも提起され
た諸問題に対しまして真剣に検討し、施策の充実
強化に努めてまいりたいと考えております。

○島田委員 終わります。

○阿部委員長 田中恒利君。

○田中(恒)委員 林業三法の問題につきまして大
変長い時間をかけて審議をしまひましたが、
私が最後の質問者になつたわけでありまして、
二十名の委員の先生方がそれぞれの立場で御質
問をせられたわけでありまして、私はここででき
るだけお聞きをさせていただきますのであります。

も、森林あるいは国有林、こういうものをめぐつ
て、一つは資源としての山の持つ今日の重要性、
治山治水を初め国民のレクリエーション、大気、
さまざまな目に見える山の持つ価値、そういう
ものを大切にしたいという各委員のお気持ちがあ
るいろいろな角度からいろいろな形で展開をされ
てきた、こういうふうな理解をいたしております。
私も一口にこれを森林の持つ公益的機能と称
しておるわけでありまして、そういう側面が今大
きく問題になつておるようには私は感じました。同
時に、国有林自体が持つ今日の財政的な危機、
赤字問題に象徴されるこの事態、そして国全体が
持つ財政上の厳しさ、こういう中でどうすればい
いのかというものが、皆さんの中からは言はず
語らず語られておるし、特に農林水産省、林野
庁当局はこの問題について四苦八苦をしております。
この二つの要素が組み合わされて当委員会の議
論が展開をされてきた、こういうふうには終始
御意見を聞きながら感じさせられてきたこと
であります。

大臣はそれこそ終始お座りになつてお聞きをせ
られたわけでありまして、まず劈頭に、大臣はこ
れらの皆さん方の御意見をどういうふうな受けと
められたのか。私は先ほど申し上げましたような
立場で受けとめました。まず大臣の率直な、こ
れはたしか予告なんかしてないと思ひますが、
大臣はまことにありのままの方であります。率直
な御意見をこの際ひとつお聞きをしておきたいと
思ひます。

○山村国務大臣 森林、林業、これはただ単に木
材の生産ということではなくて、今先生おっしゃ

いたしましたように国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保護、これらを含め公益的な機能を有する重要なものでございますし、そしてまた同時に、これは国民の生活にかけがえのない緑資源というものであると思ひます。いろいろ御議論をいただいておきますうちに、これはただ単に一林野庁、一農林水産省ということではなくて、政府が、そしてまた国を挙げて、国民と一体となつてやるべき事業であるということを感じておりました。今後ともこれらのPRを重ね、そして政府部内におきましても森林、林業というものに対する理解をもっと深めていかなければならないというぐあいに感じております。

○田中(恒)委員 今の大臣の御答弁で私の考えておりました大臣質問の一つは多少明らかになつたつもりであります。なおこの際、念のために確認をさせていただきますと思ひます。

三月十三日の本院の予算委員会総括で我が党の川俣委員が最終総括質問に立ちまして、林業問題を取り上げております。その際、中曽根総理大臣は、非常に関心を持っておる、非常に重視をしていきたい、こういうことを明言せられております。それから竹下大蔵大臣も、この問題は内閣全体として受けとめる、こういう姿勢を明らかにせられて、農林水産省の検討を受けて大蔵省としても積極的に取り組ましよう、こういう御発言もせられておる。大臣も今述べられたようなお気持ちをおの委員会でも明らかにせられておるわけでありまして、このことは、この林業三法の論議に当たつて当委員会としても中曽根内閣の林業問題に対する基本として私は再確認しておきたいと思ひますが、大臣、御異議ございませんか。

○山村国務大臣 さきの予算委員会でも申し上げましたとおり、林政審議会答申で提起されている財政措置事項のうち改善期間の延長、退職手当に係る財政措置については、国有林野事業改善特別措置法の改正を現在御審議いただいておりますところであり、その他の問題についてもその方策について引き続き真剣に検討してまいる所存でございます。

また、国有林野事業の経営悪化は我が国林業全体を取り巻く構造的な問題とも深くかかわり合っており、こうした構造的な問題の改善、打開を図るため、答申で提起されている問題等についてあわせて検討し、その施策の充実強化に努めてまいらるる考えでございます。

○田中(恒)委員 文字に書いて御意見を述べさせていただきますと言えども、少くとも政府が施策として進めていく上には裏打ちが要るわけでありまして、そういう意味で、財政的な処置がどうなつていくかということが、どのつまり落ちるところであります。当面、私たちはこの委員会でも三法の議論をいたしましたし、予算委員会でも相当この問題は議論されておる。同時に、今日我が国の国民の各階層の中に、緑の問題というのはまさに国民的コンセンサスとして形成されておる。これは日本国だけではなくて世界の資源という立場で、この問題は人類の問題とまでされておる。こういう状況の中で絞つていけば、明年度の国家予算の編成に当たつて農林水産大臣が山の緑を保全し強化していくためにどれだけの対応策を立てていくかということ、中曽根内閣として明らかにしてもらわなければいけないと思ひます。

そういう場合に、例えば竹下大蔵大臣は、この間、来年の予算もまたゼロシーリングというか、マイナスシーリングだということですね。一律五％なのか七％なのか、そこまではよく承知いたしておりますが、恐らくことしよりもっと厳しい予算の編成段階に入つていくと思ひます。そういう場合に、昨年の手法を見ましても、各省一律とか、防衛予算など膨らんでおりますから全部一律じゃありませんが、しかし、一応軒並みに下げていく、こういう形がとられておる。農林水

産省内部も同じようなものが全体としてはとられておる。しかし、林業予算についてはことしも御努力をせられた節を私どもよく承知いたしておりますが、問題は来年のそういうマイナスシーリングという予算編成段階で、内閣としてあるいは主管大臣としての農林大臣として、農林水産省内部はもとよりその他の省に向かつてこの緑の問題、山の問題にどういふ姿勢で取り組んで、少なくともこの委員会あるいは予算委員会でも、大蔵大臣、農林水産大臣が言明された線を具体的に予算の数字でお示しをいただくことはできるかどうか、このことをお尋ねをしておきたいと思ひます。

○秋山政府委員 ただいま大臣が御説明申し上げましたが、先般の三月十三日の予算委員会におきましても大臣が答弁を申し上げましたが、その答弁を踏まえまして、私も新たな改善計画の実施の過程におきまして関係方面の理解と協力を得ながら真剣に、かつ早急に検討を進めてまいらるる考え方でございませぬ。

○田中(恒)委員 長官、私はそれは納得いかぬ。新たな改善計画に基づいてというのは、今出されておるものでしょう。これは退職金の分を一般会計から借りることができるといふ、今我々が審議しておる法案の内容でしよう。そういうものでは済まされないと、これが前提になつておるわけでしょう。

○秋山政府委員 重ねて申し上げますが、先ほど大臣が申し上げましたように、林政審議会の答申の提言のうちで引き続き検討を要する諸問題でございますから、当然のことながら林政上の諸施策も昭和五十九年度この改善計画を策定実施する過程におきまして真剣に各方面の理解、協力を得ながら取り組んでまいりたいと思ひます。

○田中(恒)委員 それは、例えば財政措置としては四項目を林政審は答申しております。そのうち二項目、つまり退職金の問題と期限を延長するという問題は、この法案の中に織り込まれておる

けれども、その他の二つの借入金の問題それから非経済林の区分の問題、こういう問題などを含めた今の国有林財政の改善方策についてはまだ触れられていないわけですが、そういう問題も来年度予算の中に入れていくことですか。

同時に、林政審答申は五項目程度の一般林政に ついての問題も明らかにしております。そういうものも含ませて来年度予算の中で反映していく、こういうふうな理解してよろしいですか。

○秋山政府委員 重ねて申し上げますが、林政審答申には幾つかの提言がございます。それらの問題につきましては新たな改善計画、これから五十九年度におきまして策定するわけでございませぬが、その実施の過程におきまして関係方面の理解、協力を得ながら取り組んでいくということでありまして、できるだけ早く検討を進めてまいらるるわけでございませぬが、先生今御指摘の例えれば非経済林分の問題につきましては五十九年度に調査費が計上してございませぬので、これについてはまず五十九年度に公益的機能の高い林分を主体とした調査検討を進めるといふことでありまして、それがすぐ予算に響くかどうか、この検討の結果でございます。

○田中(恒)委員 これは大臣に答弁してもらわぬとだめですよ。これは改善計画の中でやるということになりますと、改善計画第三条に基づく林道を中心とした例の政令があります。あの中に織り込まれておるようなものの中で一般会計から多少考えていただくということは改善計画の中でやれるということですから、山の問題では改善計画の中でやれないその他の問題があるでしょう。二十名の各委員の皆さん方から指摘をされた問題の中に、そういうものがたくさんあつたわけですよ。そういうものも含ませて、中曽根内閣なり山村農林大臣がこの林業問題について来年の予算編成を目指してこういう決意と、できればこういう課題を中心に取り組みむというところまで明らかにしていただきたいと思ひますが、いかがですか。これは大臣ですよ。

○山村國務大臣 たいま長官から申し上げましたように、種々検討すべき問題があるかと思ひます。これらにつきましても、この借入金はたしか二千二百七十億くらいですから、二・一%の差という大體四十七億くらいものじやないですか。こんな程度のもは、例えば来年の予算の段階で大臣としてあるいは林野庁長官としては、これは前々から言っておるわけですが、恐らくきよこの委員会の皆さんの御意見や附帯決議などでも明らかにされておると思うのですが、この程度のもは前向きに解決をしていく、こういう姿勢はございせんか。あるいはそのためにこういうことを考へておるというふうな対応策はございせんか。

○秋山政府委員 六十年度の予算につきましてはこれから検討をしていくわけにございまして、今先生御指摘の国有林に対する助成措置を国有林に適用せよという話でございしますが、そのまま国有林に適用することはできませんけれども、今後とも所要の財政措置を図るとともに自主的な改善努力を一段徹底しまして、経営の健全性確保に努力してまいりたい。したがって、そういう中におきましていろいろと財政措置等についても本格的に取り組んでまいりたい、かように考へております。

○田中(恒)委員 償還期限の延長の問題もやはり問題になっておる。これは何れも来年の予算は今から考へるのだというふうなことにやなくして、もう何年も前から問題になっておるところであります。委員会の意思としても金利の問題と期限の延長の問題は明らかにしてきたところなんですよ。それもどうですか。

○秋山政府委員 ここ数年間、償還期間の延長につきましては検討を重ねてまいっておりますが、他の財投対象事業との均衡などいろいろ問題があらまして、実は現在まで実現しないで来ているわけにございまして。

○田中(恒)委員 借入条件の改善につきましては先般の林政審答申におきましても検討する必要があります。この御指摘をいただいておりますので、私

ども引き続きこれにつきましては検討しなければならぬ課題だと考へております。

○田中(恒)委員 大臣、大臣ばかりあれしてもいけぬのかもしれないけれども、この問題は何も今に始まったことじゃありませんし、農林省自身が毎年予算編成のときにほぼほほうほう方向にむけた予算要求をやっておるのですよ。やっておるのですけれども、なかなか大蔵の壁がかたいたいのでしようか、崩せない。この金利ないし償還期限の問題は、そういうことが繰り返されてきておるわけでしょう。ですから、さっきの話の続きじゃありませんが、竹下さんは農林省の検討を待つて一緒に内閣全体として大蔵省も前向きに考へます、こ

う言っているわけですから、こういう問題をひとつ持ち出してもらいたいと思つておるのですよ。予算の編成はもう入るわけでしょう。そんなに長くはないでしょう。もう内部的には作業が始まっているくらいじゃありませんか。ですから、私は何年も前から言ひ続けてきたことであるし、農林省自身が予算請求の中にその線に沿つた要求をしておるわけですから、それを物にし得るかどうかと

いうところは山村大臣の腕にかかっていると考へるのですが、いかがですか。

○山村國務大臣 先生おっしゃったのはよくわかりますので、御要望として承りまして、これから交渉でございまして、頭に入れて交渉にかかつてまいります。

○田中(恒)委員 それから、国有林の中で採算林分というか、経済林というか、そんなものは大體どの程度あるのですか、国有林の林分区分の中で。

○秋山政府委員 いわゆる採算林分という区分で国有林の内容を調査したあれはございせん。したがって、私ども今年度から予算をいただき

ましたので、それらの問題について取り組んでまいりたいと思つております。

○田中(恒)委員 しかし、林政審の審議の際に、何かA、B、C、Dとかというふうなことでこの程度この程度というふうなものを出してはいいせんか。

○秋山政府委員 あれにつきましては本當の概定でございまして、やはり今後具体的にいつときめ

の細かい調査をしていきたいと思います、これにつきましては何%程度というところは申し上げにくい関係もございまして、私どもはこれからこの問題についてとはひとつ本格的に取り組んでまいりたいと思つております。

○田中(恒)委員 長官、経済林とは何だ、非経済林とは何だ、こういう要素の区分をし始めるとなかなかこれは難しいと思つたので、それは、山は全部水を蓄積しておるわけだから、そういう意味ではそういう要素もありますし、純然たる経済林というのはいくら収支採算が成り立つという林分だけというふうなことでやれば、地域的にも限られてくると思つたのです。それは難しいと思つたので、私も実ほどの程度あるかと思つて、二、三調べたのですけれども、いろいろ数字が違ふものだから、はっきりしたものをちよつと聞きたいと思つてお尋ねしたわけなんです。我々が聞いておる範圍では、二〇%台と言ふ人もおるし、三五、六%か

七、八%台と言ふ人もおるし、多少違ふわけですが、大體三分の一ぐらいが国有林として通常木材の状況がこういう中でもやり方によつては十分やれる、こういう状況を持つておるけれども、あとの七割はなかなか現実問題として、これほど山の奥にあるところが特にこういう材価の低迷の中ではやれと云つたやれるものではない。本来、国有林自体はそういう意味では経済林というか企業経営というか、そういうものにはなれない性格のものだ、こういう理解を私などはしておるわけ

であります。

そういう意味では、今も多少いろいろ御苦勞せられて一般会計からの繰り入れがなされておりましたけれども、この際やはりその辺の調査もやられるというところでありますから、調査をきちんとして、公益機能というか、国として、国民全体としてやはり支えなければいけない分野というものを明らかにして、財政的対応もそれに即応するような方策を考へていく、こういうことはやは

りどうしてもやらなければいけぬのじゃないか、
こういうふうには思っておりません。また、
我が党は、そういう意味で、この法律の改正の中
にそういう分野については一般会計からの繰り入
れというものを明らかにすべきだ、こういう提案
をしてまいっておるところであります、この点
について、長官、どういふふうにお考えになりま
すか。

○秋山政府委員 経済林、非経済林というよう
な区分がありますが、これは林道を入れることによ
って大分変わってくるという、そういう変動因子
的なものがあるわけでございまして、私もこれ
まではむしろそのポテンシャルと申します
か、潜在生産力というふうな面から、木材生産機
能あるいは水源涵養機能、土砂崩壊防止機能、そ
れから森林レクリエーション機能というふうな、
そういう潜在的な力があるかというので林分
を調査し、それによって今後の森林の取り扱
いについてどう持たたいかということを検討して
いかなければならぬと思っております。

ですから、やはり今申しましたようなそういう
区分の方法、それに対してどういう管理をし
ていくか、森林の施業をどうするかという問題が
ございまして、さらには今度は受益者負担とのか
かり合いのものをどうするかという問題もござ
いますので、これらにつきましてはいまは五十九
年から調査を始めていきまして、まず五十九年にお
きましては、先ほどもちよつと触れましたが、公
益の機能の高い地域を対象として森林の公益的機
能の発揮の程度を明らかにして、それに応じた森
林施業方法はどうか、あるいは森林の管理
をどうすべきかというふうなことをやってまいら
う、これはそういうふうな基礎的な調査の上に立
ちましてから進めてまいりたいと思っております
ので、五十九年から本格的に取り組んでまいりた
いと考えておるところであります。

方式については森林が長期的な性格を持つという
意味からもそぐわない、こういう意見もあるし、
この委員会の参考人の陳述の中にも、そういう指
摘が何人かの先生方からなされておるわけであ
ります。
確かに森林経営を仕組んでいく場合に、やはり
単年度だけでいくのはいろいろな意味で無理が出
てくるので、長期的な収支計算というか、見直し
というものを加味して林道なり造林などについて
のものをどういふふうな資産に評価をしていく
か、こういう問題もございまして、あるいは
勘定区分の問題にいたしましても、やはりそうい
う意味の勘定というものが設定されるべきではな
いか。ただ収入と支出との一年間の決算だけで赤
字だ黒字だというわけにはいかぬ、こういうふう
に思っておりますが、そういう点については多少改
善をされておる部分も聞いておりますけれども、
今後どういふふうなお考えで取り組まれていくお
つもりか、お示しをいただきたいと思っております。
○後藤政府委員 会計制度の問題でございま
す、国有林野事業特別会計におきまして、事業勘
定では、現在通常のいわゆる現金収支会計のほか
に、企業としてその経営成績及び財政状態を明ら
かにいたします財務会計方式を導入いたしてお
るところでございまして、よく特別会計で二千億借
り入れをするという、その二千億があたかもい
わゆる赤字と申しますか、損益計算上の損失であ
るようになり、この借入れは造林とか林道の事業
内におき、この借入れは造林とか林道の事業
施設費に充てられているわけでございまして、貸借対
照表の上では資産にその投資の額が計上されてく
るわけでございまして、当然のことながら、現金収
支会計におきましてはこの歳入と歳出、これは年
度の収支が強く出てくるものでございまして、年
も、この場合にも企業会計でございまして国有林野
事業の勘定の性格あるいは林業生産の長期性とい
うことにかんがみまして、単年度の自己収支の枠
によって制限されないようにということで、長期
的な視点で資金を確保するという観点から、特別

会計法の中に長期借入金外部資金の導入の規定
がございまして、それから、一般会計と違いまし
て持ち越し現金の任意使用といったような制度が
認められております。したがって、実質的にはか
なり長期の収支を考慮した会計方式をとってお
るというふうな考えでおるわけでございまして。
また、財務会計方式につきましては、他の現業
や民間企業と同じように、経営成績なりあるいは
財政状態を明らかにすること、財産の増
減なり異動をその発生事実に基づいて経理をい
たしておるもので、これらの経理は企業会計原
則に準拠して行っているところでございまして、こ
ちらの方では、超長期を要します造林等に投資さ
れた経費につきましては資産として資産経理をい
たしておるもので、これらに係る支出はその年
度の損益計算には直にはあらわれませんが、当
該林木が伐採されたときに費用と収益の対応
というところで費用化されるという形になってお
りまして、損益の計算及び資産の表示が林業の長期
性を反映できるような仕組みに基本的にはなっ
ておるといふふうな考えをしております。

この辺の仕組みについて、往々国有林野の赤字
というふうなことで十分御理解を得られないまま
借入金と損失が混同されたりしているような面も
ございまして、そういうふうなことにございま
して、私もいろいろな御理解を得るような努力も
やり、また今の会計制度が御指摘のような林業の
長期性にのつとつた形で、より適切に機能するよ
うに努力をしていきたいと思っております。
○田中(恒)委員 私は、前からの会計制度で
ね、企業方式での決算の結果というものに疑問を
持つてきているわけですね。特に山の場合には、い
れにせよ四十年なり五十年なり成木になって切る
までにかかるといふわけですから、その間の成長を標
準伐採量と相殺して、そこで余り関係ない、こう
いう解釈をしておる。これもよく考えてみると、
いろいろ問題があり過ぎるほどある。一林森林の
質、価格だけで表示されるのではなくて、質の問
題も面積だけでやられたのではどうにもならぬよ

うな気もしますし、そういう意味の問題もあると
思っています。これは一番大きな問題だと思いま
す。かつて余りにたくさん切り過ぎてしまつて、そ
から一つの大きな問題が出てきておる、我々はこ
ういふ理解をしておるわけでありまして、
そういう問題も含めて、この際林野庁の会計制度
の中で不合理なものを相当大胆に突き詰めていた
だいて、直すものは直していく、こういうふう
にしていこうかと思つていますが、この点について
どういふお考えですか。
○後藤政府委員 先ほどお答えを申し上げまし
たように、一応現在の企業特別会計の制度は、林業
のような超長期の事業を経営いたします場合に、
会計処理として、その特性を反映したような扱
いのできる仕組みになっておるといふふうに私も
は考えております。もちろんその運用は、今ちよ
つとお話が出ましたような木材の評価というもの
が簿価で出ておるのが保守主義に過ぎるような評
価になっていないかとか、いろいろ運用上の問題
はあろうかと思つてはおりますが、基本的に林業に
なじまない会計制度だといふふうには私も考え
ておらないわけでございまして。

○田中(恒)委員 これはちよつと私もまだ納得
いきませんけれども、後でまた時間がありましたら
別途に議論させていただきたいと思つていま
す。特措法の改正で、目標は七十二年に収支が均衡
する、こういうことではあります、これは六十八
年ということだと思つていますが、これは一口に言
って可能かどうか、その根拠になるものを幾つかお
示しいただきたいと思つております。
○秋山政府委員 国営事業の長期にわたります収
支見直しにつきましては、まずその収入の大宗を
占めます林産物販売に依存しているために、自由
な市場で形成される木材価格の動向に大きく影響
されるわけでありまして、それから物価、賃金等の
支出を構成する要素につきましても、社会経済の
変動によって大きく影響を受けるものが多いわけ
でございまして、これらの要素につきましても一定の
見直しを立てるといふのは大変難しいわけでござ

いまして、私もいろいろ試算はいたしました
が、これを公式の場で申し上げるのは非常に困難
であろうと思っております。

○田中(恒)委員 経営改善計画というものがこれ
から十年間立てられるわけですね。十年先の見通
しを立てて収支が均衡していくのだ、こういうこ
とで本法は提案されておられるのです。ところが
が、今林野庁長官のお話を聞くと、この中身にな
るもの、つまり木材の材価が一体どれだけになる
のか、物価がどうなるのか、賃金がどういう水準
になるのか、こういう基本的な前提がなかなか予
測しがたい。それでは、これは全く紙に書いたも
ので、六十八年に均衡いたします、こういうこと
は言えぬじゃないですか。

前回の特措法の時も同じようなことがあっ
て、結局これは五年経過しただけで修正をしなけ
ればいけない、こういうことになったわけです
が、この形では、この法案は今年度はもう五年
どころか二、三年で状況の変化、特に材価の今日
の低下、低迷が継続するとすれば、またこれはや
り直さなければいけない、こういうことになるの
ですか。

○秋山政府委員 先ほどもちよつと触れました
が、木材価格の問題、物価の問題、賃金の問題あ
るいは要員規模の問題、いろいろ要素の変動がこ
ざいますので、これを見通すのは非常に難しい面
があるわけでございます。私も幾つかの前
提条件を置いて、確かに林政審議会では論議はし
ました。しかしながら、各種の前提条件の中で例
えば木材価格等を見てまいりますと、過去三十年
ぐらゐ、二十八年から五十七年までの三十年間の
木材価格を見てまいりますと六・四%でございま
すが、しかしながら長期的に見てまいりますと、地
球規模では木材価格のともになります。資源が減少
するというふうな見通しもございます。そういう
中で、我が国がまだ当分の間は外材も輸入してい
かなければならぬ、こういうこともございます。
で、これらの論議もいろいろと見方によって幾つ
かの見通しがなされるわけでございます。

も、大勢といたしましてはある程度の上昇率は見
込まれるであろうというふうな審議会の先生方の
御意見等もございまして、木材価格につきまして
も幾つかの見通しを立てながら、また賃金につき
ましてもいろいろの見通しを立てながら、いろい
ろと経営努力をしながら、七十二年に収支の均衡
を図るための措置を検討しておられるわけございま
す。

目標としては、大変厳しい中でございしますが、
私どもはそういう木材価格の見通しなり、あるいは
私どもの組織機構の改善合理化、要員規模の縮
減問題等いろいろ自主的努力をやりながら、また
自己収入の確保をより一層努力しながら、七十二
年に収支均衡を図るという目標に向かひまして鋭
意努力してまいりたい、こういう考え方でござい
ます。

○田中(恒)委員 この法案の審議に当たって、七
十二年収支均衡というのはい一つの目標で、従来の
法律を改正するわけですが、その場合には当然七
十二年に至るまでの長期の収支の見通しというも
のがあはれなはずだと思つておられますが、
でも議論されたということも聞いておりますが、
それはなかなか発表できないということなのですが、
それはなかなか国会としては納得いかないこ
とですよ。一体材価は幾らに見えておられるのか。例え
ば四・五%、五・五%、あるいはさつき六・四%
とも言われましたが、それぞれそういう種類のも
の幅があつてもやはり示して、この段階ではこ
ういうふうになる、こういうものが出ないと、こ
れは果たしてやれるのかどうかということもわか
らないのに、こちらはまじめに一般的な議論だけ
繰り返している。こんなことではどうも理屈に合
わぬ、私はこういうふうな思ひます。ですから、
長期の収支の計画といつたようなものがあるはず
でありますから、それに基づけば大体こういう程
度になると思つたところはどうですか。

○後藤政府委員 収支の見通しということに相な
りますと、例えば収入一つをとりますと、自己
収入とそれから財投の借入れ、あるいは一般会
計からの繰り入れ、こういうようなものがある
見通しをあれするということになりますと、現
時点、例えば一般会計の繰り入れとか財投の金
額とかというものを今後十年間にわたつて一応公
式の計画として表に出すということになります
と、先ほど来いろいろ御議論のあります財政措置
についての検討とか、そういうことが今後進みま
した場合にはかえつて足かせになるような場合も出
てくるわけでございます。その辺の事情につき
ましては、田中先生、何とぞ御理解を賜りたいと
思つてございします。

○田中(恒)委員 後で結構ですが、できましたら
その資料を見せていただけませんか。

○後藤政府委員 林政審でいろいろ委員からの資
料要求によりまして前提条件を置いた試算をいた
したものがございしますが、これは後ほどお見せを
いたすようにいたします。

○田中(恒)委員 それで、長官も言われたけれど
も、確かに木材の価格がどうなるかという問題が
最大の山です。ですから、材価の形成に對し
てどういう林政というものが裏打ちされるかとい
うことは、これは同時になされないとこの改善計
画そのものも成り立たぬと私は思つておるのです。
そういう意味では、これは各委員の先生方も御
指摘になつたように、國産材の需要というものが
どれだけ拡大していくのか、あるいは拡大をさ
せていくのか。需要というものは、これから単に
座して待つということじゃないので、みずからが
つくり上げていく、これが中心でありますから、
林野庁も多少、さつき武田さんのお話しのよう
な立派な家づくりのモデルなんかもつくり出さ
ようですが、そういう姿勢は必要だと思ひます。
しかし、一番最初、自民党の先生ですか、國産材
の需要の見通しはどうだったと言つて、これも
それからちよつとずさん過ぎるというふうな気が
してならぬわけでありまして、ですから、國産材を

どういふ状態に持つていくかという問題。
それから外材。いろいろ言つても外材です。外
材がこれほど入ってくる。農産物の自由化の問題
で、この間オレンジ、牛肉で大臣も骨を折ら
れたけれども、この自由化の問題の最大の山は木
材だったわけですね。木材を自由化したおかげ
が今日の日本の山になつてきておられるのです。自
由化の問題というのは、長期的に日本の農業や林
業をずたにたにしておられるのです。私は、あのとき
完全自由化が阻止できなかったら、それをともかくだ
ん自由化してしまつて、これはパルプ資本の要
請が強かつたのか船舶の要請が強かつたのか知り
ませんが、ともかくあの時点以来、日本の林業と
いうのは決して上向いていない。だから、今にな
つていくと、こういう情勢になつたら外材に
ついて規制するのはなかなか難しいとおつしやる
けれども、やはり外材に対する何らかの規制対策
を講ずる以外に道はないと私は思つておるのです。養蚕
なども二國間協定をやつて、曲がりなりにも農林
省自身が骨を折つていらつしやるでしょう、中国
や韓国に對して。私は、やはり山についても、國
際的にもそういうふうなものにかわるものを、あ
るいはそれに類するものを何らかの形で処理をし
ていただく必要がある、こういうふうな考えま
す。それがないと、私は材価、日本の國産材とい
うものはなかなか、これは國有林なんか特に國が
やつておるといつたつて、市場の一〇%でしよ
う。木材流通量の一割しか持つてないのですか
ら、一割ではどうしても価格形成力は持ちません
よ。ですから、外材なりあるいは國産材全体の需
要政策というものをどうつくり出していか、こ
れはこの法案を裏打ちする大きな政策だと思つて
おる。そういう点についてはどういふお考えで
か。

○秋山政府委員 我が国の今後の木材需要に國産
材で対応する場合の問題であります。現在の我が
分の間相当量を外材に依存しなければならぬとい

う実態にあるわけでございます。したがいますし、私も現在木材の需要に見合った木材輸入という形をとるためには、まず短期の見通しを的確にしなから、それに見合った形でもちろん国産材の供給、外材を円滑に入れていく、こういうことをせざるを得ぬわけでございます。

そこで、こういう国際経済情勢下におきまして強権的な制約を加えるということは非常に難しいわけでございますので、私も外国とのGGベースの話し合いあるいは情報交換等を通じて、的確な需給見通しを立てながら行政指導を進めてまいることが大事だと思ひますし、また、木造率が若干下がってきておりますことはやはり代替材との関係の競争もございまして、国内の森林につきましても林道、作業道等生産基盤を整備しまして、コストの安い、足腰の強い林業地帯をつくるということにさらに努力をしていかなければならない、かように考えておるところであります。

○田中(恒)委員 林野庁長官のお仕事の立場では、今お答えをいただいたようなことになる面も多いと思ひます。思ひますが、今日の森林問題、山問題というのは、余りにも外部条件の方が強過ぎる。そこに構造問題というものを我々が口にし、政府もしばしば口にせられておる問題があるわけでありまして、そういう外部条件に向かつて林野庁なり農林水産省が大胆に胸を張って進むという姿勢がないと、ただ内部だけをいじって内部だけで事が済むというふうなものではこの問題は済まないというふうに私は思っておりますし、皆さんだつて腹の中に思つておると思ひます。だから、思い切つて外の条件をどういうふうな整備をしていくかということにまで目を向けなければいけないと思ひます。そこに私が申し上げたように、政治的には中曾根内閣全体が取り組んでもらわなければこの山問題というのは解決できないです。そういうふうな思ひます。そういう点を申し上げておきたいと思ひます。それから、後少しまだ時間がありますから、同

僚議員の質問の中で重ねて大臣が林野庁長官に確認をしておきたいことがございますので、二、三御質問をしておきたいと思ひます。

一つは、国有林野法の改正案をめぐりまして、小川議員の質問に対して、政府は特定の法人や団体に買い占められないように配慮しなければならぬ、こういうふうな答弁をしていらつしやるわけでありまして、これは具体的にどういふことをお考えになっておるのか。我々もいたしましては、国有林野法の改正で、つまり分収育林制度というものが、国有林がいつの間にかだれかの手に握られるということになつても困るし、それから民有林もこれをやっておるわけでありまして、それから国有林とこの問題で競争し合うということも困るし、本来国有林は国がやるべきことであるから、むしろ民有林に力を入れなければいけないという要素の方が強いと思ひ思つておるのです。しかし、国民参加の出づくりというふうな意味からすればうなずけないことはありませんが、ただ懸念されますことは、将来日本の山といふものが特定の個人なり企業なりに握られる、相当な影響を持たす、こういうことでは大変だと思ひますので、そういうものについての具体的な規制の処置などを考えかどうか、この際改めて御質問しておきたいと思ひます。

○秋山政府委員 国有林に分収育林制度を導入するという考え方の基本につきましては、緑資源の造成につきましても国民の理解を一層高めるといふことが大きな目的になっておるわけでありまして、そこで、私もこれを実施するに当たりましては、公募抽せん方式によりまして広く参加者を募つてまいり、こういう考え方でございまして、今御懸念ございました特定の者に集中することによる弊害があつてはなりませんので、これについては十分配慮した進め方をしたいと思ひます。

○田中(恒)委員 私どもは、これは何らかの規制の措置を講ぜなければいけない、こういうふうな考へておりますが、そういう意味も含まれてお

る、こう理解してよろしいですか。

○秋山政府委員 公募に当たりまして十分そういうことも考へていくと同時に、もう一つ、これまでの国有林野事業と申しますと、地域振興という面から非常に密接な関係がございまして、十分地域の町村の意向も聞きながら、地域の振興に役立つような方法も配慮した形で進めてまいりたいと思つております。

○田中(恒)委員 それから、これは日野委員の質問の中に出されておるわけでありまして、つまり、今不良造林地というものが、私どもの調査によると五万ヘクタール程度ある、こういうふうな我々は計算を出して出しておるわけですが、この不良造林地の実態を明確に把握していただきたい。そして、これに対する緊急な対応を施策として打ち立てていただきたい。つまり、除伐なり間伐なりあるいはつる切りなり改植なりいろいろあると思ひ思ふのですが、そういうものを早急にやらなければいけない山が放置されておる、これについての議論がなされておるわけでありまして、これをいつごろまでに調査していただくのか、あるいはその結果を私どもの方にお知らせいただきたい、こう思つております。

その対応をどういふふうにしていくか、あわせてお答えいただきたいと思ひます。

○秋山政府委員 造林地の実態につきましては、基本的にはこれは地域の施設計画樹立の調査でやっておりますが、また毎年事業計画の一環として現地を調査して、経営管理の一環としての確に把握してそれぞれの実態に即した形で造林地の保育管理をし、不成績の造林地の解消に努めてまいりわけでございますが、御指摘の点につきましては十分留意してこれから対処してまいりたいと思つております。

○田中(恒)委員 これは大臣にお尋ねをしておきますが、島田質問で明らかになつたわけでありまして、保安林の改正あるいは法律の延長は繰り返されておるわけでありまして、問題は保安林整備法に基づく正しい運用が行われておるのかどうかというのをめぐつて島田質問が繰り返されて、御承知のようなやりとりが行われたわけでありまして、つまり、保安林整備法の一つの大きな柱になっております指定施設要件というものが正確に運用されておるかどうかということについて、ある意味ではもう昔の話だからと言へばそれまでですけれども、内容的にはまことにためな方法がとられてきたわけでありまして、そういう点を二度と繰り返してはなりませんし、そのことは極めて重大な問題であります。

そういう意味で、保安林の指定施設要件というものを的確にこれから守らしていき、こういうことをこの席ではつきりと大臣から御質問をいただきたい、こういうふうな思つております。同時に、保安林に対するいろいろな助成強化などにつきましても、今後とも真剣に取り組んでいただきたい、このことを特に私の方から大臣にお尋ねをしておきたいと思ひ思つております。

○山村國務大臣 島田委員に保安林につきましても、いろいろ御指摘をいただきました。この御指摘の趣旨を踏まえて、今後とも一層の努力をしてまいります。

○田中(恒)委員 あと少し時間がありますから、残されました時間だけ質問させていただきますが、国有林野の資産の売却の問題が林政審答申で示されております。六十三年度三千億、七十二年度までに六千八百億の土地なり林野なり、建物もあるのでしょうか、そういうものを売却していくという形で収入をふやしていくということですが、これについて年次別な計画や見通しはあるのかどうか、あればひとつお示しをいただきたい。

それから、この問題は地元へ行きますと関係市町村を初め関係住民の皆さんにとつていろいろ関係の深いことでありまして、この問題については地元の意思を十分踏まえて取り扱つていくということをご明かにしていただきたいと思ひ思ひます。

それから、この問題は度を過ぎると売らなくて

もいものを売ってしまう、特に国有林の使命、つまり国有林が立派な国土を保全し立派な森林をつくらなければならないことと相反するようなことになりかねない面もかつて一、二あったわけでありますが、そういう面も含めて国有林業務の活動に支障を来さないような立場で資産の処分問題が取り扱われていくと理解してよろしいか、この点をお尋ねしておきたいと思ひます。

○秋山政府委員 国有林野事業を推進するに当たりまして、当然のことながら、私どもが国有林野事業として管理運営する必要のあるものについては十分守つてまいる所存でございます。とは申して、自己収入の確保は極めて重要な問題でございまして、私どもの持つております不用品財産はもちろんのことでございまして、あるいは土地につきましても高地価地域を売却し、低地価地域に移るといふような問題も考えなければなりませんし、また、これを進めるに当たりましたは地元の方々と十分話し合つていくことは当然でございまして、これは十分考へてまいります。

なお、今後の長期の計画につきましては今後検討するということもございまして、現在持ち合わせておりません。今後いろいろの情勢を踏まえながら検討してまいらうと思つております。

なお、最後の問題にもかかわるわけでございしますが、私どもも国有林野事業を推進するにおきましては、先ほど申し上げましたように、木材の計画的、持続的供給の問題あるいは国土保全の充実強化の問題、農山村の振興に寄与するという課題、これらの問題に十分配慮しながらこの問題にも取り組んでまいりたい、かように考へておるところでございまして。

○田中(恒)委員 質問としては最後、今の問題と連動しておるわけでありまして、部分林の設定の問題が触れ合いの森などを通してだんだん大きく出始めてきておるわけでありまして、これもこれまで森林組合その他林業団体などの契約事項が、部分林ということになると個人になるわけでありまして、そういう意味ではこれまでのよう

にきちんとした森林の管理、山の管理、機能の発揮に必要な諸施策が十分に行われなくなるといふ心配もあるわけでありまして、また、林野庁から見ればこれまた収入源の素材という観点も強く出てくると思ひますが、こういう点についてはひとつ厳格に、部分林といふことも山づくりを見逃さないように指導を強く進めていただきたい、こういうように考へるわけであります。

この点についてお尋ねをしておきます。

○秋山政府委員 部分林につきましても、緑資源の確保という面から従来の地元施設制度をさらに拡充してまいるわけでございまして、今先生御指摘の点につきましては非常に重要なことでございまして、部分林といふことも中身についてはより充実した森林として持つていかなければならぬわけでございまして、そこには十分配慮してまいりたいと思つております。

○田中(恒)委員 以上で私は質問を終わらせていただきます。

大臣との質疑のやりとりの中で、非常にはつきりはいたしておりませんが、大臣の山に対する施策を強めて国有林の再建に向かつて全力投球をしていく、こういうお気持ちだけは感じたいと思つております。具体的には、明年度予算編成をめぐつてその大臣のお気持ちが実るかどうか、私どもも、静かにではございませぬ、バックアップに努めたいと思つておりますので、ぜひこの危機に瀕した日本の林業、特に国有林の立て直しのために、そういうところに具体的な目を向けて御努力をいただきたい、このことを強く要望いたします。質問を終わりたいと思ひます。

○阿部委員長 これにて各案に対する質疑は終了いたしました。

○阿部委員長 ただいま議題となつております各案中、まず、保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案について議事を進めます。これより討論に入るのでありますが、別に討論

の申し出もありませんので、直ちに採決に入りま

す。保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○阿部委員長 起立総員。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○阿部委員長 この際、本案に対し、上草義輝君

外四名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党・革新共同の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。上草義輝君。

○上草委員 私は、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党・革新共同を代表して、保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。

保安林整備臨時措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、最近における林業生産活動の停滞により森林の機能が十分に行われなため、保安林の機能が低下している状況及び保安林の果たす役割の重要性にかんがみ、その機能を一層充実させるため本法の施行に当たっては、左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 保安林の国土保全、水源かん養等公益的機能の発揮に対する国民的意識の増大に應ずるため、必要な箇所への保安林の指定、造林等保安林の機能回復のため行う措置を早期に完了するよう努めること。

二 保安林の適切な整備を図るため、治山・林

道事業及び造林、保育等についての積極的な助成措置を講ずるとともに、人工林の間伐、保育等の促進のための森林整備計画制度を積極的に活用すること。

三 保安林の機能を維持、確保するため、適切な指定施設要件の設定及び適正な施設を図り、保安林内の立木の伐採、林道の開設に当たっては作業方法等について適正を期すること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程などを通じて既に委員各位の十分御承知のことと思ひますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○阿部委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。

上草義輝君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○阿部委員長 起立総員。よつて、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○阿部委員長 次に、国有林野法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

これより討論に入るのでありますが、別に討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入りま

す。国有林野法の一部を改正する法律案について採決いたします。

本案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○阿部委員長 起立多数。よつて、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○阿部委員長 この際、本案に対し、衛藤征士郎君外四名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党・革新共同の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。吉浦忠治君。

○吉浦委員 私は、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党・革新共同を代表して、国有林野法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。まず、案文を朗読いたします。

国有林野法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案)

政府は、本法の施行に当たっては、分収育林制度の円滑な発展に資するよう左記事項の実現に努めるべきである。

記

一 国有林野における分収育林制度の実施に当たっては、地元関係市町村と協調し、地元関係者の定任条件の整備、推進のための環境づくりに寄与するよう努めること。

二 森林・林業について都市住民等国民の理解と協力を深めるとともに、分収育林契約の募集に当たっては、特定の法人や団体に偏ることなく多くの国民が契約できるよう努めること。また、将来の国有林野事業の財政に支障をきたさないよう配慮すること。

三 分収育林の実施に当たっては、その保育及び管理について国の責任を確保するよう努めること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程などを通じ既に委員各位の十分御承知のところと思っておりますので、説明は承略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○阿部委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。採決いたします。

衛藤征士郎君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○阿部委員長 起立総員。よって、本案に対し附帯決議を付することに決しました。

○阿部委員長 次に、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案について議事を進めます。

この際、本案に対し、日野市朗君から修正案が提出されております。

修正案について、提出者から趣旨の説明を求めます。日野市朗君。

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案
〔本号末尾に掲載〕

○日野委員 私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしました。ただいま議題となりました日本社会党・護憲共同提案の国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案について、その趣旨を御説明いたします。

御承知のとおり、今日地球規模で緑資源の枯渇が問題化しており、森林を育てることが国際的にも緊急、切実な課題となっております。言うまでもなく、森林は木材の生産、水資源の涵養、大気の浄化、自然災害の緩和、自然環境の保全、保健休養の場の提供など国民生活にとって不可欠な資源であります。しかしながら、我が国の森林、林業は、高度成長期を通じて乱開発と過伐による資源の減少と荒廃、山村の人口流出、過疎化による森林管理機能の低下と低成長下の長期不況による

危機的な状況は深刻であります。

我が国の森林、林業の中核的役割を担うべき国有林野事業の財政、経営の危機的な状況も、この日本林業の危機と不可分一体のものとして進行しているのではありません。そして、我が国最大の林野所有者であり林業事業体である国有林野事業の改革、再建なくしては我が国森林、林業の再生、振興はあり得ないのであります。

かかるに、本委員会に提案されました政府の国有林野事業改善特別措置法の一部改正案は、林政審答申を受けて現行法の七十二年度収支均衡の目標を変えず、改善期間の延長と退職金に關連する資金対策のみの改正案であり、国有林野事業の外部、構造的要因に基づく経営悪化に対する抜本的な打開策を持たず、これでは早期再建はおろか、七十二年度収支均衡は到底おぼつかないことは明らかなのであります。

私は、かかる欠点の多い政府案を抜本的に修正し、国有林野事業の持つ公益的機能の重視など三大使命を総合的に発揮させ、林政審答申の指摘する財政措置等をも盛り込み、七十二年度収支均衡の目標達成を図れるよう提起しているのであります。

以下、修正案の要旨を御説明いたします。

まず第一に、本法の趣旨に国土の保全、水資源の涵養、良好な自然環境の保全など公益的機能の維持増進、林産物の計画的、持続的な供給、山村地域の振興への寄与等国有林野の三大使命を明らかにしたことあります。

第二に、改善計画の期間を昭和五十九年から昭和七十二年までとし、改善計画で定めるものについては、第二項第二号を「国有林野の森林資源の整備に關する事項」とし、第六号として「国有林野事業の改善に必要な資金の確保に關する事項」を加え、なお国有林野事業の使命が総合的に発揮できるように充実したのであります。

第三に、一般会計から特別会計への繰り入れとして、まず治山事業、森林保全管理事業、森林レクリエーション事業、林木育種事業、保安林に係

る造林事業などの経費は当然経費として繰り入れるものとし、その他の造林、林道の開設、改良、災害復旧事業経費についても予算の定めるところにより繰り入れ、財政的措置を明らかにしたのであります。

なお、退職手当に係る借入金等につきましては、政府案とおりであります。

第四に、資金の貸し付けにつきましては、資金事情の許す限り特別の配慮をするものとし、借入金に係る資金の償還期間等については、資源の育成途上にあるところから緩和措置をとり、借入金の利子についても一般会計から予算の定めるところにより繰り入れることとしたのであります。

以上が修正案の要旨であります。何とぞ速やかに御決定くださるようお願い申し上げます。

○阿部委員長 以上で修正案の趣旨の説明は終わりました。

この際、本修正案について、国会法第五十七条の三の規定により、内閣の意見があればお述べいただきたいと存じます。山村農林水産大臣。

○山村國務大臣 ただいまの修正案につきまして、政府としては反対であります。

○阿部委員長 これより討論に入ります。国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案を一括して討論に付します。

討論の申し出がありますので、順次これを許します。衛藤征士郎君。

○衛藤委員 私は、自由民主党・新自由国民連合を代表して、ただいま議題となっております政府提出、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に賛成し、日野市朗君から提出された同法律案に対する修正案に反対する討論を行います。

御承知のとおり、国有林野事業は、過去、我が国の経済社会の発展に大きな貢献をしておりますが、長期的に海外森林資源の減少が見通さ

れ、また緑資源の整備についての国民的な要請が強まる中で、将来国有林野事業が果たす役割はますます大きくなってまいります。

一方では、その財務事情の悪化により、国有林野事業は、その本来期待される林産物の計画的、持続的供給、国土保全、水資源の涵養等の森林の有する公益的機能の発揮、農山村地域振興への寄与等の使命を十分發揮できなくなるおそれがあります。

したがって、国有林野事業は、国民の負担にこたえるため、事業運営の全般にわたり改善を進めることにより経営の健全性を確立していくことが、ぜひともやり遂げなければならない緊急な課題となっております。

このような観点から、以下、私は、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に賛成する理由を申し述べます。

第一は、この法律案が現行改善計画の抜本的な見直しと自助努力の一層の徹底を基本として提案されていることである。

国有林野事業の財務事情が悪化している要因はさまざまなものがあり、その中にはひとり国有林野事業の責めに帰すことができないものがある。でありまして、組織、要員体制が過大であること、能率向上が不十分であることなど、みずから改善を図るべき要因もまた多くあります。

国有林野事業の経営の健全性の確立とは、収支均衡の回復等の財務の健全化はもとより、事業規模に見合った組織、要員体制で能率的な事業運営を行うことが必要ことは論をまたないところであります。

今回の法律案が、臨時行政調査会及び林政審議会からの答申を踏まえ、自助努力の一層の徹底を基本として提出されていることは高く評価されるべきものと考えられます。

第二に、自助努力の一層の徹底とあわせて、国有林野事業の経営改善を促進するための所要の財政措置を講じていることである。

森林資源は、二十一世紀のために私たちが守り

育てていかなければならない貴重な資源であり、一時の財務事情の悪化のゆえをもってこれをおろそかにできないものであります。今回の法律案においては、財務事情にかんがみ、造林、林道開設等に要する経費の一般会計からの繰り入れを六十八年度まで延長するとともに、今後急増する退職手当の財源措置を講じてこれに対処しようとしております。

もちろん、こうした財政措置の前提として自助努力が必要であり、非効率的な事業運営を温存して財政資金を投入することは、国民の理解と同意を得られないのみならず、健全で適正な経営基盤の確立を不可能にするものと言わざるを得ません。

なお、この法律案は、これまで申し述べましたように、この点について十分考慮されているものと考えられます。

このことをもって私も自由民主党・新自由国民連合はこの政府提案の法律案に賛成するものであり、日野市朗君提出のこの法律案に対する修正案は、公益性の名のもとに財政措置を求めることに偏り過ぎ、自助努力をおおざりにすることになるのではないかと、この点で反対であります。

以上をもつて政府原案に賛成、修正案に反対する討論を終わります。

○阿部委員長 新村源雄君。

○新村(源)委員 たいま議題になりました国有林野事業改善特別措置法の一部改正案につきまして、私は、日本社会党・護憲共同を代表いたしまして、政府提出の修正案に反対をし、日本社会党・護憲共同の修正案に賛成の立場から意見を申し述べたいと思っております。

二十一世紀に向けて人類の課題は、平和な国際環境づくりと自然環境問題だと言われております。言うまでもなく、木材は輸入できても森林は輸入できないのであります。

森林は、木材の生産、水資源の涵養、大気の浄化、自然災害の緩和、自然環境の保全と保健休養の場の提供など国民生活にとって不可欠の資源で

あり、資源小国と言われる我が国にとって森林資源こそ唯一の再生産可能な資源であり、国産材時代の到来近しと言われるように、木材の自給率の飛躍的向上を求める時代が間近にきているのであります。今こそ切実な国民的要請にこたえ、国家百年の大計のもとに日本の森林、林業とその中核である国有林野事業の民主的再生と再建策を確立しなければならぬときであります。

しかるに、本委員会に提案されました政府の国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案は、林政審議会が、新たな政策展開なしには七十二年の収支均衡の達成は困難であるとし、財政措置及び一般林政等の施策の充実強化を提起しているにもかかわらず、現行法の七十二年度収支均衡の目標を要せず、改善期間の延長、退職金に關する資金対策のみの改正案であり、国有林野事業の経営悪化に対する構造的要因に対し何らの抜本的打開策を持たないまま対応しているものであります。これでは、早期再建はおろか、七十二年の収支均衡は到底おぼつかないものであります。

そして政府案では、当面的に自助努力のみの改善策に追われ、本質論には触れておらず、これでは国有林野事業の再建どころか、ますます手抜きを後世に回す愚かな施策と言わざるを得ないのであります。

今国有林野事業の再建、充実のために緊急に必要なことは、我が国森林、林業の中核的存在である国有林野事業の使命、役割が総合的に発揮できるように明確に位置づけるとともに、国有林野事業の充実、保育重視の計画的な事業の遂行、国有林野事業の使命達成にふさわしい事業実行形態及び運営のあり方、使命達成に必要な機構、要員の確保充実、財政措置についても抜本的見直しを図らなければならないのであります。

日本社会党・護憲共同提案の修正案は、まさに国有林野事業の改善計画を抜本的に見直したものであります。

また、趣旨の中に公益的機能の維持増進、山村

地域の振興などの修正をすることは、まことに時宜に達したものと言わざるを得ません。林政審議会にも、国有林野事業の公益的機能の強化を強調しているのであります。

また、改善計画を七十二年までとし、森林資源の整備、そして必要な資金の確保をうたったことは、国有林野事業の使命達成の上から当然のことであり、資金計画もない改善計画は絵にかいたもちに等しいのであります。

また、一般会計から特別会計への繰り入れとして、治山事業を初め、森林保全管理、レクリエーション事業などを当然経費として繰り入れることは、非経済林としては当然であり、公益的機能を果たす上からも絶対必要な経費であります。

また、借入金に対する償還期間の延長、借入金の利子補給など民有林並みの措置がなぜとれないのか。私は、国有林野事業が赤字になるのは、これら財政措置がとられていないことに大きな要因があると思うのであります。

私は、今こそ国有林野事業の再建とその使命達成のため、日本社会党・護憲共同の提案してあります修正案の実現を図るべきだと主張し、各位の御賛同をお願いして意見を終わります。

○阿部委員長 中林佳子君。

○中林委員 私は、日本共産党・革新共同を代表して、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対する反対討論を行います。

国有林野事業は、国土面積の約二割、全森林面積の約三割を占める国有林野を国民共通の財産として管理経営しており、林産物の計画的、持続的な供給、国土の保全、水資源の涵養、自然環境の保全形成、保健休養の場の提供等の森林の有する公益的機能の発揮、国有林野の活用、国有林野事業の諸活動等を通ずる農山村地域振興への寄与など国民経済及び国民生活の上で重要な使命を担っています。

国有林野事業の使命を達成していくためには、経営の健全性が確保され、林業の特性を考慮した適切な施策と投資を通じて、森林資源の整備充実

が計画的に行われることが必要であります。

政府は、昭和五十三年以降、改善計画により要員一万余の削減、四管林局の支局化、十六管林署、二百五十九事業所の廃止など管理経管組織の大幅な縮小と、労働者への労働強化、請負事業の拡大による直用事業の縮小、また赤字補てんのため一万一千ヘクタール、八百八十八億円の林野、土地の売り払い、低収益、不採算事業や地域からの撤退など減量経営の強化が行われてきました。

しかし、今年度予算を見ても、国有林野事業特別会計は、歳入の四一・四％が財投からの借り入れであり、歳出の二〇・一％が借入金償還と支払い利子に充てられています。今年度末の借入金残高は一兆一千四百六十一億円に達する見込みであります。経営改善の主目的であった財政再建は、逆に一層困難な状況に陥っています。

国有林野事業をこのような破綻状態に導いた原因は、第一に、かつての高度成長時代の過伐、乱伐による森林資源の減少、第二には、その木材資源が紙、パルプ大企業などへ大量かつ安価に供給されたこと、第三に、当時の黒字分の半額が一般林政費などへ使用されたこと、第四に、採算性ではかれない保安林など公益的林野が六〇％近くあること、第五に、大企業の意を受けた政府の外材依存政策、低賃金政策による住宅建設の減少など木材需要の大幅な減退、木材価格の低落にあります。

このように国有林野事業を今日の状況に追い込んだのは、経営合理化など内部努力の不足にあるのではなく、基本的には政府の大企業本位の林業政策による国有林野経営にあることは明白であります。

今回の改正案は、改善期間の延長や退職手当財源の財投からの借り入れ及びその支払い利子の一般会計からの繰り入れを行うこととしていますが、その一方で、国有林野事業の経営悪化を理由に要員と管林署など機構の大幅縮小、そして天然施業、立木販売、事業の請負化を進め、労働者に一層の犠牲を押しつけ、山を荒廃に導く方向を強めています。また、大規模な林地、土地の売り払

いなどによって大企業の進出を進めるものであります。

国有林野法を改正し、分収育林制度を導入することにより、外部資金の導入を図ることとしていますが、小口投資者の保全など将来の見通しも明確でないばかりか、口数に制限を設けないなど一部の投資家に集中する危険性があるものです。林政審答申に沿った今回の改正案は、国有林野事業の真の改善に逆行するばかりか、重要な使命、経営の放棄に突き進むことを指摘せざるを得ません。

我が党は、国有林野事業が持つ使命を發揮し、真に国民経済、国民生活に寄与するために要員、機構の充実確保を図り、公益的機能の分野まで一般会計から必要な資金を導入することはもちろん、外材の秩序ある輸入、木材需要の一層の拡大を図ることが重要であると考えます。

この際、社会党提案の修正案について一言申し述べておきます。 臨調、林政審答申に沿った予想される改善計画を抜本的に是正する上では不十分であります。公益的機能の分野まで政府が責任を明らかにする点は一定の評価ができるものであります。

以上の点を指摘し、反対討論を終わります。 ○阿部委員長 これにて討論は終局いたしました。

○阿部委員長 これより国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案及びこれに対する修正案について採決に入ります。 まず、日野市朗君提出の修正案について採決いたします。 本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 ○阿部委員長 起立少数。よって、本修正案は否決されました。 次に、原案について採決いたします。 原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕 ○阿部委員長 起立多数。よって、本案は原案のとおり可決すべきものと決しました。

○阿部委員長 この際、本案に対し、田名部匡省君外四名から、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合及び日本共産党・革新共同の共同提案による附帯決議を付すべしとの動議が提出されております。

提出者から趣旨の説明を求めます。小川国彦君。 ○小川(国)委員 私は、自由民主党・新自由国民連合、日本社会党・護憲共同、公明党・国民会議、民社党・国民連合、日本共産党・革新共同を代表して、国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議案の趣旨を御説明申し上げます。

まず、案文を朗読いたします。 国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対する附帯決議(案) 政府は本法の施行に当たり、わが国の森林・林業の重要性とその中核的役割をになうべき国有林野事業の推進に当たっては、長期的総合的な展望に立って自助改善努力はもとより構造的な問題の打開策について政府全体の問題として左記事項の実現に遺憾なきを期すべきである。

一 森林資源は国民の生活向上及び国民経済の発展にとって極めて重要な役割を果たしており、国有林野事業の使命である林産物の計画的な供給、国土の保全、水資源のかん養、良好な自然環境の保全等公益的機能の維持増進を図るため、森林の整備拡大に必要な措置を積極的に講ずること。

二 国有林野において公益的機能を一層發揮させるため一般会計からの繰り入れ等財政上の援助措置を積極的に講ずるよう努めること。 また、借入条件の改善の問題については早

急に調査検討を進めること。

三 新たな改善計画の策定に当たっては、国有林野事業をめぐる構造的要因を認識し、財政措置及び一般林政等の充実強化について、策定及び実施の段階において国民各層の意見を徴し、円滑に推進するよう努めること。

四 組織機構の整備に当たっては、地方自治体及び関係団体等の意見をも踏まえつつ、地元サービスの低下をきたさないよう慎重に対処すること。

五 国有林野の森林資源を維持培養するため、不成熟造林地、緊急に保育施業を要する林地、荒廃林地等の実態を把握し、不成熟造林地等の解消に努めること。

六 国有林野事業の推進に当たっては、生産技術の開発、高品質材の有効、公正な販売、材価の市況調査、木材需要の開発を推進し、収益性確保に努めること。

七 国有林野事業の収益確保のため木材販売については新たな販売戦略を積極的に導入し、価格評定及び契約方法等木材販売のあり方を検討しつつ適切な木材販売に努めること。

八 木材需要の拡大を推進し、国内需要動向に応じた需給安定を期するとともに、木材の輸入についての産地国との政府間協議に際しては、国産材の自給率及び利活用の向上等に配慮し、木材関連産業の積極的な振興を図ること。

林業の振興等に努めること。

十一 林業事業体等の健全な育成を図ると同時に、雇用関係の明確化、労働条件等の改善を図るため、林業事業体等に対し、法令・通達にもとづく指導監督を強化し、あわせて国有林内での安全対策について積極的な指導・監督を行い優秀な林業労働力の確保に必要な労働環境改善に努めること。

右決議する。

以上の附帯決議案の趣旨につきましては、質疑の過程などを通じ既に委員各位の十分御承知のことと思しますので、説明は省略させていただきます。

何とぞ全員の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。(拍手)

○阿部委員長 以上で趣旨の説明は終わりました。

採決いたします。
田名部匡省君外四名提出の動議に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○阿部委員長 起立総員。よって、本動議のごとく附帯決議を付することに決しました。

○阿部委員長 この際、ただいま議決いたしました各案に対する附帯決議に関し農水産大臣から発言を求められておりますので、これを許します。山村農林水産大臣。

○山村農林水産大臣 ただいま御可決いただきました三法案の附帯決議につきましては、決議の御趣旨を尊重いたしまして、十分検討の上善処するよう努力してまいります。

○阿部委員長 お諮りいたします。

ただいま議決いたしました各法律案の委員回報告書の作成につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕
○阿部委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○阿部委員長 内閣提出、地力増進法案を議題とし、趣旨の説明を聴取いたします。山村農林水産大臣。

地力増進法案

〔本号末尾に掲載〕

○山村農林水産大臣 地力増進法案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

農地の土壌は農業生産の基礎であり、地力の増進を図ることは農業生産力の増進と農業経営の安定を図る上で不可欠であります。

しかしながら、最近における農業を取り巻く情勢の変化に伴い、有機物の施用の減少、作土の浅層化等地力の低下が懸念される事態が生じております。

また、近年、土壌改良資材の種類が多様化し、生産量も増加しておりますが、その品質表示については、統一的な基準がないため、農業者が安心して使用できないという問題が生じております。

このような状況に対応して、的確な地力増進対策を推進する体制を整備するとともに、土壌改良資材の品質表示制度を創設することとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要内容について御説明申し上げます。

第一に、農林水産大臣は、地力の増進を図るため、土壌の基本的な改善目標その他地力の増進に

関する基本指針を策定することとしております。

第二に、都道府県知事は、土壌の性質が不良な農地が広く分布する地域を地力増進地域として指定し、この地域内の農地について地力の増進を図るための具体的な対策指針を定め、これに即して必要な助言、指導等を行うこととしております。

第三に、土壌改良資材の品質表示の適正化のための措置についてであります。

農林水産大臣は、土壌改良資材について品質に関する表示の基準を定めるとともに、必要と認められる場合には製造業者等に対し、指示、公表等の措置をとり得ることとしております。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要内容であります。

何とぞ慎重に御審議の上、速やかに御可決くださいますようお願い申し上げます。

○阿部委員長 補足説明を聴取いたします。小島農畜園芸局長。

○小島(和)政府委員 地力増進法案につきまして、提案理由を補足して御説明申し上げます。

本法を提出いたしました理由につきましては、既に提案理由において申し述べましたので、以下、その内容につき若干補足させていただきます。

まず第一に、地力増進基本指針の策定についてであります。

この指針は、農業者及びその組織する団体が地力の増進を図るための技術的な指針であり、その内容といたしましては、土壌の性質の基本的な改善目標、土壌の性質を改善するための資材の施用、耕うん整地など地力の増進に必要な営農に関する基本的な事項等を定めることとしております。

第二に、地力増進地域についてであります。

地力増進地域の指定の要件といたしましては、地域内の農地がおおむね不良農地から成り、その不良農地について営農上の方法により地力の増進を図ることが技術的及び経済的に可能であること

といたしてあります。

都道府県は、地力増進地域を指定したときは、その地域について地力の増進を図る上で必要な事項を明らかにするため対策調査を行い、この結果に基づき、地力増進対策指針を定めることとしております。

その内容は、当該地域に係る土壌の性質及びその改善目標、地力の増進に必要な営農に関する事項等としております。

また、都道府県は、この地力増進対策指針に即し、地域内の農業者等に対し、地力の増進を図るために必要な助言、指導等を行うとともに、必要に応じ、土壌の性質の改善状況について調査を行うこととしております。

第三は、土壌改良資材の品質表示の適正化のための措置についてであります。

農林水産大臣は、一定の土壌改良資材につき、品質に関する表示の基準、すなわち、原料、用途、施用方法など品質に関し表示すべき事項及び表示に際して製造業者等が遵守すべき事項を定めることができることとしております。

農林水産大臣は、表示の基準を遵守しない製造業者等に対し、表示事項を表示すべきこと等を指示し、その指示に従わない者については、その旨を公表することができることとしております。

また、これらの措置を講じても表示の基準が遵守されない場合には、さらに強制力のある命令を発動することができることとしております。

なお、このほか、所要の規定の整備を行うこととしております。

以上をもちまして地力増進法案の提案理由の補足説明を終わります。

○阿部委員長 以上で本案の趣旨の説明は終わりました。

○阿部委員長 内閣提出、農林水産業施設災害復旧事業費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題とし、審査を進めます。

これより質疑に入ります。
質疑の申し出がありますので、順次これを許します。上西和郎君。

○上西委員 私は、この法律案につきまして、その提案の理由その他について厳しく反論しようと思いません。ただ、少なくとも私のような新人の目から見ると、今はやりの言葉で言うところの整合性に欠ける点があるのではないかと。また、こういうことをやったら具体的に一体どういう現象が起きるのか、幾つか理解しかねる点がありますので、順次お尋ねをいたしたいと思います。

まず第一点は、本法が昭和二十七年に十万円という限度額を決めてから今日まで幾たびかの法改正が行われ、最後の第九次の改正以降、それだけでも二十年を超えるのに、この限度額については何らの変更も改定も行われず、ある日突然と言つてよい今次のやり方、この必然性といましようか、三十万円に引き上げたその具体的な理由を少しく御説明をいただきたいと思ひます。

○森実政府委員 御指摘がございましたように、この暫定法につきましては法制定以来何回か改正が行われておりましたが、なお基本的な枠組みは維持されてきたわけでございます。

今回の改正も、実は基本的な枠組みを變えるというふうな性格のものではございませんで、制定以來におきます物価、賃金の動向等から、また、事務の合理化等の観点から採択限度額の引き上げを図る、また同時に、最近における農林漁業の進展等に対応いたしまして、新しい補助対象の追加を行うという性格のものでございまして、基本的な枠組みについてはこれを堅持しているつもりでございます。

○上西委員 ただいまのお答えについて、私、基本的な疑問があるのであります。政府、お役人の皆さん方は官僚として政府機構に責任をお持ちになる。私たち議員は選挙民を含む国民に責任がある。臨調をおやりになった土光さんはだれに責任を持つのか。私、極めて基本的な疑問があるのであります。臨調で言われたから、具体的にはおつ

しゃいませんけれども、そうでありましょう。臨調が言ったから、何か神の声みたいにおっしゃいます。それを信じているのは風見鶏だけじゃないかと私は言いたいのではありません。土光さんは後世にわたつてだれに責任を持つ立場にあるのか、私は素朴な疑問があります。それに踏らされて一気に入十万円を三十万円にお引き上げになったのではないかと、そういう素朴な疑問があるのであります。重ねてお尋ねしたいと思います。

○森実政府委員 確かに、私先ほど申し上げました。臨時行政調査会の第三次の答申におきまして、災害復旧費の補助金については一件当たり被害額が極めて低いものについても支出されているのだけれども、その最低額の見直しを行い、引き上げを図ること、それからもう一つは、書類審査の活用等事務の簡素合理化を図ることという指摘があったことは事実でございます。

私どもの今回の改正は、この臨調の答申があったからしたというふうには直結しているわけではございませんが、当然この臨調答申の趣旨は政府としても尊重する姿勢をとっております。しかし、先ほど申し上げましたように、一つは採択限度額の引き上げというのには法制定以来極めて大幅な物価、賃金等の上昇があつて、それを手直しかつていくこともふさわしいと判断されたこと、それからもう一つは、農林漁業の進展に対応いたしまして、補助対象として新しい施設を追加する必要があると判断したところによるものでござい

ます。

○上西委員 お答え、それなりにわかります。ただ、私は日本の官僚機構は世界に冠たるものだと信じております。優秀な方が本心に国民のことを、否、日本国のことを考えられて次々新しい法律をお出しになる。それは心から信頼申し上げたいと思ひます。内容によつては議論いたします。ただ少なくとも、臨調というある日突然あらわれた怪物が、土光さんという朝晩イワシを食うから、メザシを食うから立派だというふうな方が何

を考えてかやり出したら、何かそれに尾ひれにつくように御説教する形で法律改定ならまっぴら御免ごうむりたい。このことをあえて申し上げておきたいと思ひます。古きよき伝統を誇る農林水産省の政府高官の皆さんにあえて苦言を呈し、以下、質問を続行いたします。

具体的にお尋ねいたします。
十万円を三十万円に引き上げたときに農業経営にはどのような影響を及ぼすのか、お答えいただきたいと思ひます。

○森実政府委員 今回の採択限度額の引き上げによりまして、暫定法の対象となる災害復旧事業のうちどのくらい落ちこぼれがあるかということが一つの判断の基準だろうと思ひます。
過去五カ年の数字から判断いたしますと、箇所数では二〇・六％でございますが、事業費では二・九％ということになるわけでございます。しかし同時に、今回の法律改正では、事務の合理化並びに地域の実情等を考慮に入れまして一カ所工事の範囲を五十メートルから百メートルに大幅に拡大しております。したがつて、この側面から救済されるものもかなりございます。こういったことは、災害の型なり地域の実情に応じてその影響の出方は一概に申せませんが、私も実態的には大きな影響は少ないのではないかとこのように見

ております。

○上西委員 確かに十万円を三十万円に、今の物価高の中でこれっぽつちの引き上げでは大した影響はないとおっしゃるかもしれませんが、しかし、この法律自体、災害復旧ということに本心に力点を置いて極力それを拾い上げようというのが立法の趣旨であつた、このように私信じておりますので、今のお答えで、十万円から三十万円に引き上げた、その中の大部分は五十メートルを百メートルに拡大することによつて救済できる、それも事実でしょう。しかし、絶対に落ちこぼれはないとは断言できないと思ひます。
局長、もし仮に落ちこぼれが出たときはそれは具体的にどのように救済されるのか、お答えいた

だきたいと思ひます。

○森実政府委員 現在補助対象から外れているものについては、小災害の起債の特例、またそれに見合いますいわゆる地方財政計画上の基準財政需要額への元利補給金の算入等の手続がとられていてるわけでございます。今後十万円から三十万円に引き上げることによつて落ちこぼれるものがどの程度あるかは、先ほど申し上げましたように一カ所工事百メートルに拡張されたために大幅に吸収されると思ひますが、事実出てくることは場所によつては否定できません。逆に言うと、今まで拾えなかつたものが拾えるようになることもまた事実でございます。

そこで、これについてはやはり従来の基本的な路線に即しまして、まず一つは、市町村で実施するものについては単独事業あるいは激甚災、その激甚災の場合もいわゆる激甚災の地域指定を受けた地域とそれ以外の地域に分かれるわけでござい

ますが、これに応じた市町村等に対する起債の確保に努めると同時に、地方財政計画上の手当てについても十全を期してまいりたいと思ひます。
それ以外に、少額のものにつきましては、特に農地等につきましてはやはり農家自身が若干の手直し工事を行うという形で復旧を行う場合が多いわけでございます。そういう意味で農林漁業金融公庫の災害資金等の活用を積極的に図つてまいりたい、十分に実情を把握いたしまして必要な措置は講じてまいりたいと思つております。

○上西委員 ぜひそのような御配慮を十二分に、かつ温かくやっていただきたい、このことを要望しておきたいと思ひます。
次は、補助対象施設についてであります。今回、沿岸漁場整備開発施設ということで、この点が新設されたことについては一応私は評価したいと思ひます。ただ、つい先般建設委員会を通過いたしました公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法のかかわり合いがどうも、新人でございますからさつと理解ができませんので、この辺との関連、並びになぜ本法にこれを新設を

したのか、及び英語でいいますとメリット・デメリットという、その効率等について少しく御説明
いただきたいと思いますのであります。

○渡邊(文)政府委員 このたびの法改正に伴いま
して、沿岸漁場整備開発関係の事業でできました
施設を対象にすることをお願いしておるわけであ
ります。沿岸漁場整備開発事業はこれからの漁業
政策上大変重要な地位を占めてくるというこ
で、災害が起きたときに對する手当てが他の公共
事業に比べて非常に乏しいということと關係
者から大変強い要望がここ数年來あったわけであ
ります。厳しい財政事情ということもあり、あ
るいは法律改正のチャンスがなかなかなかったと
いうようなことで今日までに至ったわけござい
ます。今回暫定法の改正の機会を得ましたので、
各方面に御願いをし、対象とすることにしてい
たいわけでありませう。

さて、その際、先生ただいま御指摘のように、
同じ公共事業の中で、いわゆる負担法ではなくて
暫定法の方にどうして入れたのかというお尋ねで
はないかと思ひます。あるいはその際の差がどう
いうことに出でくるかということかと思ひます
が、先生御承知のように、いわゆる負担法は河川
とか海岸あるいは道路等、公共土木事業といいま
すか、公共性の非常に高いものを対象として整理
されております。暫定法の方は、農業用施設とか
林業用施設というふうに、公共的性格はもちろ
んありますが、どちらかといひますと産業用施設、
そういう意味では河川とか海岸などはかなり性
格を異にするものだと思います。受益者もある
程度限定し得るというふうなものが暫定法の対象
になっておるといふふうにも理解しております
です。そういう意味では、今回対象をお願いしてお
ります沿岸漁場整備事業につきましても、魚礁そ
の他、消波堤、漁場造成事業、いすれをとります
ても、受益者の範囲等もかなり限られておりまし
て、いわゆる産業施設的色彩が強いわけござい
ますので、負担法ではなくて暫定法の方でお願い
をしようとしたわけでありませう。

その際にどういふメリット・デメリットがある
かということでありませうが、一般論的に言いま
す、補助率が暫定法では六割五分、十分の六・五
とございませうし、負担法の方では三分の二、十分
の六・六六六という感じがございませう。そ
ういふ意味ではほとんど差がないという形にな
っておりますので、御理解をいただきたいと思ひ
ます。

○上西委員 それはそれなりに今のお答えで理解
できるのであります。あとちょっと引つかかる
のは、よく言われる連年災でございませう。三年
連続災害があつたときは補助率が高められる。せ
つかく新設されたこの沿岸漁場整備開発のこ
ろにこの適用がないように見受けませう。くだいよう
ですが、私、新人でございませうから、私の不勉強
であれば御指摘をいただきたいし、何か明確な、
科学的理由があつてこの適用を外しておられるな
らば、それなりに御説明をいただきたい、このよ
うに考えませう。

○渡邊(文)政府委員 災害の程度に應じて補
助率がかさ上げされるということが法律の中にあ
るわけでありませう。その中で、今御指摘のよう
に、連年災とかあるいは私も甚大災と言つてお
ります。被害の程度の大きいものにつきました
補助率のかさ上げの措置等、いろいろあるわけ
でございませう。

私どもの方の理解によりませうと、いわゆる連年
災も補助率のかさ上げの一つのやり方であるわけ
であります。漁業関係の施設、例えば漁港も同
様に連年災の対象にしておりませうが、漁港とか
沿岸施設といひますのは、一つの市町村の中で考
えてみませうと、あちらこちらにはつんぼつんとい
ふふうな数に非常に少のうございませう。一方の例
えば農業用水路というふうなもの、一つの市町村
の中に張りめぐらされておるわけでありませう。そ
ういふ意味で、一つの市町村の中に幾つもの施設
が重疊的にまんべんなく存在している場合に、こ
れが次々と三年なら三年、連続して被災するとい
う場合が非常に多いわけございませうが、漁港が

そうでないように、沿岸施設の場合にもそのよう
な実態がない。いわば連年災が起こる可能性が非
常に少ないというふうなことでこの対象にしまか
つたということございませう。

御案内のように、災害立法というのは、実態を
踏まえ、実績が相当あつて、やはりこれは連年災
にすべきであるというふうなときにそのものを連
年災の対象とするというふうな扱いになっており
ますので、御指摘の点も、今後の災害の発生程
度あるいは沿岸施設がさらに将来非常にたくさん
できてきて、連年災で救済が必要が生ずるといふよ
うな場合にはもちろん検討しなければならぬ点
があると思つておられますが、現時点におきまして
はそのような必要はない、むしろ甚大災で十分救
えるというふうな考へておるわけございませう。

○上西委員 私は當選したばかりで、本当によく
わからないのですけれども、少なくとも私の居住
しております鹿児島県あるいは沖縄県などを見ま
すと、文字どおり台風銀座の三丁目。ここ近年、
幸いなるかな余り台風が来ない、こういうことで
ありますが、いつ何とき固まつて、それこそアベ
ックで、トリオで来るかわからない。こうなつて
まいりますと、当然連年災は予測できるわけ
です。したがいまして、今長官お答えのように、起
きた時点でということじゃなくて、やはり日本は
災害多発国でありますから、せつかく他の法律で
あるならば、やはりこの法律の中にも連年災のこ
とは法制定の時点で御配慮いただくのが至当では
ないか。それこそ優秀なお役人の皆さん方がなす
べきことではないか、私は重ねてこの点を要望し
ておきたいと思ひます。

同時に、第二次沿岸漁場整備開発計画の進捗率
がまだ非常に低い。このままではいけませんと、片一
方でこういう法律ができて、肝心なものの整備
開発がおくれていけばまことに心づくって魂入れず
ということになるのではないか。この点、開発計
画の進捗度合い並びに完全実施の見通し等につい
て、長官、明確な御見解をいただきたいと思ひ
ます。

○渡邊(文)政府委員 御指摘のように、第二次沿
岸漁場整備開発計画の進捗度につきましては、私
どもも心を痛めているわけでありませう。大変厳し
い財政事情のもとでできるだけの努力はしたつも
りではございませうが、例えば数字について申し上
げますと三千四百億、調整費を含めまして約四千
億円の六九年計画の中で、現時点におきませう進
捗度が約三二%ということございませうので、今後
相当程度の予算の伸びがなければ円満な解決、一
〇〇%達成ということ率は率直に言ひましてなかな
か難しいのではないかと思つておられます。

ただ、御理解いただきたいのであります。大
変厳しい財政事情の中ではございませうが、本事業
の重要性にかんがみまして、過去三年間をとつて
みましても、五十七年度は全体の公共事業の中で
第二番目の伸び率を占めました。昨年、五十八年
度の予算におきましては、第一位の伸び率を確保
できたわけございませう。五十九年度予算につき
ましても各種公共事業の中では第二位の伸び率を
確保することができたということと、それなりに
事業の重要性は公共事業の中ではきちんとして置
けたつもりではございませうが、厳しい財政事情の
中での予算編成であるということと、御理解をい
ただきたいと思ひます。しかし、大変
厳しい事情ではございませうが、将来とも残事業期
間にできるだけ努力をいたしまして、一〇〇%
に少しでも近づける努力をいたしたいと思ひます
ので、御理解をいただきたいと思ひます。

○上西委員 長官のお答えによりませうと、大変な
御努力をいただいていることはよくわかりませう。
ただ、六九年計画のうちあと幾ばくかしか残さな
いのに三二%の進捗率、これではたとえどんなに
立派な水産庁長官であらうとも、胸を張つて国民
の皆さんにこれをやっておりますとは言ひにくい
と思ひます。ですから、努力は認めませう。大変
な中で一番、二番、三番と占めておる、オリンピ
ックなら金メダル、水産庁長官の労を多としま
す。さらに一層の御努力を重ねてお願いを申し上
げておきたいと思ひます。

次は、共同利用施設の所有主体の拡大ということがこの中で行われます。それはそれで結構なんです。補助率十分の二というのは大変低いのではないかと、極めて素朴な疑問をぶつけたかと思ひます。お答えいただきたいと思ひます。

○森実政府委員 確かに御指摘のように、共同利用施設の災害復旧の補助率が一般原則では十分の二であるというのは低過ぎるではないかという御指摘はあるかと思ひます。ただ、御案内のように暫定法は公共土木負担法に比べて私的性格とか産業的性格の強い側面を持った事業を対象にしておりまして、中でも共同利用施設というのは産業的側面の非常に強い事業である。それから、それ以上に実績に徴して見ますと、例えば五十六年、五十七年の災害の例でございますが、受益者一戸当たりの事業費が、一戸当たり換算しますと約六千円でございます。非常に少額でございます。そういう点で、非常に低い補助率が妥当しているということに一面ではなると思ひます。

ただ、実はこの問題は、共同利用施設の補助率が現実的に作動して非常に農民に支持されております。これは、激甚災害で高率補助が適用されたケースが圧倒的な部分なわけです。激甚災によりましては最高十分の九まで補助率が適用されることになっておりまして、今申し上げたような点からも、激甚災の場合にウエートが高いだけに、過去五カ年間の平均の補助率は、実は五七％という数字になっております。そういった実態、施設の性格から見まして、現時点におきまして共同利用施設の補助率の一般原則自体を直すこととはちょっと困難ではないだろうかと思っております。なお、よく勉強させていただきたいと思ひます。

○上西委員 激甚法その他のことを合わせて平均五七％だということはお答えをお聞きしてわかるのであります。この種の共同利用施設の施設の場合の補助率は十分の五でございます。それなのに災害復旧のときは十分の二かという、いわゆる農民層からの素朴な関係者の声があることはやはり局長のお耳に入れておきたいと思つて御質問したわけでありまして、今後一層事実上補助率が高まり、この法律の趣旨が生かされるように格段の御高配と御努力をお願いしたいと思ひます。

さて、次は先ほど来盛んに御指摘の事務の簡素化というのは、官僚天国にとつて至難のわざだと思ひます。民間出身の私は思つております。判この数が多いほど重要書類、マル秘と書けば書くほど重くなる、それで内容は何も無いということが、私、お役所をあらちこちら回つてよくわかるのです。何か局長の印鑑をもらつて偉くなる、大臣まで行つたらうんと大きな仕事をしたような印象を与え続けているのが、国、県、市町村を問わずすべてのお役所に共通した現実の姿であります。だから、簡素化をすればするほど、おれは努力をしたけれども、やった仕事はつまらないんじゃないかなんかというのを思い込みたくなるのが、悲しきかな、お役人の習性ではないか。そういうものを打破して一気事務の簡素化ができるならばこれは大変なことでありまして、先ほど来強調されておりますので、具体的に事務手続の簡素化はどうなるのか、ざつぱらんに言つて査定業務なんかは何かに具体的な事としたことがびしゃつと行われるのか、これは本当に国民の声としてお聞きをいただき、明快なお答えをいただきたいと思つております。

○森実政府委員 ただいま御指摘の点は、私ども絶えず自粛自戒しなければならぬ点だと思つております。今回の法律改正自体におきましては、二つの点を考えております。一つは、いわゆる一カ所とみなす工事の範囲を五十メートルから百メートルに拡大いたしました。これによつて申請件数は大幅に減少すると思ひます。それからもう一つは、採択限度額を引き上げることによりまして非常に少額な事業は採択されない場合もあるわけで、採択件数が減少するということになるわけでございます。しかし、私どもこういう法律制度の改正だけではいけません。やはり御指摘の点も頭に置きまして、現在、四つの点を検討中でございます。

その一つは、比較的小規模な災害等につきまして机上査定を拡大することでございます。もう一つは、これと非常に関連がございますが、災害復旧の総合単価の適用範囲の拡大でございます。三番目は、災害査定官が末端で災害復旧を行います場合の一存で決められます範囲が拡大しておりますが、この保留額を引き上げることによつて、ある程度授權の範囲を広げていきたいと思つております。それからもう一つは、地方農政局長等の権限に属しております災害関連事業費の決定権限を拡大したい。

この四点につきまして、今具体的に検討を進めております。法の改正をお認め願ひましたときは、あわせて運用に当たつてその点を明確に打ち出してまいりたいと思つております。

○上西委員 局長、私あえて申し上げますが、今全く行政改革の大合唱の中中で、私なりにいろいろ意見があります。本当によくお仕事をなさつては、私、行政改革に非常な反発があるのです。ただ、そういうときに、今申し上げたように何か事大主義といましようか、ここまで印鑑をもらわぬといかぬのだというように、やっぱり皆さん方みずから襟を正し、そして事実上簡素化を図る、書類審査などほとんど信頼して事を処理していく。そうしますと、ああ、やっぱりお役人の皆さんは我々の味方だ、国民の公僕だということ、信頼がぐつと回復していくと思つております。そうした意味合いで、今お示しになった四つのことを含めて、より一層簡素化を図り、そして事務手続の迅速的確な処理、このことについて、局長、先頭に立つてやっていただきたい、こういうことをお願いしておきたいと思つております。

○森実政府委員 災害復旧は原形復旧が原則であるということが暫定法制定時における基本的な原則であつたわけでございます。この政府の原則に対して一番大きな反省材料となつたのは、やはり伊勢湾台風であつたかと思ひます。この二十数年前の伊勢湾台風を契機にいたしまして、実は実態においてかなり大幅な改良復旧を認めております。端的に申しますと、原形復旧が著しく困難な場合は不適當な場合において、これにかわるべき必要な施設を設置することを認めているわけでございます。

この趣旨は、いわば従来の機能の回復を図ると同時に、もう一つは、つくつた施設に耐久性を与えていくという点に主眼があるわけでございます。その後におきます災害復旧事業の査定におきましては、例えば堤防のかさ上げの復旧を認めるとか、あるいは頭首工につきましては改良復旧をかなり認めるとか、接続箇所についてのあつた復旧を認めるとか、いろいろなことを具体的に処理しているわけでございます。しかし、もちろんそれだけではカバーできないわけでございます。やはり災害関連事業をどう活用するかが大きな課題だろつと思ひます。この意味で、私ども、災害関連事業の適用を通じて改良復旧を十全に果たせない場所についてはその運用の改善に努めておるところでございます。今後ともその点に努力をしてみたいと思つておるわけでございます。

○上西委員 わかりました。ただ、ここで今から私が申し上げることは、建設省の河川局あたりから申し上げた方が適當かもしれませんけれども、私、こういう体験を持つていたのであります。もう二十数年前であります。熊本市内の白川がはらんして大変な災害が起きました。あのとき、私、見舞いがたらけつたのであります。そして、その夜、正直言つて、災害に遭つてないところで一杯飲みました。そこのおかみさん、相当地の御年配でありましたが、私たちの用件その他を聞いてお話しなされたのです。一言でした。清正公様は偉かった。加藤清正はトラ退治でありましたが、清正公様は偉かったと言つたので、何だお

みさんと聞いたら、彼女はこう言いました。清正公様のつくった堤防は今度も切れなかつた、なぜか、清正公様は水とけんかをしなかつた、水の流れをやわらかく受けとめる堤防、そうした災害防止をやっておくた。今は、皆さん方もそうでありますが、一流大学を出てすばらしい知識を身につけ、勉学研さんこれ努め、水と闘うことに全力を挙げています。だから、予想を上回計算を上回る水が来るような頑丈なものもぶち壊れる。それが今度の災害の原因だ。私はまさにお年寄りに教えられました。どうかそうしたことも念頭に置かれ、頂門の一針として申し上げますので、優秀なお役人の皆さん方、このことをどこかにとどめていただくことをお願い申し上げます。

次に、第三次土地改良計画との関連で若干お尋ねをしたいと思います。

私の調査では、五十七年に本法の対象となつた被災箇所は、農地で約四万、農業用施設で約六万八千と極めて膨大な数に上っておりますが、その辺りもわからぬのです。○○軍団とかなんとかいって全国的に随分いろいろな工事が行われております。何でもこんなにくさんのところが残っていたのか、対象になつたのか、そういったところについて、その原因等を御説明いただきたいと思ひます。

○森実政府委員 率直に申し上げます、やはり特に水に関連します基盤整備事業が立ちおくれしているところにおいて災害が出やすいということと、もう一つは、急傾斜地等自然条件が厳しいところで災害が出やすい、これは否定できない点だろつと思ひます。やはり基本は、基盤整備事業の計画的推進、特に防災事業の計画的推進を図つていくことが災害を少なくする基礎であるということとは私ども痛感しております。一部の地域では、施設が老朽化した、災害でも来れば新しくなるというふうな逆説的な見方をされる方もあります。これは、私は制度としては結果論だろつと思ひますけれども、こういう御批判があることは私ども

絶えず戒心しなければならぬ点だろつと思つております。

そういう意味におきまして、やはり基盤整備事業の計画的推進を図ることも重要でございます。特に農地防災を初めとする防災事業というものについては重点を置いていかなければならぬ。特に山地率が高くて傾斜地の多い、また国土の狭隘な西日本においてこの問題がかなりあるわけでございます。そういう意味におきまして、老朽たため池の整備あるいは農用地保全事業等の地域につきましては、やはり災害の可能性を十分審査いたしまして、災害の可能性の高いところからとて、優先的に採択する、事業に入つたら他の新規は多少御遠慮願つてもできるだけ短期間に完了するということを基本方針として予算を運用しているわけでございます。今後ともこういった配慮に努めますと同時に、また災害関連事業で緊急地滑り防止とか、あるいは本年度から老朽たため池の整備の一部についても災害関連で採択する道を開きましたので、そういう制度の拡充等にも努めてまいりたいと思つておるわけでございます。

○上西委員 本来の各種基盤整備事業が計画どおり実施されていたら相当減少したということはおっしゃつたとおりであります。今おっしゃつた西日本地域に住んでおりますので、お尋ねしたいのであります。

それは何かといふと、第二次土地改良長期計画、四十八年から十一年、総事業費十三兆円、これの実績を私ちょっと調べてみましたら、金額面では九二%の進捗率。ところが、面積ベースでいいますと、圃場整備が一番よくて四九%、畑地総合整備にいきますと一六・七%、農地造成で辛うじて三分の一を上回る三六・四%、こういう数字が出ておるのではありません。無責任なマスコミが○○軍団がお金を食つてそれがどこどこへ行つたんだということを言つておるのとは別といたしまして、私は皆さん方を正しくお仕事をなさつておると信頼しております。しかし、お金がかつただけ消えていってなぜこんな面積しか処理できなかった

のか、極めて素朴な疑問があります。この辺の実情についてお答えをいただきたいと思ひます。

○森実政府委員 ただいま委員御指摘のように、第二次土地改良長期計画では、名目ベースでは約九五%の達成率、それに対して整備面積から申しますと、おおむね五〇%を若干下回るという数字になっておることは事実でございます。

実はこの一番大きな理由は、四十八年から五十七年の間は一番賃金、物価が大幅に上昇した時期でございます。事業費によつては三倍ないし四倍の事業単価の上昇があつたわけでございます。そして、そういった実態から、賃金、物価の上昇による単価の上昇に対して財政支出の増加はなかつた、計画の改定はなかつたとも言えるのかもしれないが、それが基本にあることは事実でございます。

なお、個別の事由といたしましては、実は圃場整備事業等につきまして排水対策の強化とか、つまり地下水を下げる問題ですね、それから末端水路舗装率を向上させたこと等が実質単価の上昇を伴つておる。それからまた農用地開発につきましては、御案内のように開発適地が逐次奥地化しておりました傾斜地が多くなつておる。それからもう一つは、防雨的な支出をふやしていかなければいかぬ。こういった面から単価が上がつてきていることは事実でございます。しかし、中心になりますのは、圧倒的部分が先ほど申し上げました賃金、物価の上昇によるものというふうに御理解いただきたいと思います。

○上西委員 そういつた現実があつてやむを得なかつたと言われればもうそれまでで、押し問答しようと思ひません。しかし、それでは第三次の土地改良計画は完全実施できるのかということについて、びしりとお答えいただきたいと思つておる。

○森実政府委員 お答え申し上げます。ただいまの御指摘の点は、我々が今後八年間にわたつて予算の確保、予算の執行に当たつて最も

留意しなければならぬ基本課題だろつと思つております。

確かに初年度の五十八年度は、若干ふえました。が、全面掘え置きたつたわけでございます。二年目の五十九年度は〇・九%でございますが、他の公共事業の抑制の中で、土地改良事業も、いわゆる長期計画を持った公共投資の一つとして抑制されたことは事実でございます。率直に申し上げます、今のような予算の水準であるならば、この第三次の土地改良長期計画の達成ということが困難であることは否定できません。

この長期計画の策定に当たつては、道路やその他の公共投資の計画もそうでございますが、いわゆる経済事情の変動によつて見直すことあるべしというリザーベーションが閣議決定に当たつておりました。この保留というのは実は全部同じ問題がありまして、財政の制約、経済の低成長への移行の中で果たしてこれだけの事業量が消化できるかどうか、それができない場合においては下方修正をするというリザーベーションであることは事実でございます。しかし、まだ八年あるわけでございますから、私はそうそう弱気に考えるべきものではないと思ひます。現在の枠組みを堅持しながら、どうやつて予算の確保に努めていくかということが第一の課題と思つております。そのための努力を組織として全力を挙げて傾注してまいりたいと思ひます。

と同時に、運用に当たりましては、新規をできるだけ抑制しながら継続事業の早期完工を図つていく。それから事業の部分効果を図つていく、部分効果の発現を図つていく。それからもう一つは、施行基準等については従来の画一的基準を弾力的な運用を図つていかなければならぬ。そういう意味では一昨午局長通達を出しておりますが、例えば地下水の問題とかあるいは圃場区画の話とか、そういった問題につきましても地域の自然的、経済的条件に応じて地元技術者の創意も生かした技術基準の弾力化ということを標榜しておりました。このための努力を今後続けてまいりたい

いと思つてゐるわけでございます。
○上西委員 ここで、私、大臣にお尋ねをしたいのです。

ただいま局長がおっしゃったように、今のよう
な予算の伸びでいくと非常に難しい、率直にお答
えになりました。確かに五十四年度以降、農業基
盤整備の予算は伸び悩んでおります。特に本年の
予算に至っては前年度より減少している。三十二
兆八千億の事業量をこなす可能性がどうかとなる
と、今のお答えになるわけです。それで、このま
までいくと第三次土地改良計画は達成が極めて難
しい、せつかく農家の皆さん方にこういうことを
やりますよとやつて幻のように終わる危険性があ
る。そうしますと、ただでさえ戦後の農政の推進
に当たつて、農家の皆さん方がお国を信頼し、お
上の言つたとおりにやつた結果がこうだつたとい
うことは、さつぱらんに申し上げて何回かあつた
わけです。今度の農産物輸入種拡大・自由化の問
題にしても、山村大臣以下の御努力を多としなが
らも、農家の皆さん方には大変な不満が残つてい
るわけです。それと同じことを第三次土地改良計
画についても起こすのではないかと。

日本の将来を担う日本の農家の皆さん方を本
日に信頼をさせ、皆さん方が推進される農政にびた
つとついでにさせるような形での施策、方針とい
うのは大変大事だと思つてゐます。そういう意味で
は、予算の獲得は大事だと思つてゐます。山村大
臣、予算の獲得を含め、農民の信頼性を高める、
そういう観点から、この第三次土地改良長期計
画について所信をここでお示しをいたしたいと思
つてゐるわけでありませう。

○山村閣下大臣 第三次長期計画、三十二兆八千
億ということで、今局長から答弁しましたよう
に、今のままの予算の獲得でいつてはとも達成
できないということでございますが、御存じのと
おりの苦しい財政事情でございます。しかし、
農政の課題ということで第三次長期計画を立てた
わけでございますので、今後とも計画達成に向け
て少なくとも全力を挙げてまいります。先生言わ

れましたように今のままでいくということでは
ございますが、まだ残りが八年ございますので、頑
張つてやつてまいります。

○上西委員 大変力強い、さすがは山村大臣とい
うお答えをいただきましたので、そのことに深く
信頼を寄せながら今後の御活躍を期待してござ
います。

最後に、私、鹿児島出身でございますので、
朝晩シラスの問題で悩むのであります。

私の父は六男三女という、少ない方ではないの
であります。おぼ三人のうち、真ん中のおぼは
もう三十年前にシラスの崩壊に遭ひまして生き埋
めになつて死にました。三つになる末っ子がその
シラスの中からは出てきて生き延びたという、
身近なところに悲惨な体験を持つていたのであり
ます。以来今日まで、シラスの事故が絶滅されな
いのであります。農水省が大変な予算を投入して
やられてゐることはわかります。しかし、どうも
近年第三次土地改良計画の中で特殊土壌の予算関
係について伸び悩むといふことが、減少傾向が見
られますので、鹿児島県のように全くシラス地帯
に任んでゐる方々の気持ちを思いますときに、こ
れらについて予算面を含めて具体的な対策はどう
なつてゐるのか、お尋ねをしたいと思つてござ
います。

○森実政府委員 特殊土壌の中で、特にシラス土
壌対策の問題は長い間農政としても非常に重要な
課題として取り組んできたわけでございます。御
案内のように、二十七年のいわゆる特土法さらに
四十三年のマル南法の制定等を背景にいたしまし
て、県営でいへば一五％とか団体営でいへば五％
とか、特に高い補助率を適用いたしまして予算を
確保し、事業の実施に当たつております。

今私ども農林省として把握しておりますシラス
地帯で保全対策を必要とする農地は、八万一千ヘ
クタールという数字でございます。五十八年末に
このうち約五万二千ヘクタールが既に整備済みにな
つております。それからまた、一万五千ヘクタ
ールが現在事業継続実施中でございます。しか

し、なお一万五千ヘクタールの未着手の地区も
あることも事実でございます。私どもいたしま
しては、地域の実態は十分承知してゐるつもりで
ございまして、今後ともシラス対策、農地保全対
策、予算の確保とその重点的実施、特にこれはな
かなか難しい問題があるわけですが、新規の採択
と継続事業の早期完了の兼ね合いをどう図つてい
くかという問題がありますが、できるだけ早期完
了をめどにその実施に努めてまいりたいと思つて
おります。

○上西委員 ただいまのお答えでわかるのです。
ただ、私は昭和一けたで、現実にシラス地帯に防
空ごうを掘らされた体験を持つてゐる世代です。
ですから、シラスの怖さはわかるのです。時によ
つては海岸の砂よりかろいわけなんです。そして、雨
その他があつたときに本当に人命はもろろのこ
と、農業面にも多大の被害を及ぼす特殊なもので
ありまして、なかなか一朝一夕にいかないと思
ひますが、今お答えになつたようにまだまだ未着手
部分がたくさんあるわけです。これらに一刻も早
く温かい政治の光、農水省のそうした手が及ぼさ
れることを私は御期待申し上げたいと思つてござ
います。

本法案が少なくとも皆さん方の企画立案をされ
た精神どおりに生かされ、かつ関係する農民ある
いは団体等に広く理解と恩恵が及ぶように心から
御期待申し上げまして、私の質問を終わらしてい
たいただきます。

ありがとうございます。

○阿部委員長 武田一夫君。

○武田委員 私は、農林水産施設災害復旧事業
費国庫補助の暫定措置に関する法律の一部を改正
する法律案について二問お尋ねをいたします。

まず一つは、今回の改正で沿岸漁場整備開発施
設が新たに追加されたわけでございます。日本の
漁業、水産業の発展を思うときに、沿岸漁業が非
常に重要なことは先々御承知と思つております
が、なぜこれまで対象にされなかつたかという素
朴な疑問も一つあるわけでありまして、その点の

説明をしていただき、今回から追加された理由
を聞かしていただきたいと思つておりますが、御答弁
をいただきたいと思つております。

○渡邊(文)政府委員 今回の改正でいわゆる沿岸
事業を対象にお願いしてゐるわけでございます。
最近の漁業をめぐります情勢を申すまでもなく、
これからの漁業振興施策として沿岸漁業の
振興が極めて大事であるということは御理解いた
だいてゐるところでございますが、その沿岸漁業
を振興する際のかなめとなる事業がこの沿岸漁業
であるわけでありまして、ところが、沿岸漁業は、
正直に申しまして、始まりましてからまだ十年に
も満たない事業であるというふうなことで、あるい
はその間に財政事情がだんだんと悪化してきたと
いうようなこと、それからもう一つは、災害が他
の事業に比べますとそれほど多くはなかつたとい
うようなこともあつたのではなからうかと思つて
おりますが、関係漁業者の希望は非常に強かつたのであ
りますが、結果的には今日まで法律改正の機会を
得なかつたわけでございます。

今回暫定法の改正があるということで、関係各
方面と協議をいたしまして、幸いその対象にする
ことができたわけでございます。遅きに失したと
いうおしかりは当然だと思つておりますが、今回の改正
によりまして長年にわたります関係漁業者の希望
がかなえられたという点につきましての御理解を
いただければ幸いだと思つてございます。

○武田委員 もう一つ、この件で、補助率の問題
ですが、甚大災に該当する場合の第一次、第二次
の適用で、どういふ場合が第一で、第二はどうい
ふ場合に適用するといふふうに考えられてゐる
か。その点お願ひいたします。

○渡邊(文)政府委員 暫定法の対象になります
と、通常の場合十分の六・五というのが基礎的な
補助率になるわけですが、災害の程度が非
常に深い場合に補助率のかさ上げをするという仕
組みになつてゐるわけでありまして、
どういふ場合にその補助率のかさ上げを適用す
るかという点につきましては、具体的には政令

を聞かしていただき、今回から追加された理由
を聞かしていただきたいと思つておりますが、御答弁
をいただきたいと思つております。

で定めたいというように考えておるわけでありま
すが、内容的に申し上げますと、現在私どもが考
えておりますのは、一つは、同じ漁業関係でござ
います、漁業用施設であります漁港施設と同程度
の水準となるようにいたしたいというふうに考え
ておるわけでありませう。

それで、どのようになるかといえますと、具体
的に申し上げますと、市町村ごとに、その年に発
生しました沿道施設の災害に係ります復旧事業費
の総額、いわゆる被害額の総額とでも申ししまし
うか、これが、当該市町村の世帯数の中に占めま
す漁業者の世帯数の割合、何割ぐらいが漁業者の
比率であるかということとを当該市町村の標準税収
額に乗じてみる、そういった場合に得た額の何倍
かということ、三倍を超えた場合には第一次高
率でございます十分の九を適用する、それから、
さらに上回りました、例えば六倍を超えるときに
は十分の十の補助率を適用するというふうな現在
のところ考えておるわけでございます。

〔委員長退席、上草委員長代理着席〕
○武田委員 それから、また別の問題で一つお尋
ねします。

現行の第三次土地改良計画、これは前にも私は
質問しているわけですが、五十八年から六十七年
の十年間で総額三十二兆八千億円の事業費を予定
している。このうち防災事業で二兆三千八百億
円の事業費を計上しているというわけでありませ
うが、この二兆三千八百億円を出した根拠という
のは何なのかという問題。それから、防災事業で
すから、これでどのくらいの箇所を対象としてお
考えになっているものか。その点についてひとつお
答えいただきたいと思ひます。

○森実政府委員 第三次の土地改良長期計画での
防災事業でございませうが、これは、事業種目ごと
に地区数を出しまして、その調査結果で出た地区
数に平均的な事業単価を算出して出したものでご
ざいます。その意味では、最も積み上げて作業し
たものでございませう。

御案内のように、最近非常に国土利用の経済密

度が上がってきて、例えば老朽ため池等に代表さ
れますように、従来は民家が近接していなかつた
ものが近接するようになって非常に危険が増して
くる場合がある。それから、あるいは先ほどの
特殊土壌地域等においては、雨量の型が変わって
まいりましていわゆる災害の発生形や頻度が変
わってきている、そういう点を考慮いたしまして
五十三年に全国的に集計したものでございませう。

内容的に申し上げますと、緊急を要するものは、農
地防災事業では約五万九千地区、その中心は老朽
ため池の五万三千地区でございませう。それから農
地保全では約二千五百地区、中心は地すべり対策
の千五百地区と農地保全の約千地区でございま
す。それから公害対策では約四百九十地区、中心
は水質障害対策、これは都市化の進展に伴うもの
が大きいですけれども、これが四百四十地
区、あとは公害防除土地改良とか鉱毒対策でござ
いませう。

こういったものが緊急を要するものとして全体
で六万二千六百八十二地区アカウソトされてお
ります。このうち、五十四年から五十七年までに事
業として採択されたものが全体で四万六千二百二
地区でございませう。残り約一萬八千地区を今後の
十年計画の対象の採択すべき地区数としてとら
え、これに平均的な従来の実績に基づく事業単価
を乗じて出したものが御指摘の数字でございま
す。

○武田委員 被災の箇所の中で、これはいつも指
摘するのですが、未然に防止をすれば災害を防げ
たという場合が非常に多いわけですね。小さい
ものを放置しておいたために大きくなっている
というケースなんかもある。例えば農地あるいは農
業用施設、五十七年をちよつと見てみますと、農
地の場合五十七年では約四万七千所ですが、それ
から農業用施設などが六万七千所、それから林道
なんかの場合でも五十七年で約九千九百所くらい
あるわけでございます。ですから、私はいつも思
うのですが、防災へのしつかつた取り組みとい
うものをしなければ、財政的にも二重投資をする

という非常にむだなことも考えられるということ
を思うときに、今五万八千地区ですか、というこ
とが出ましたけれども、こうした地域の点検とそ
れから危ないと思うような地域、重軽いろいろと
重度がありますね、そういうものは市町村等とあ
るいは地域の農政局等との連携の中でしつかりと
中央で把握をしておかなくてはいけない。また、
地域の県や市町村と農政局との間でよく連携をと
つて、そして手当てを早目にするというようにな
るとで未然防止に力を入れていくことは非常に
重要になってくると思うのです。だから、そ
ういう体制、これは非常に御苦勞なさると思うの
です。我々歩くと結構いっぱいあるわけでは
ありません。我々歩くと結構いっぱいあるわけでは
ありません。

この点については、そうした防災というものに
どれほど力を入れても、それでもやはり不幸など
が起るといふこともございませうから、これは
災害対策委員会なんかでも、私そのメンバーにな
つていますのでいつも指摘するのですが、そうい
う国土保全、しかも農業、漁業、林業という三つ
の、ほとんど日本の国土のあらゆるところにかか
わるのは農林水産省の宿命的な立場でございま
すから、大臣としてもしつかつた防災体制、事
業、これは国土庁なんかとも連携をとつた上で
取り組みに力を入れていくようにしてほしいと思
うのですが、その点についての御所見を聞いて、
時間ですので質問を終わります。

○山村國務大臣 防災というものは土地改良の中
でも重要な部門でございませう。ただし、これは
緊急性もございませうので、それらの点を勘案しな
がらこれに対処してまいりたいといううぐあいに考
えておられます。

○武田委員 終わります。
○上草委員長代理 水谷弘君。
○水谷委員 農林水産施設災害復旧事業費国庫
補助の暫定措置に関する法律の一部を改正する法
律案について若干の質疑をいたします。

今回採択限度額を三十万に引き上げることによ
り補助対象から外れるのはどの程度見込まれる
か、お伺いをいたします。

暫定法の対象施設、規模別被災状況を、事業
費、箇所数とも昭和五十二年から五十七年の一
年当たり平均値で見ますと、補助対象から外れる
のは、農地では災害事業費で十七億九千八百万、
全体の一・四％となっております。これは金額
三十万ということのみで見た単純な結論でござい
ますが、一カ所の工事とみなす箇所を五十メート
ルから百メートルとしたわけですから、それらの
両方から考えてどの程度になるのか、お示しをい
たきたいと思います。

○森実政府委員 ただいま委員御指摘のように、
過去五年の数字から推計いたしますと、箇所数で
は約二割減る、しかし事業費では二・九％が減る
という見方でございませう。ただ、実は一カ所の工
事の範囲を五十メートルから百メートルに拡大し
たわけで、これでもかなり救済するものも出てく
るわけでございます。こういったことは地形の状況
とか被災状況とかによつて、それからまた先ほど
も御指摘がございました基盤整備事業の実施実績
からいってかなり違いますので、一律にはどうも
計量化して把握できません。

そこで、御指摘もございましたので、実は幾つ
かのケースで最近の大災害の例について調べたわ
けでございます。これはもうあくまでも参考でご
ざいませうが、例えば農地の例で申しますと、最近
の災害で問題になりました山梨県の河口湖とか静
岡県の小山町とか、その他七市について具体的に
適用してみました。そうすると、十万円以上で一
カ所工事五十メートルの範囲ということになり
ますと、工区数が百三十七、箇所数が八十四、復
旧事業費の総額は約四千七百七十万になるわけ
でございます。これに対して百メートルに広げて三十万
以上という今度の改定案で考えてみますと、工区
数は百四十一とほとんど差がない。箇所数は八
十四から三十七に大きく減る。これに対して、災
害復旧の事業費は四千七百五十万が四千六百九十

万ということで、九九・何%というふうには、実はほとんど同じ金額になっております。

それから水路の例で申しますと、これも例の地震で災害を受けた七市町村について調べたわけでございますが、この例で申しますと、五メートルで十万円以上の場合には、工区数で九十五、箇所数で六十一、災害復旧事業費が八千九百五十万円。これに対して百メートルで三十万円以上ということで把握してみますと、工区数は九十四でほとんど変わらず。箇所数は三十三に減る。事業費としましては八千八百八十六万ということ

でもほとんど同じという数字になっております。私も、落ち込むものと新しく拾われるものとの間にプラス・マイナスがあることは事実だろうと思っておりますが、トータルとしてはほとんど違いがない数字であるという判断を持っております。

○水谷委員 局長がおっしゃるとおり、当初の事務の簡素化並びに合理化という観点に立ちますと、申請においてもこれだけの箇所が減るわけですからかなり効果が出てくると思っておりますが、また金額的に救済できる額も九九%ほどという、こういう事例が挙げられました。しかし、今お話の中にありましたように、これは新しく取り組む部分と落ちる部分とあるはずであります。そういうことから、その補助の対象から外れた被災箇所の復旧についてはどのように取り組んでいかれるのか、具体的にお示しをいただきたいと思っております。

○森実政府委員 実は補助対象から外れます被災箇所としては、どちらかというと農地が主力になるということとは事実だろうと思っております。その場合どう扱うかという問題でございますが、まず、いわゆる暫定法の対象とならない小災害復旧事業について、農地を除く農業用施設については現在市町村の復旧事業について単独災害の復旧事業債が認められております。それから激甚災害で政令で指定された災害につきましては、農地等の小災害復旧事業債の起債が認められております。これらにつきましては、起債の元利償還期につきまして

は普通交付税の算定基礎となります基準財政需要額に一定のルールのもとに算入されておりますし、従来もつがなく稼働してきたと思っております。これからのこの制度を十分有効に活用できるよう関係各省市との協力も確保するし、また市町村も指導してまいりたいと思っております。

そこで、農地等が中心になるものについては、三十万円以下という災害は、実は今日の暫定法制定以来単価が六倍にも上がっている時期でございますので、そう大きなものではございません。やはりそれぞれ小規模に自己資金でやるということが多くなるわけでございます。農業者等の経費を直接どう見るかが非常に大事だろうと思っております。そういう意味で、農林漁業金融公庫の土地改良資金の融資制度を積極的に活用いたしまして実施できるように指導し、また必要な資金枠の確保に努めてまいりたいと思っております。

○水谷委員 今お話の中にございました、農地の小災害については起債の充当率がゼロということになっていくわけでありまして、これは農地の持つ国土保全また社会的な意義から、たとえそれが小災害であつてもできる限り救済をする、そういう災害救助という意味から考えて、農水省としてもこれはさらに努力をすべき対象ではないかと考えますが、いかがでございますでしょうか。

○森実政府委員 同じ暫定法の対象事業の中でも、農業用施設と農地につきましてはやはりその公益性に差があるということで、暫定法体系においても実は補助率に格差を設けていることは委員御案内のとおりでございます。特に小規模な農地の災害と申しますのは、私も実はこの問題を検討するために何十万円のはどのくらいのものかというところを、現地被害を写真で全部チェックしてみたのですが、非常に小規模な手直しのものは緊急に金融を受けて実施するというのがやはり一番実情には合っていると思っております。それから、分散的な非常に小規模な農地の復旧を市町村が現実的に担当するということはなかなか難しい。土地改良区といつても、土地改良区よりも数人施行とか

あるいは個人施行の場合が多くなってくる、こういう実態があるわけでございます。そういう意味におきまして、私、実態上必要がある場合においては御指摘の起債の問題については今後の課題として検討させていただきますが、当面は先ほども申しましたように土地改良資金の確保とその積極的な活用ということに重点を置いてまいりたいと思っております。

なお、御指摘の点は実情把握にさらに努めまして、所要の改善点があれば改善の努力を講じたいと思っております。

○水谷委員 今の小災害についてさらに御質問いたしますが、今回の改正と関連してやはり補完しなければならぬ措置、それは県や市町村が積極的に小災害に対しても取り組む、そういう姿勢が大事だと思っております。

そこで、熱心に行っている県、市町村もあるのですが、中にはそういうものについてはできるだけ御勘弁をいただきたいという、農家本人が行うべきであるという考え方から、非常に消極的な市町村、県もあるようであります。そういうことで、災害復旧の本旨、被災農家の救済という観点から、これらについても農林水産大臣とかひとつ特段の御指導をなさっていただきたい、このように考えますが、御所見をお伺いしたいと思っております。

○山村国務大臣 小災害の場合、国庫資金等の活用によって迅速そして適切ということを目指しておりますので、我々農林水産省としても県、市町村を指導してまいりたいというぐあいに考えております。

○水谷委員 それでは次に移りますが、本法施行令の第九条六項に「その災害復旧事業について法第三条第二項に規定する補助率により計算した国庫補助額が、百八十四万円を基準とし、災害復旧事業の事業費単価の動向等を参照して農林水産大臣が毎年定める一戸当たり国庫補助基準額に、復旧すべき農地面積の当該箇所一戸当たり平均耕作面積に対する比率を乗じて得た金額をこえる農地」とございますが、この百八十四万円というのは五十九年度では幾らになりますか、お伺いをいたします。

○森実政府委員 百八十四万円というのは、四十二年の入植農家の一戸当たりの国庫補助金額を言っているわけでございます。その後五十八年のベースに物価修正いたしますと四・三八六倍になります。そういう意味では、百八十四万円は八十七万円ということになっております。

○水谷委員 そこでお伺いいたしますが、昨年の日本海中部沖地震において被災した八郎潟地域の問題でございますが、ここは大規模な耕地面積を有しておりますが、平均耕作面積約十五ヘクタールと言われております。このような大規模な農地が被災した場合の対応というのはどのようになさるのですか。

○森実政府委員 極めて御専門的な御質問で、実は私ども昨年八郎潟の災害復旧を扱う場合、いろいろ行政的に苦心した点でございます。問題は、今言った一戸当たりの国庫補助基準額を事業費に換算いたしましたので、つまりこれは大体補助率二分の一ということなんで、倍にいたしました。それから一戸当たりの平均面積で割りました。十アール当たりの復旧限度額を出しているわけでございます。ところが、御指摘のように八郎潟の場合は入植農家だけに限定いたしますと十五ヘクタールというふうには非常に大きいものですから、そのままの数字を使いますと非常に限度額が小さくなっていくという問題がございます。これは、やはり地域の実情と実態をどう反映させるかという行政運営の問題だろうと思っております。

そこで、八郎潟のケースにつきましては、入植農家だけでなくやはり増反も広範に行っておりますので、その増反分については経営面積は小さいわけでございますから、やはり定めております法の基本に従って市町村の増反農家も含めました一戸当たりの経営面積というところで算定いたしました。処理いたしました。逆に、八郎潟はあれだけ大規模な工事をやったところでございますので、他

の条件が同じであれば復旧事業費は割合に経済的に実施できるものでございますから、支障がなかったものと思っております。

○水谷委員　そこで、農政の基本に積極的に農用地の流動化を促進をして規模の拡大を図ろう、こういう方向で取り組んでおられるわけでございませう。そういう観点から、この政策の整合性を考えても、この限度額をそのまま据え置いておいて妥当なかどうか、この辺について検討をなさろうというおつもりはあるかどうか、お伺いをいたします。

○森実政府委員　先ほど申し上げましたように、この反当限度額につきましては物価修正を基本的にしておきまして、四十二年当時と比べると現在は約四倍、四・三八六倍という数字になっております。そういう意味においては、資金、物価の動向等は反映しているところでございます。

それから、農家の経営規模をどう見るかという問題は、どの広がりかという問題を見るかというところかと思っております。今までのところ、私も、この限度額で特に支障を来している点はないと思います。目下のところは特に改正する必要はないと考えております。しかし、これはやはり実情に応じて実態をとらえて対応すべき本質を持っていることは委員御指摘のとおりでございます。そういう意味におきましては、絶えず災害の型や実際の復旧額の動向等を見きわめながら、必要があれば今後実情に応じて検討させていただきたいと思っております。

ただ、何と申し申しても国庫負担で災害復旧を行う制度でございますから、やはり真つさらな新しい農用地をつくる場合の単価よりかはるかに大きい復旧費を使うのはいいかどうかという判断が昭和三十年代における中部地方の大水害を契機として出しまして、大方の議論の集約としてできた一つの制度でもあるわけでございまして、そういった枠はあると思っておりますが、実情を踏まえて今後とも必要な検討は続けてまいりたいと思っております。

○水谷委員　角度を変えて、五十八年度において

本法の対象になっていながら現在継続事業となっている箇所数、金額とそれから全体に占める割合はどのくらいか、お伺いをいたします。法第三条の三に、原則として災害発生年度を含めて三カ年度で完了させることとしておられるわけですが、その進捗度等を見る上から御報告をいただきたいと思っております。

○森実政府委員　既に被災いたしましたして査定が完了しておりますところについては、法の改正に關係なく従来どおり事業を実施しているわけでございます。

御指摘の後段の点、つまりどうやって復旧を図っていくかという問題でございます。これは、委員も御案内のように三、五、二という比率で三カ年復旧ということが現在の災害復旧の公共土木負担等暫定法を通して基本ルールになっております。この復旧進度は、やはり市町村の復旧体制も考えなければならぬ、国の財政事情もある程度平準化して考えなければならぬということと決めておりますし、既に十分定着していると思っております。しかし、実際は、五十六年以降は御案内のように梅雨前線豪雨を初めとする大災害が頻発いたしました。他方、地方経済の景気浮揚という論議もあつたわけでございます。そこで、連年補正予算で初年度復旧進度を大幅に引き上げておりました、例えば五十六年度は五三％、五十七年度は七六％、五十八年度は六〇％というふうになりまして、復旧進度で事業を実施しております、この間における災害につきましては実は二カ年で完了するような実態になっております。北海道の大水害、長崎の大水害、日本海中部地震災害、梅雨前線豪雨災害、台風十号災害等はいずれもこういった形で運用されております。

○水谷委員　ぜひ災害を受けられた皆様方のことを考えても、現在のそのような積極的な取り組みを今後ともお願いしておきたいと思っております。それから、災害復旧事業、先ほど私の方の武田議員からも御質問がありましたけれども、積極的にというわけにもまいりませんが、被災箇所だけ

の復旧ではなくて、いわゆる改良復旧、さらにまた災害関連事業を積極的に導入して、再発防止というふうな観点から、また、せつかく救済したところも、そこはしっかり強くしておりますが、その周辺が弱いわけで、さらに連年災害を起こすということが随分起きているわけでございます。その基本的な取り組みについてお伺いをいたします。

○森実政府委員　お答え申し上げます。改良復旧の問題は、先ほど申し上げましたように、従来からもいわゆる機能の回復、耐久性の付与という原則が確立されて、私も具体的な事例に即して考えますと、いわゆる狭義の原形復旧を超えたかなり大幅な復旧が水路、頭首工、堤防等を通じて行われていることは事実でございます。これからは現地の被災状況を十分勘案いたしまして、再度災害防止という観点で査定に当たりたいと考えております。

なお、隣接箇所等の問題につきましては、一部はいわゆる復旧事業で実施できますが、大半は関連事業になると思っております。そういう意味で、災害関連制度の運用についてはこれからも積極的に取り組んでまいりたいと思っております。

なほ、先ほどの農地防災との連携も頭に置きまして、五十八年からは災害関連の事業の一つとして緊急地すべり対策事業も災害関連の枠の中で、一定の範囲でできるようにいたしましたし、また、本年度の予算からは老朽ため池の関連整備事業につきましても、一定の条件のもとにおいて、災害復旧と関連を持たせながらかなり大幅な改良復旧を認める制度をつくつたわけでございまして、なかなか財政の厳しい折でございますが、大上段の制度をつくることは難しい点もございしますが、やはり一歩、二歩でもこういう面ですべてのシーリングの枠外の制度をつくり、またそれを重点的に実施して、再度災害の防止に当たるという具体的な知恵も要ると思っております。今後とも努力いたしたいと思っております。

○水谷委員　今回の暫定法の改正によって事務の

簡素化、合理化が図られる、大きく期待をしたいところでございます。

そこで、さらにもう一歩進めまして、現場の市町村におきましてはいろいろな行政事務があるわけでございますが、その中で突然災害が起こってまいります。その災害復旧、救助、いろいろな仕事がたくさんある中で、災害査定設計書をつくらなければならぬという事務が発生してまいります。でき得ることならば、この査定設計書作成の段階で委託費を助成すべきではないかと考えますが、お考えを伺いたいと思っております。

○森実政府委員　前々から、災害が激甚な場合、事業実施主体である特に市町村が自分たちではなかなか実施設計書はつくりにくい、そこで外注しなければならぬ、この委託費の補助を出すかどうかという問題がございました。

そこで、五十二年災害から、激甚災につきましまして、暫定法で申しますなら局地激甚も含めまして一定の範囲で委託費に対して国庫補助の道を開いております。五十三年は一億一千八百万の補助金を支出しておりますが、五十七年度は実は大災害もありまして七億七千万の支出を行っております。年間平均して大体三億数千万の委託費の補助を行っております。一律にということにはなかなか難しい点もあつたし、またこの問題は、どうやって災害査定事務を合理化するかということと密接不可分の関係がございまして、そういう意味においては、いわゆる机上査定の大とか総合単価の適用というふうな制度の改善、さらに県職員や農政局職員の激甚災における応援体制を整える問題等と相まちながら考えていかなければならないと思っております。現行制度に今特段の措置を加えるという余地は乏しいものと思っておりますが、やはり災害というのはその形や実態をどう受けとめるかが大事でございます。この現実を受けとめながら、これからは十分の研究はしてまいりたいと思っております。

○水谷委員　構造改善局長に伺います。今のは査

定の設計委託費に対する補助ですか、実施設計の方ですか、どちらですか、お伺いします。

○森実政府委員 ただいま申し上げました数字はいわゆる委託設計費に対する、正確に申しますと災害復旧事業査定設計委託費の助成額でございます。

○水谷委員 局地激甚災だけではなくて、その枠も一般の方にもできるだけ積極的に対応できますようにお願いしておきたいと思っております。

最後に、ことしの豪雪につきましてもう再三この委員会でも議論をされてきたところでありますが、つい最近新潟県へちよつと用がございまして行つてまいりました。まだ田んぼには一メートル以上の雪が実は積もっております。例年ですと雪解け時期というのは下洞のようなものでございまして、地熱が上がっておりまして、下の農地はそれほど傷んでないという感じがするのですが、ことしは積雪の形が例年と違ひまして、非常にしつかりと積もっておりまして、下はほとんど凍結しているのではないかと、こういう状況でございます。そういうことを考えますと、雪解け時期の農地の問題それからまた融雪時における出水等でまた災害が発生するおそれがあるわけでありませう。そのようなことを心から願うわけでありませうけれども、そのような場合にどうか緊急に万全の対策を講じられますように積極的な取り組みを強く望むものであります。その対応についてのお考えをお伺いしたいと思います。

○森実政府委員 私から総括的にお答えさせていただきますが、除雪の問題、融雪の促進の問題、これをどう進めていくかということが一方にございませう。それから、現に降つていく雪がどういふ形で作物の生育に阻害を与えるかという問題がございませう。それから、もう一つの問題がございませう。それからさらに、もう一つの問題がございませう。それは、まさに御指摘のように、ことしは例年に比べますと平場と中山間地帯の中間部の雪が割合に多いのでございませうが、この雪の融雪が五月、六月においてどういふ水害をもたらすかという問題がございませう。

○阿部委員 以上で質問を終わります。次回は、明十九日木曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後五時五十九分散會

営農の問題につきましては、こういった状況を踏まえましてそれぞれの関係局において所要の技術指導をやっておりますが、私どもも、施設災害の発生をできるだけ十分に予知して防止する、または、できた場合においては直ちに対応できる体制の整備には留意したいと思ひます。

それからまた、農家の経営の問題といたしましては、公庫資金の活用問題、それから各種の助成事業の活用問題等についても、態様に応じまして取り組めるよう十分勉強させていただきたいと思つております。

○水谷委員 以上で質問を終わります。

○阿部委員 次回は、明十九日木曜日午前九時五十分理事會、午前十時委員会を開会することとし、本日は、これにて散会いたします。午後五時五十九分散會

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案に対する修正案

国有林野事業改善特別措置法の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

第二条第一項の改正規定の前に次のように加える。

第一条中「並びに」の下に「国土の保全、水資源のかん養、良好な自然環境の保全及び形成その他の森林の有する公益的機能の維持増進、林産物の計画的かつ持続的な供給、国有林野（国有林野法（昭和二十六年法律第二百四十六号）第二条に規定する国有林野をいう。以下同じ。）の所在する農山村地域の振興への寄与等の」を加える。

第二条第一項の改正規定を次のように改める。

第二条第一項中「収支の均衡を回復する等その」を削り、「昭和六十二年度までに完了することを旨として、昭和五十三年度以降十年間を、図るため、昭和五十九年度から昭和七十二年度までの間」に改め、同条第二項第二号を次のように改める。

二 国有林野の森林資源の整備に関する事項

第二条第二項第六号を同項第七号とし、同項第五号の次に次の一号を加える。

六 国有林野事業の改善に必要な資金の確保に関する事項

第二条第五項を同条第六項とし、同条第四項を同条第五項とし、同条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

三 改善計画は、前条の国有林野事業の使命が総合的に果たされるべきことに適切な考慮が払われたものでなければならぬ。

第三条の見出しの改正規定を次のように改める。

第三条を次のように改める。

（一）一般会計から国有林野事業特別会計への繰入れ

第三条 政府は、改善期間において、次の各号に掲げる経費に相当する金額（第三号に掲げる経費にあつては、同号に規定する事業に伴う収入の額として政令で定める金額を控除した金額）を、予算の定めるところにより、一般会計から国有林野事業特別会計の国有林野事業勘定（以下「事業勘定」という。）に繰り入れなければならない。

一 治山治水緊急措置法（昭和三十五年法律第二十一号）第二条の治山事業で国有林野事業に該当するものに要する経費

二 森林保全管理事業（国有林野の公益的機能を保全し、又は活用するための国有林野の管理に関する事業をいう。）に要する経費

三 森林レクリエーション事業（国有林野を國民のレクリエーションに活用するための自然林養林等の整備及び管理に関する事業をいう。）に要する経費

四 林木育種事業に要する経費

五 国有林野に属する保安林に係る造林事業（第一号に規定する事業を除く。）に要する経費

事業を除く。）並びに林道の開設、改良及び災害復旧の事業に要する経費で改善計画の円滑な実施に必要なものとして政令で定めるものの一部に相当する金額を、予算の定めるところにより、一般会計から事業勘定に繰り入れることができる。

第六条を削る改正規定、第五条を第六条とする改正規定、第四条の改正規定及び同条を第五条とする改正規定を次のように改める。

第六条を削り、第五条を第六とする。

第四条の見出しを（資金の貸付け等）に改め、同条中「第五項第一項の下に」及び「前条第一項」を加え、同条に次の二項を加え、同条を第五条とする。

2 政府は、改善期間における国有林野事業特別会計法第五条第一項の規定による借入金に係る資金の貸付けについては、当該貸付けに係る借入金の償還期間及び据置期間について、国有林野の森林資源の整備の状況を考慮して特別の配慮をするものとする。

3 政府は、改善期間において、国有林野事業特別会計法第五条第一項及び前条第一項の規定による借入金の利子の財源に充てるため、予算の定めるところにより、一般会計から事業勘定に繰入金をしなければならない。

第三条の次に一条を加える改正規定のうち第四条の見出しを（退職手当に係る借入金）に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「第一項の規定による借入金については」を「前項の規定による借入金については」に改め、同項を同条第二項とする。

本修正の結果必要とする経費は、平年度約千四百十八億円の見込みである。

地力増進法案

地力増進法

地力増進法

(目的)

第一条 この法律は、地力の増進を図るための基本的な指針の策定及び地力増進地域の制度について定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を講ずることにより、農業生産力の増進と農業経営の安定を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律で「農地」とは、耕作の目的に供される土地をいう。

2 この法律で「地力」とは、土壌の性質に由来する農地の生産力をいう。

(地力増進基本指針)

第三条 農林水産大臣は、地力の増進を図るための農業者及びその組織する団体(以下「農業者等」という。)に対する基本的な指針(以下「地力増進基本指針」という。)を定めなければならない。

2 地力増進基本指針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 土壌の性質の基本的な改善目標

二 土壌の性質を改善するための資材の施用に関する基本的な事項

三 前号に掲げるもののほか、耕うん整地その他地力の増進に必要な営農に関する基本的な事項

四 その他地力の増進に関する重要事項

3 農林水産大臣は、地力増進基本指針は定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(地力増進地域の指定等)

第四条 都道府県知事は、次に掲げる基準に適合すると認められる地域を地力増進地域として指定することができる。

一 その地域の農地がおおむね不良農地(土壌の性質が不良であると認められる農地をいう。以下同じ。)から成り、かつ、その地域の農地の面積が農林水産省令で定める面積以上であること。

二 その地域内の不良農地について営農上の方法により地力を増進することが技術的及び経済的に可能であること。

2 都道府県知事は、前項の規定による指定をしようとするときは、あらかじめ、関係市町村の意見を聴かなければならない。

3 都道府県知事は、第一項の規定による指定をしたときは、遅滞なく、その旨を公表しなければならない。

4 前二項の規定は、地力増進地域の指定の解除について準用する。

(対策調査)

第五条 都道府県は、農林水産省令で定める基準に従い、地力増進地域について、地力の増進を図る上で必要な事項を明らかにするための調査(以下「対策調査」という。)を行うものとする。

第六条 都道府県知事は、対策調査の結果に基づき、地力増進地域について、地力の増進を図るための農業者等に対する指針(以下「地力増進対策指針」という。)を定めなければならない。

2 地力増進対策指針には、次に掲げる事項を定めるものとし、その内容は、地力増進基本指針の内容に即するものでなければならない。

一 土壌の性質

二 土壌の性質を改善するための資材の施用に関する事項

四 前号に掲げるもののほか、耕うん整地その他地力の増進に必要な営農に関する事項

五 その他地力の増進を図るために必要な事項

3 都道府県知事は、地力増進対策指針を定めようとするときは、あらかじめ、関係市町村及び関係農業者の組織する団体の意見を聴かなければならない。

4 都道府県知事は、地力増進対策指針を定めるときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

5 前二項の規定は、地力増進対策指針の変更について準用する。

(助言、指導等)

第七条 都道府県は、地力増進対策指針に即し、地力増進地域の農業者等に対し、地力の増進を図るために必要な助言及び指導を行うものとする。

2 都道府県知事は、地力増進地域の農業者が地力増進対策指針に即した営農を行わないため、地力の増進が著しく阻害されていると認められるときは、当該農業者に対し、当該地力増進対策指針に即した営農を行うよう勧告することができる。

(改善状況調査)

第八条 都道府県は、地力増進対策指針に即した地力の増進を図るため必要があると認められる場合又は農業者等から請求を受けた場合(農林水産省令で定める基準に適合すると認められる場合に限る。)において、農林水産省令で定める基準に従い、地力増進地域の農地の土壌の性質の改善状況についての調査(以下「改善状況調査」という。)を行うものとする。

(立入調査)

第九条 都道府県知事は、この法律を施行するため必要があると認めるときは、その職員に、農地に立ち入り、土壌又は農作物につき調査させることができる。この場合において、その職員は、あらかじめ、当該農地の占有者に通知しなければならない。

2 前項の規定により農地に立ち入ろうとする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(援助)

第十条 国は、都道府県に対し、対策調査、地力増進対策指針の策定、改善状況調査その他地力の増進に関する施策の実施に必要な指導、助成その他の援助を行うよう努めるものとする。

(土壌改良資材の表示の基準)

第十一条 農林水産大臣は、植物の栽培に資するため土壌の性質に变化をもたらすことを目的として土地に施される物(肥料取締法(昭和二十五年法律第七十七号)第二条第一項に規定する肥料にあつては、植物の栄養に供すること又は植物の栽培に資するため土壌に化学的変化をもたらすことと併せて土壌に化学的変化以外の变化をもたらすことを目的として土地に施される物に限る。以下「土壌改良資材」という。)のうち、その消費者が購入に際し品質を識別することが著しく困難であり、かつ、地力の増進上その品質を識別することが特に必要であるためその品質に関する表示の適正化を図る必要があるものとして政令で定める種類のものについて、その種類ごとに、次に掲げる事項につき表示の基準となるべき事項を定め、これを告示するものとする。

一 原料、用途、施用方法その他品質に関する表示すべき事項

二 表示の方法その他前号に掲げる事項の表示に際して土壌改良資材を業として製造(配合、加工及び採取を含む。)する者(以下「製造業者」という。)又は土壌改良資材を業として販売する者(以下「販売業者」という。)が遵守すべき事項

2 都道府県知事は、土壌改良資材の種類を示し、前項の表示の基準となるべき事項を定めるべき旨を農林水産大臣に申し出ることができる。

(指示等)

第十二条 農林水産大臣は、前条第一項の規定により告示された同項第一号に掲げる事項(以下「表示事項」という。)を表示せず、又は同項の規定により告示された同項第二号に掲げる事項(以下「遵守事項」という。)を遵守しない製造業者又は販売業者があるときは、当該製造業者又は販売業者に対して、表示事項を表示し、又は遵守事項を遵守すべき旨の指示をすることができる。

2 農林水産大臣は、前項の指示に従わない製造業者又は販売業者があるときは、その旨を公表

することができる。

(表示に関する命令)

第十三条 農林水産大臣は、第十一条第一項の規定により表示の基準となるべき事項が定められた種類の土壌改良資材の品質に関する表示の適正化を図るため特に必要があると認めるときは、政令で定めるところにより、農林水産省令で、製造業者又は販売業者に対し、当該土壌改良資材に係る表示事項について表示をする場合には、当該表示事項に係る遵守事項に従つてすべきことを命ずることができる。

第十四条 農林水産大臣は、第十一条第一項の規定により表示の基準となるべき事項が定められた種類の土壌改良資材について、表示事項が表示されていないものが広く販売されており、これを放置しては土壌改良資材の消費者の利益を著しく害すると認めるときは、政令で定めるところにより、農林水産省令で、製造業者又は販売業者に対し、当該土壌改良資材に係る表示事項を表示したものでなければ販売し、又は販売のために陳列してはならないことを命ずることができる。

2 農林水産大臣は、前項の規定による命令をする場合には、当該表示事項に関し、現に前条の規定による命令をしている場合を除き、あわせて同条の規定による命令をしなければならぬ。

(命令の変更又は取消し)

第十五条 農林水産大臣は、前二条の規定による命令をした後において、その命令をする要件となつた事実が変更し、又は消滅したと認めるときは、その命令を変更し、又は取り消さなければならぬ。

(報告及び立入検査)

第十六条 農林水産大臣は、この法律の施行に必要な限度において、製造業者若しくは販売業者から報告を徴し、又はその職員に、これらの者の工場、事業場、店舗、営業所、事務所若しくは倉庫に立ち入り、土壌改良資材、その原料、

帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

3 第一項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(協議)

第十七条 農林水産大臣は、第十一条第一項の規定により表示の基準となるべき事項を定め、又は第十三条若しくは第十四条第一項の規定による命令をし、若しくは第十五条の規定による命令の変更若しくは取消しをしようとするときは、当該表示の基準となるべき事項又は当該命令に係る土壌改良資材の製造の事業を所管する大臣(農林水産大臣を除く。)に協議しなければならない。

(経過措置)

第十八条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置(罪則に関する経過措置を含む。)を定めることができる。

(罰則)

第十九条 第十三条又は第十四条第一項の規定による命令に違反した者は、二十万円以下の罰金に処する。

第二十条 第十六条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、十万円以下の罰金に処する。

(罰則規定)

第二十一条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の刑を科する。

附則

1 この法律は、昭和五十九年九月一日から施行する。ただし、第十一条から第二十一条までの規定は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

2 耕土培養法(昭和二十七年法律第二百三十五号)は、廃止する。

理由

最近における土壌管理の実態その他の農業事情にかんがみ、地力の増進を図るため、地力増進基本指針の策定及び地力増進地域の制度を定めるとともに、土壌改良資材の品質に関する表示の適正化のための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。